

能勢町 都市計画 マスター プラン



令和6年7月
能勢町

ごあいさつ

この度、能勢町都市計画審議会から答申をいただき、本町の都市計画に関する基本的な方針となる「能勢町都市計画マスタープラン」を改訂しました。

本町は、人口減少、少子高齢化が進展する中、令和4（2022）年に過疎地域指定を受け、「能勢町過疎地域持続的発展計画」を策定し、社会経済活動をはじめとするあらゆる面で持続可能性の向上に資する事業を進めているところです。

本町では、市街化区域の面積が総面積の1%あまりと小さいことから、地域の活性化となる製造業等の企業進出を阻んできました。就労機会が増えず、地域の活力が減少した一因でもあると考えています。

今後の土地利用方針として市街化区域に隣接する幹線道路沿道の農地等を多様な産業用地として利活用を図り、市街化区域に編入することで、本町に魅力的な産業や雇用を創出し、地域住民が住み続けられるまちに展開できるようさらに取組みを進めてまいります。

最後に、本マスタープランの改訂にあたり、多大なご尽力を賜りました都市計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6（2024）年7月
能勢町長 上森 一成



目 次

第1章 計画の概要	1-1
1.1 都市計画マスタープランとは	1-1
1.2 能勢町における都市計画の経緯	1-1
1.3 能勢町都市計画マスタープランの見直しの経緯	1-1
1.4 計画の役割	1-1
1.5 計画の位置付け	1-2
1.6 計画対象区域	1-3
1.7 計画目標年次	1-3
第2章 上位・関連計画	2-1
2.1 第6次能勢町総合計画（能勢町、令和4（2022）年7月）	2-1
2.2 北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （都市計画区域マスタープラン）（大阪府、令和2（2020）年10月）	2-4
2.3 第9回市街化区域及び市街化調整区域の 区域区分変更についての基本方針（大阪府、令和5（2023）年2月）	2-6
2.4 市街化調整区域における地区計画のガイドライン （大阪府、令和3（2021）年3月）	2-7
2.5 能勢町市街化調整区域における地区計画のガイドライン （能勢町、令和6（2024）年7月）	2-8
2.6 能勢町都市計画法施行条例（旧提案基準A）（能勢町、令和4（2022年4月））	2-9
2.7 市街化調整区域の幹線道路沿道等における工場等の立地を目的とした 開発許可基準（提案基準B）（能勢町、平成30（2018）年9月）	2-10
2.8 能勢町産業用候補地の確保に関する土地利用方針 （能勢町、平成29（2017）年12月）	2-11
2.9 能勢町公共施設等総合管理計画（能勢町、令和4（2022）年3月（改訂））	2-12
2.10 能勢町地域公共交通計画（能勢町、令和6（2024）年3月（改訂））	2-13
2.11 能勢町地域防災計画（能勢町、令和3（2021）年5月（改定））	2-14
2.12 第3次能勢町環境基本計画（能勢町、令和4（2022）年3月）	2-15
2.13 能勢町地球温暖化対策実行計画（能勢町、令和3（2021）年3月）	2-16
2.14 能勢町第2期SDGs未来都市計画（能勢町、令和6（2024）年3月）	2-17
2.15 能勢町過疎地域持続的発展計画（能勢町、令和4（2022）年9月）	2-18
第3章 都市の現況と課題の整理	3-1
3.1 位置・地勢	3-1
3.2 人口推移	3-2
3.3 土地利用	3-6
3.4 産業	3-10
3.5 都市施設	3-16

3.6 公共交通.....	3-23
3.7 自然環境・景観.....	3-25
3.8 災害ハザード.....	3-31
3.9 前「能勢町都市計画マスタープラン」の進捗状況.....	3-33
3.10 住民意向調査.....	3-36
3.11 社会情勢の変化.....	3-42
3.12 まちづくりにあたっての課題.....	3-44
 第4章 まちづくりの基本方針.....	4-1
4.1 基本目標.....	4-1
4.2 基本方針.....	4-2
4.3 将来都市構造.....	4-3
 第5章 全体構想.....	5-1
5.1 全体構想の考え方.....	5-1
5.2 土地利用の方針.....	5-3
5.3 市街地・集落整備の方針.....	5-5
5.4 都市施設整備の方針.....	5-8
5.5 自然環境保全及び景観形成の方針.....	5-17
5.6 都市防災の方針.....	5-20
 第6章 地域別構想.....	6-1
6.1 地域別構想の考え方.....	6-1
6.2 西地域.....	6-2
6.3 東地域.....	6-3
 第7章 実現に向けて.....	7-1
7.1 推進体制.....	7-1
7.2 進行管理.....	7-3
 資料編.....	資-1

第1章 計画の概要

1.1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定され、「市町村の建設に関する基本構想（総合計画）」並びに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した市町村の都市計画に関する基本的な方針として定められるものです。

1.2 能勢町における都市計画の経緯

本町は、大阪・阪神地域と日本海側を結ぶ国道173号が開通して以来、90年代まで、山麓を中心に市街地が拡大していく中、無秩序な開発行為を抑制し、防災や景観に配慮した計画的なまちづくりを目指して都市計画制度を導入しました。

都市化の傾向に対して、森林・丘陵・田畠・集落からなる伝統的な土地利用や里山景観を保全しつつ、市街地の計画的形成や産業の開発・立地を図る目的で、平成3（1991）年に都市計画区域の指定、平成7（1995）年には市街化区域と市街化調整区域の区域区分を決定し、今日まで美しい農村風景を守ってきました。

1.3 能勢町都市計画マスタープランの見直しの経緯

本町では、都市づくりの指針となる「能勢町の都市計画に関する基本的な方針（能勢町都市計画マスタープラン）」を、平成8（1996）年3月に策定して以降、上位計画やまちづくりを取り巻く環境の変化を踏まえ、平成16（2004）年12月、平成25（2013）年8月にそれぞれ見直しを行いました。

今回は、上位計画であり本町の総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる「第6次能勢町総合計画」が令和4（2022）年7月に策定されたことや、同じく上位計画である「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」が令和2（2020）年10月に見直されたこと、また、人口減少や少子高齢化の進展等、本町を取り巻く社会情勢が変化していることなどを踏まえ、令和6（2024）年7月に見直しを行いました。

1.4 計画の役割

「能勢町都市計画マスタープラン」は以下の役割を持つものとします。

- ①実現すべき具体的な都市の将来像を示すこと（住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを示す）。
- ②個別の土地利用規制等、都市計画に対する地域住民の理解を得る根拠となること。
- ③土地利用や都市施設などの整備を進める際の相互の調整を図る指針となること。
- ④土地利用や都市施設などの都市計画の決定や変更の指針となること。

1.5 計画の位置付け

「能勢町都市計画マスターplan」の位置付けは下記のとおりです。

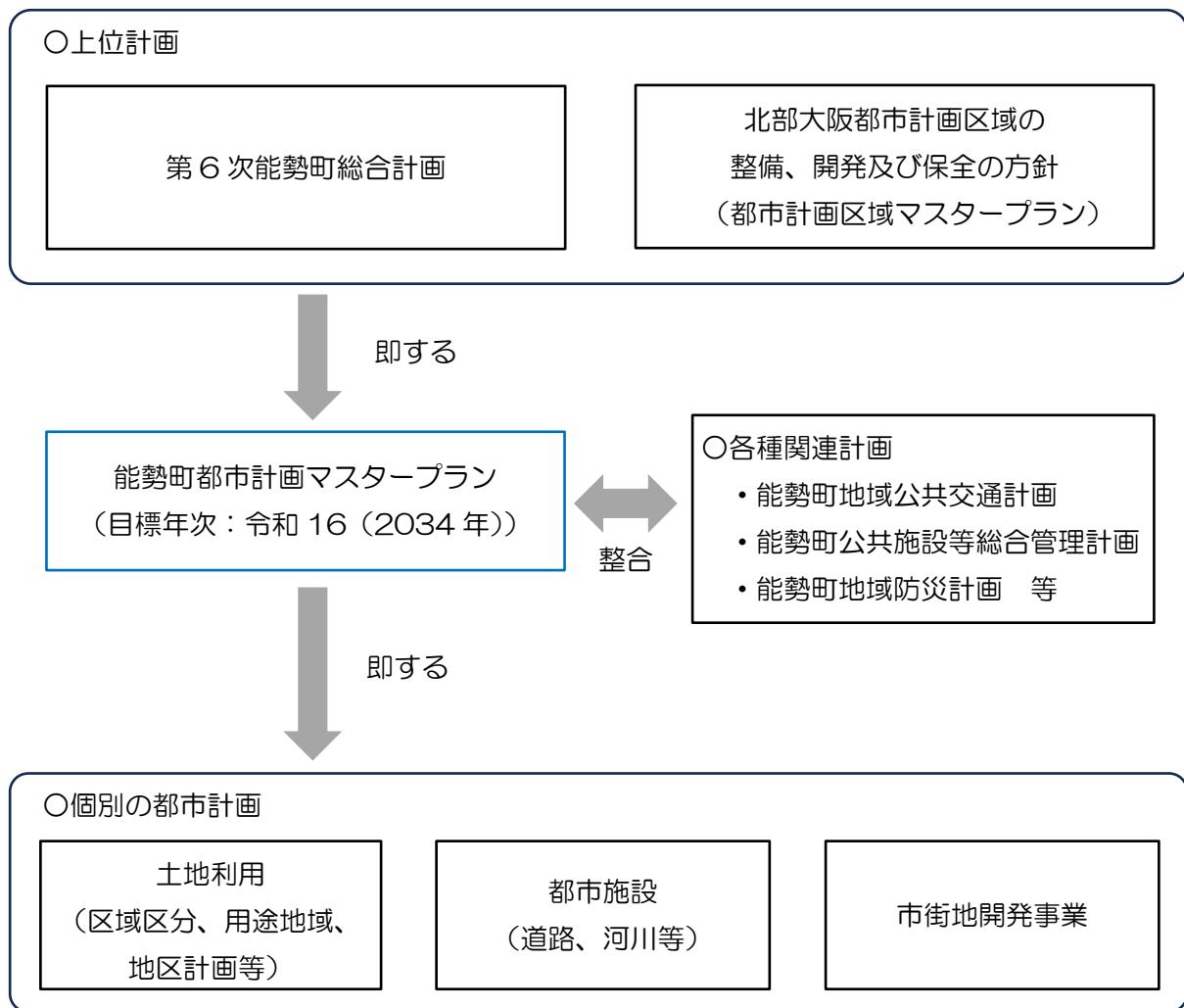


図 1-1 「能勢町都市計画マスターplan」の位置付け

1.6 計画対象区域

本町は全域が北部大阪都市計画区域に含まれていることから、本町全域を計画対象区域とします。

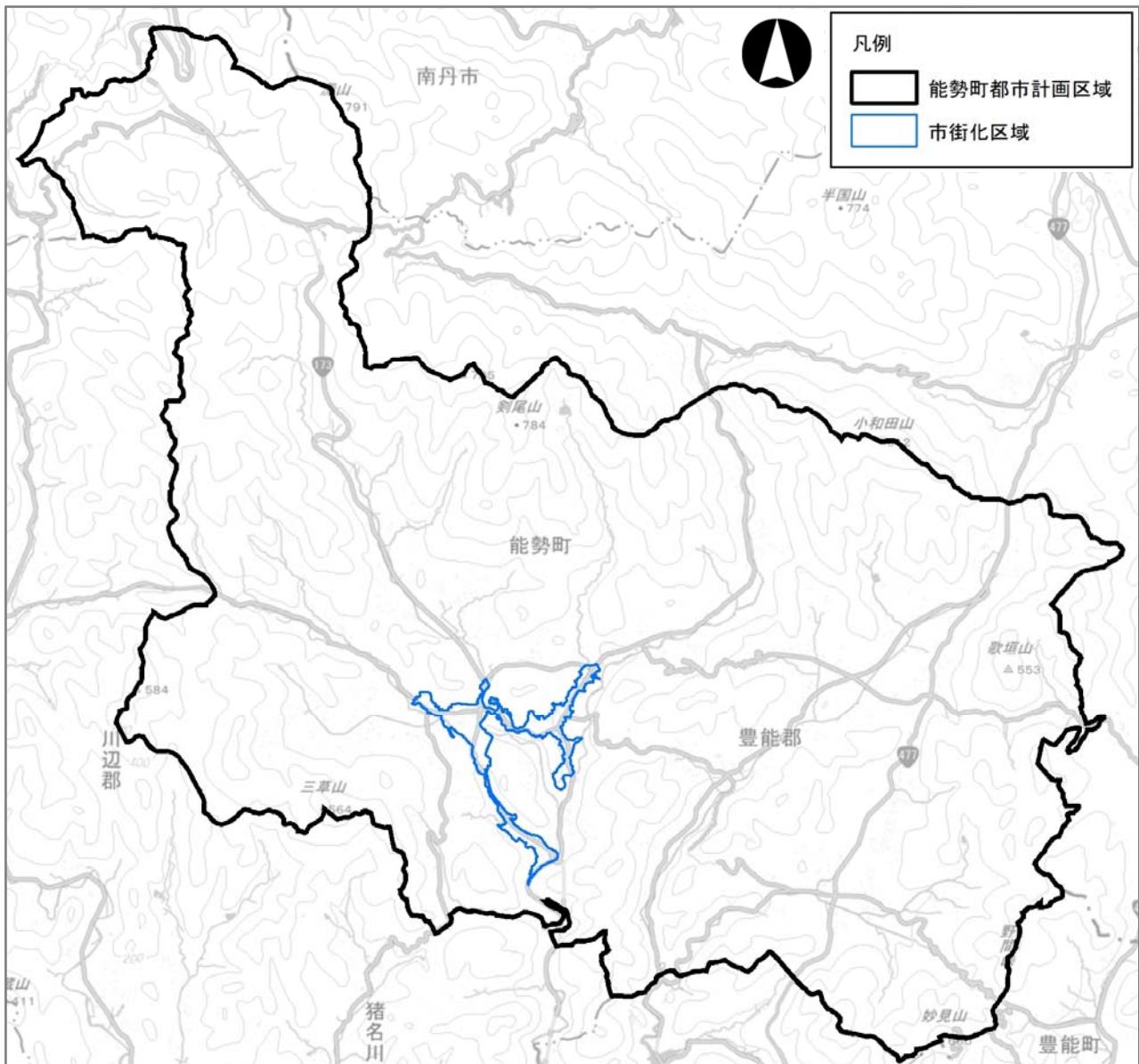


図 1-2 計画対象区域図

背景地図：国土地理院

1.7 計画目標年次

上位計画である「第6次能勢町総合計画」が令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間を計画期間としていることを踏まえ、本計画についても計画期間を10年間とし、令和16（2034）年を目標年次として設定します。

なお、都市計画マスタープランは将来ビジョンや土地利用、都市施設のあり方を示すものであり、本町のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化や、各事業の進捗状況を踏まえながら適宜、適切に見直していく必要があります。このため、上位・関連計画が改定され都市計画マスタープランへの反映が必要な際や、社会経済情勢が大きく変化しその対応が必要となった際には、「能勢町都市計画マスタープラン」の見直しを行います。

第2章 上位・関連計画

2.1 第6次能勢町総合計画(能勢町、令和4(2022)年7月)

「第6次能勢町総合計画」は、本町の総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる計画です。

本計画では5つの分野別計画を設定しており、特に「3 地域経済の活性化」においては、「時代に合った地域の魅力を引き出す土地利用」を掲げ、市街化区域に近接した幹線道路沿道を多様な産業を誘致する用地として活用することや、地区計画制度の活用、開発許可等の弾力的な運用による地域活力の向上等がうたわれています。

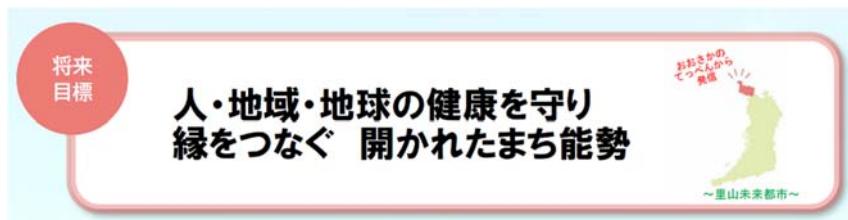
○計画期間

令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間

○能勢のこれから10年に大切な7つのテーマ

- (1) 地域社会の創り手を育むまち
- (2) 人の輪が広がるまち
- (3) 健康で生きがいをもてるまち
- (4) 里山を守り・生かすまち
- (5) 働く場所が多様にあるまち
- (6) 安心して移動ができるまち
- (7) 地域エネルギーで自立するまち

○将来目標



第6次能勢町総合計画では、地域内外の「縁」を創造し、増やしていくことで、つながりや支えあいが広がり、温かで賑わいがある開かれたまちを目指します。

里山の自然資源や人間関係の資源を基軸として、人と人、地域と地域、街と里の多様な縁をつなぎ、新しい関係性を創造していくことを目指すものです。多様なパートナーとともに相互に資源を補完し、支え合い、高め合うことで、自立的で豊かな生活空間を創造することを将来像とします。

地域の暮らしを支える土地利用については、それぞれの地域の個性をとらえ、守ること、新しくすることとのバランスを大切に考えます。そして、コミュニティベースで健康づくりや暮らしの質の向上を考え、一人ひとりが大切にされ、人々が健康でいきいきと人生を謳歌することのできるまちの実現を目指します。

○将来目標実現のための基本方針

本町では、今後、人口減少、少子化・高齢化への対策を重点的に実施するとともに、特に、「能勢ファン（関係人口）」に着目し、地域住民に加えて、本町に想いを寄せる地域外の人材との継続的かつ複層的なネットワークの形成に向けて施策を重点的に展開します。

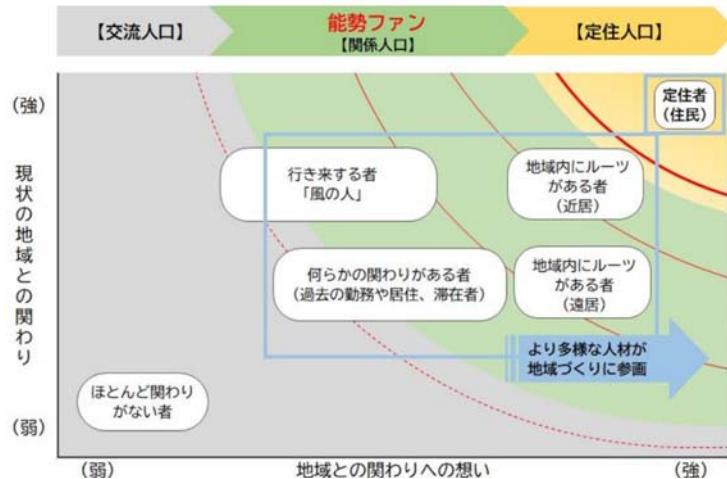


図 2-1 地域外の人材と地域との関わりの深化

出典：「第 6 次能勢町総合計画」（能勢町 令和 4(2022)年 7 月）

○施策の大綱

表 2-1 施策大綱と施策のテーマ

施策大綱	施策のテーマ
人材育成・サイクル	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な社会の創り手としての意識を醸成する教育の実施 教育環境の充実 協働的な学びの実現 能勢ファン（関係人口）創出と移住・定住の促進 まちの魅力の継承と創造
ウェルビーイング (健康で幸せな暮らし)	<ul style="list-style-type: none"> 安心して子育てができる切れ目のない支援 社会全体で子ども・若者の成長を支える環境づくり 地域医療体制の充実 高齢者福祉の充実 障がい者福祉の充実 健康寿命の延伸 生涯活躍できる社会の実現 人権・平和の尊重 魅力的な集落生活圏の形成
地域経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 地域プランディング・シティプロモーションの推進 食・農業・農村資源の高付加価値化 産業の活性化と地域発イノベーションの推進 道路・交通環境の整備 新しい交通システムへの挑戦 時代に合った地域の魅力を引き出す土地利用
脱炭素化・強靭化	<ul style="list-style-type: none"> 森林資源の保全と活用 ゼロカーボンタウンの実現 災害に対する復元力・回復力の向上
自治体経営における 資源配分の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術の利活用の研究 自立した地域づくりの推進

○都市計画分野に関する施策テーマ



：特に都市計画に深く関連する施策テーマ

図 2-2 施策体系図

出典：「第 6 次能勢町総合計画」（能勢町 令和 4(2022) 年 7 月）

2.2 北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(都市計画区域マスターplan)(大阪府、令和2(2020)年10月)

「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、大阪の特性や近年の社会情勢の変化を踏まえ、大阪にふさわしい都市づくりのあり方を示した上で、一体の都市として総合的に整備、開発、保全すべき区域として定められた都市計画区域ごとの主要な都市計画（土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業）等の決定方針を定めるものです。

○計画期間

令和2(2020)年から令和12(2030)年までの10年間

○大阪の都市づくりの基本目標

- (1) 国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成
- (2) 安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現
- (3) 多様な魅力と風格ある大阪の創造

○大阪の都市づくりの方向性

- (1) 大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化
- (2) 国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造
- (3) 災害に強い都市の構築
- (4) 産業・暮らしを支える都市環境の整備
- (5) 環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成
- (6) 地域資源を活かした質の高い都市づくり

○大阪の都市づくりの視点

- (1) 大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりの推進
- (2) 多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進

○主要な都市計画の決定方針（土地利用に関する方針）（抜粋）

- ・郊外住宅地については、豊かな居住環境、自然との近接性等の特性を活かし、都心では得られない多様な価値を附加することにより定住魅力を高めます。（市街化区域、主要な用途の配置の方針（住宅地））
- ・北摂山系等の豊かな自然環境は、水源かん養、防災機能の向上、環境保全等の様々な機能を有する貴重な資源であり、レクリエーションや環境教育の場として重要な役割を果たすことから、保全・再生を図ります。（市街化調整区域、みどり豊かな自然環境の保全・再生の方針）
- ・居住環境の保全や周辺環境との調和、地域コミュニティの維持が課題となっている地域では、地区計画等の活用、集落内又は集落に隣接・近接した空き地の活用等により集落機能の維持に努めます。（市街化調整区域、既存集落の維持の方針）
- ・市街化調整区域については、維持・保全することを基本としますが、計画的な整備が行われることが確実な区域については、以下の方針に基づいて、必要最小限の区域において土地利用を誘導します。

土地利用の誘導を図る区域は、市町村マスタープラン等に位置付けられ、かつ、立地適正化計画を策定している市町村においては立地適正化計画との整合が図られる区域とします。

また、市街化区域へ編入する際には、農林漁業との十分な調整を行ったうえで、土地区画整理事業や地区計画等の都市計画を定めることにより、計画的かつ良好な市街地の形成及び都市基盤施設の整備を誘導します。（市街化調整区域、秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針）

- ・主要な幹線道路沿道等において、その交通ネットワークを活用した産業立地を推進する区域においては、農地や緑地の保全、景観への配慮を適切に行い、市街化区域への編入等により、計画的かつ良好な市街地の形成を誘導します。（市街化調整区域、主要幹線道路沿道の産業の誘導）
- ・大阪府においては、地区計画の規模や対象区域等についての基本的な考え方として、「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」を定めていますが、地区計画は市町村が定める都市計画であることから、その運用にあたっては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるという基本理念のもと、市町村において地域の実情に合わせたガイドライン等を策定し、これに即して行なうことが望まれます。（市街化調整区域の地区計画の運用について）

○主要な都市計画の決定方針（都市施設の整備に関する方針）（抜粋）

・河川整備の方針

近年では、急速な都市化の進展や多発する集中豪雨等により、甚大な被害が発生しています。「人命を守ることを最優先」とする基本理念のもと、洪水・土砂災害リスクを府民と共有するとともに、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を効率的・効果的に組み合わせるトータルマネジメントにより対策を進めます。さらに、河川環境の改善や水辺にぎわい創出の基盤整備等による地域の特色を活かした川づくりを進めていきます。

○その他の方針（抜粋）

・都市防災に関する方針

「大阪府地域防災計画」との整合を図り、災害に強い都市づくりを推進します。近年、自然災害が激甚化、広域化する中で、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた、防災性の高い都市づくりを推進します。

・都市環境に関する方針

大阪府環境基本条例に基づき定める「大阪21世紀の新環境総合計画」に即して、暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市の構築を目指し、あらゆる主体の参加・行動のもと、低炭素・省エネルギー社会、資源循環型社会、全てのいのちが共生する社会、健康で安心して暮らせる社会を構築することにより、魅力と活力ある快適な都市づくりを進めます。

・都市景観に関する方針

大阪府景観条例に基づき定める「都市景観ビジョン・大阪（大阪府景観形成基本方針）」に即して、景観形成の目標である「きらめく世界都市・大阪の実現」を目指して、広域的な観点から景観形成を推進します。

2.3 第9回市街化区域及び市街化調整区域の 区域区分変更についての基本方針(大阪府、令和5(2023)年2月)

「第9回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」は、区域区分変更にあたっての大阪府の考え方や編入基準等を示すものです。

第9回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更（線引き一斉見直し）は、本方針に基づき実施され、市町村は本方針及び「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」等に基づき該当地区を選定し、大阪府と区域区分変更の協議を行います。

○基本的な考え方（抜粋）

区域区分変更の基本的な考え方としては、人口減少社会等に対応する質の高い都市の形成や既存のストックを活用したネットワーク型都市構造の強化に寄与する都市づくりを推進するため、まずは、現行の市街化区域内における既成市街地の再整備や低未利用地の活用等により土地の有効活用を図り、市街地の無秩序な拡大の抑制に努めることを基本とする。

その上で、市町村マスタープランや立地適正化計画等との整合が図られ、都市機能を集約する区域や交通ネットワークを活用した産業立地を促進する区域においては、必要最小限の区域で市街化調整区域から市街化区域への編入を進めるとともに、計画的な市街地の形成の見込みがない区域等を市街化調整区域へ編入するなど、市街地規模の見直しも見据えながら、適正な区域区分の変更を行い、良好な市街地を形成・維持する。

○市街化区域への編入基準（抜粋）

市街化区域への編入を検討する区域のうち新市街地、飛地については、大阪府との協議において、次に示すアからキのすべてを満たすと認められたものを市街化区域へ編入する。

既成市街地については、ア及びオを除くすべてを満たすと認められたものを市街化区域へ編入する。

- ア 土地利用計画が定まっている土地の区域であり、計画的な市街地の形成が確実と見込まれる区域
- イ 計画的な市街化を図る又はより良好な市街地の保全を図る上で必要最小限の整形な区域
- ウ 土地利用計画の実現又はより良好な市街地の保全を図るに相応しい用途地域を区域区分の変更と同時に都市計画として定めるもの
- エ 土地利用計画を誘導する方策又はより良好な市街地の保全を図る方策として地区計画等を区域区分の変更と同時に都市計画として定めるもの（なお、原則として地区計画等には、土地利用計画に基づき建築物の用途制限など地区整備計画を定めること）
- オ 都市基盤施設の整備を誘導する方策として土地区画整理事業又は地区計画等を区域区分の変更と同時に都市計画として定めるもの（なお、地区計画等には道路・公園等の地区施設や最低敷地面積等を定める等、将来の土地利用に支障を来さないよう考慮するとともに、その実現化方策、整備方針、整備計画を明らかにすること）
- カ みどりの大坂推進計画で示された緑化の目標の達成に資するよう必要な措置を講ずるもの
- キ 市街化区域へ編入することにより生じる農林漁業、環境、道路、河川等への影響について、関連部局との調整が整ったもの

2.4 市街化調整区域における地区計画のガイドライン (大阪府、令和3(2021)年3月)

「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」は、都市計画区域マスタープランの「市街化調整区域の土地利用の方針」を踏まえ、地区計画の規模や対象区域等について大阪府の基本的な考え方を示すものです。

本方針では、地区計画の対象とする区域の類型や基準が示されています。

○市街化調整区域の地域づくりの基本的な考え方

市街化調整区域での地域づくりについては、都市計画法で定められた「市街化を抑制すべき区域」という市街化調整区域の基本理念を堅持しつつ、市街化調整区域固有の資源や既存ストックを活かした土地利用を図り、その魅力を最大限に引き出すものとする。

なお、地区計画の策定にあたっては、区域区分の主旨を踏まえ、市街化調整区域に過大な人口を設定するような開発をもたらすことがないようにすること。

○対象区域の類型・基準

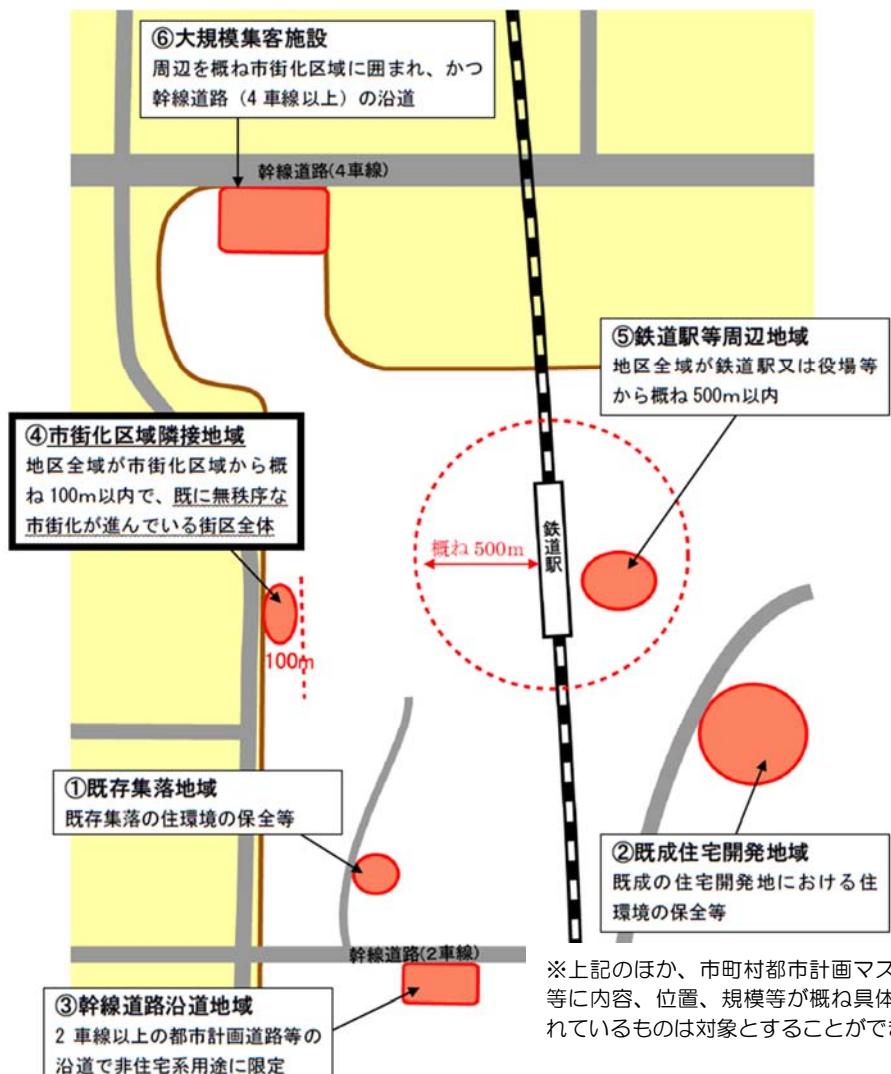


図 2-3 対象区域の類型・基準(イメージ図)

出典:「市街化調整区域における地区計画のガイドライン(概要版)」
(大阪府 令和3(2021)年3月)

2.5 能勢町市街化調整区域における地区計画のガイドライン (能勢町、令和6(2024)年7月)

「能勢町市街化調整区域における地区計画のガイドライン」は、能勢町の目指す都市像と土地利用のあり方、及びその実現に向けた市街化調整区域における地区計画の考え方を示すものです。

本方針では、地区計画の対象とする区域の類型や基準が示されています。

○対象区域の類型及び技術基準

表 2-2 対象区域の類型及び技術基準

類型名	活用の目的	立地基準	留意点
既存集落地域	既存集落の住環境の保全や、周辺環境との調和、地域のコミュニティの維持・改善などを目的とするもの	建築物が連たんし、戸数密度が概ね 10 戸/ha 以上で自然的・社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成し、幅員 6.5m 以上の主要な道路（なお、都市計画法施行令第 25 条第 2 号のただし書きに該当する場合は、同法施行規則第 20 条の 2 に定める道路）が既に整備されている集落（主として農林漁業者が居住する既存集落を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅系用途を基本（ただし、非住宅系用途については、生活関連施設等の地域コミュニティの維持・改善に資するものに限定する） ・原則として、既存集落地域を拡大しないものとする
既成住宅開発地域	既に良好な住環境が形成されている既成の住宅開発地において、その住環境の保全や、周辺環境との調和、地域のコミュニティの維持・改善などを目的とするもの	既成の大規模住宅開発地、（旧）住宅地造成事業に関する法律により認可された住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅系用途を基本（ただし、非住宅系用途については、生活関連施設等の地域コミュニティの維持・改善に資するものに限定する） ・原則として、既成住宅開発地域を拡大しないものとする
幹線道路沿道地域	幹線道路沿道のポテンシャルを活かし、地域経済の活性化等を目的とするもの	車線数が 2 車線以上の国道・府道・町道の沿道である地区	<ul style="list-style-type: none"> ・非住宅系用途に限定 ・周辺の土地利用を考慮し、適切な建築物の用途制限を設定 ・交通環境との調和が図られること ・住居系を除く、近隣商業地域または準工業地域の用途制限を基準とする
市街化区域隣接地域	市街化区域内の隣接地区で、既に無秩序な市街化が進んでおり、街区全体を良好な環境に誘導することを目的とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内の基盤施設を有効に活用できる地区 ・地区全域が市街化区域から概ね 100m 以内の区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する市街化区域の用途地域等の指定状況、周辺の土地利用を考慮し、適切な建築物の用途制限を設定 ・住宅系用途と非住宅系用途を混在させないよう、適切に区域を区分
町役場周辺地域	町役場周辺における良好な住宅市街地の形成を目的とするもの	地区全域が町役場から概ね 500m 以内の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地利用を考慮し、適切な建築物の用途制限を設定 ・住宅系用途と非住宅系用途又は、低層住宅と中高層住宅を混在させないよう、適切に区域を区分

2.6 能勢町都市計画法施行条例(旧提案基準A)(能勢町、令和4(2022年4月))

「能勢町都市計画法施行条例(旧提案基準A)」は、都市計画法第34条第12号及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ハの規定に基づく市街化調整区域に係る開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準に関すること、法に関する事務の手数料の徴収に関すること、その他法の施行に関し必要な事項を定めたものです。

これにより、関連法令等及び各種条件や基準等を満たしている案件については、大阪府開発審査会の議を経ずに手続きを進めることができます。

○対象となる開発行為の例（一部抜粋）

自己の居住又は自己の業務の用に供する建築物（次に掲げるいずれの条件にも該当するものに限る。）

- ア 予定建築物の敷地が既に存する建築物の敷地からの距離が50メートル以内であること、又は国道若しくは2車線以上の府道の沿道であること。
- イ 必要な消防水利施設が確保されていること、若しくは確保される見込みがあること。
- ウ 予定建築物の用途が次に掲げるいずれかに該当すること。
 - (ア) 一戸建ての住宅等
 - (イ) 店舗、飲食店等（建築基準法施行令第130条の5の3に規定する建築物）
 - (ウ) 事務所（ただし、産業廃棄物や資機材の置場等、露天での土地利用を行うための管理施設としての事務所は除く。）
- エ 予定建築物の高さが10メートル以下であること。
- オ 予定建築物の用途に住宅以外が含まれる場合にあっては、当該住宅以外の用途に供する部分の延べ面積の合計が150平方メートル以下であること。
- カ その他規則で定める条件を満たすこと。

2.7 市街化調整区域の幹線道路沿道等における工場等の立地を目的とした開発許可基準(提案基準B)(能勢町、平成30(2018)年9月)

「市街化調整区域の幹線道路沿道等における工場等の立地を目的とした開発許可基準(提案基準B)」は、「都市計画法第34条第14号及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに関する判断基準」第6の規定に基づき、産業の振興及び地域の活性化を図るため、工場及びその他産業施設の建築及び用途変更を目的とする開発行為及び建築行為又は既存の工場等の増築を目的とする開発行為等の取扱いについて、必要な事項を定めたものです。

これにより、関連法令及び提案基準の要件を満たしている案件については、大阪府開発審査会の議を経て、許可を受けることにより、工場やその他産業施設の新たな建築等が可能となります。

○適用の範囲（一部抜粋）

新たな工場等の建築を目的とする開発行為等の対象区域は、次の路線沿道又は市街化区域に隣接している土地とする。

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 国道173号 | 起点：府道園部能勢線との交点
終点：町道山辺一里松線との交点 |
| (2) 府道園部能勢線 | 起点：国道173号との交点
終点：町道塚田線との交点（久佐々神社前） |
| (3) 府道宿野下田線 | 起点：清水橋
終点：深田橋 |
| (4) 府道能勢猪名川線 | 起点：大木橋
終点：町道平野線との交点 |
| (5) 町道平野線 | 起点：市街化区域との境界
終点：府道能勢猪名川線との交点 |

○予定建築物の用途

工場等で建築基準法別表第2(る)に規定されている建築物以外のものとする。

○予定建築物の敷地規模等

予定建築物等は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、この基準の適用前に存する建築物については、(3)(4)(5)の適用はしない。

- (1) 敷地面積は原則5,000m²未満であること。
- (2) 道路境界線及び敷地境界線から幅1m以上の植栽帯を設置すること。ただし、町長が設置する必要がないと判断した場合はこの限りではない。
- (3) 予定建築物の高さが15m以下であること。
- (4) 予定建築物等の外観及び色彩は、周辺環境と調和する工夫をしたものであること。
- (5) 建築基準法第22条の構造規定を適用すること。
- (6) 徒歩通学路沿道における開発行為等については、児童・生徒の通学に対して安全対策を講じること。また、その他周辺の交通へ過度の支障が生じないように配慮すること。

2.8 能勢町産業用候補地の確保に関する土地利用方針 (能勢町、平成 29(2017)年 12月)

「能勢町産業用候補地の確保に関する土地利用方針」は、新名神高速道路の開通に伴う交通インフラの充実を見据え、「地」の利を最大限に発揮することや、地域雇用の創出や地方創生の推進、地域コミュニティの維持・発展等を目指し、市街化調整区域における企業立地を促進するための土地利用の方針を整理したものです。

本方針では、①国府道の沿道、②市街化区域周辺に連担する区域等を産業用候補地とすることとしています。

○基本理念

地域特性に応じた多様な産業の集積を図り、地域経済の振興に寄与するため、企業立地を効果的に促進する効率的な土地利用を実現する。

○産業集積の活性化に向けて

産業用候補地や（今後発生が見込まれる）未利用地について、企業立地に向けた検討や調整を進めることで産業用地を確保し、もって本町の産業基盤の整備を進める。

企業活動の活性化（付加価値額、雇用）や地区計画の策定、市街化調整区域における企業立地の動向を注視し、産業基盤の整備に取組む。



土地利用上の課題に対応し、低・未利用地等の有効活用、質的転換を図る。

○めざす方向性

- (1) 「地」の利を最大限に発揮
- (2) 地域雇用の創出や地方創生の推進
- (3) 地域コミュニティの維持・発展

○企業立地促進に向けた環境整備

新名神高速道の整備による交通アクセスの向上により新たな企業立地や観光客の増加が見込まれる。こうした経済需要に対応するため、能勢町では立地企業への情報提供や環境整備、立地企業に対する優遇制度、その他企業立地促進に向けた一体的な対応を行う。

○産業用候補地の選定基準

表 2-3 産業用候補地の選定基準

選定基準	選定基準の詳細
国府道の沿道	<ul style="list-style-type: none">・新名神自動車道の整備に伴い、企業利用のポテンシャルが増大する区域として、国道 173 号、国道 477 号沿道等について一定の条件（国府道への接道や面積等）に該当する区域を産業用候補地として選定する。
市街化区域周辺に連担する区域	<ul style="list-style-type: none">・市街化区域周辺や町役場が立地している府道 54 号沿道等の既に一定の土地利用が行われている区域について選定する。・選定条件は上記（国府道の沿道）と同様。
その他の候補地	<ul style="list-style-type: none">・平成 28（2016）年に小中学校の統合を行っており、それまでの 6 小学校（岐尼小学校へ統合された天王小学校を含む）・2 中学校の跡地の活用が求められている。

2.9 能勢町公共施設等総合管理計画(能勢町、令和4(2022)年3月(改訂))

「能勢町公共施設等総合管理計画」は、人口減少社会の潮流にあって、能勢町の公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統合・廃止、複合化及び長寿命化等を計画的に行うことにより、最適な配置を実現し長期的な財政負担を軽減・平準化すること及び、住民サービスと税負担の最適化を目指し策定された計画です。

本計画では、公共建築物等の延床面積を、現況より40%削減することとしており、ポートフォリオ分析により、存続、更新、見直し、移譲、廃止を決定しています。

○計画期間

平成29(2017)年度から令和28(2046)年度までの30年間

○公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方

- (1) 安全性・快適性の向上
- (2) 社会ニーズへの的確な対応
- (3) ファシリティの最適化とエネルギー消費の削減
- (4) 住民と行政の協働

○公共建築物等の削減目標

本町の住民一人当たりの延床面積を、大阪府内町村平均まで引き下げることを目標とし、現況(66,631m²)の40%減の約40,000m²を目標とします。

○公共建築物の評価視点

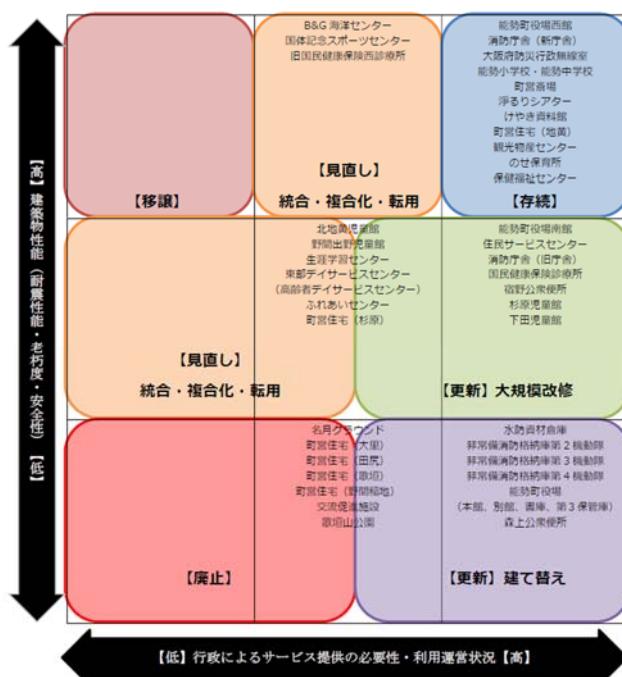
- (1) 建築物性能が確保されているか?
- (2) 利用状況や運営状況は適切か?
- (3) 行政サービスの提供を民間に委ねることが可能であるか?
- (4) 類似する機能を持つ公共建築物が近隣にないか?

○公共建築物の再配置方針

4つの視点による評価結果から、「視点1:建築物性能が確保されているか?」と「視点3:行政サービスの提供を民間に委ねることが可能であるか?」の2つの視点を用いてポートフォリオ分析を行い、再配置の方針を検討しました。

図2-4 ポートフォリオ分析による評価結果

出典:「能勢町公共施設等総合管理計画」
(能勢町 令和4(2022)年3月(改訂))



2.10 能勢町地域公共交通計画(能勢町、令和6(2024)年3月(改訂))

「能勢町地域公共交通計画」は、能勢町の「目指すべき公共交通体系の考え方」を実現するために、基本方針、目標と目標を実現するための施策を体系的に整理した能勢町における公共交通のマスター プランです。

本計画では、合理的で効率的なネットワークの形成や、住民・利用者ニーズに応じた乗継拠点の整備、既存ストック（主要施設やバス停等）の活用等がうたわれています。

○計画期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間

○基本方針

いつまでも安心できる暮らしごとまちづくりを支える公共交通

○目標と施策体系

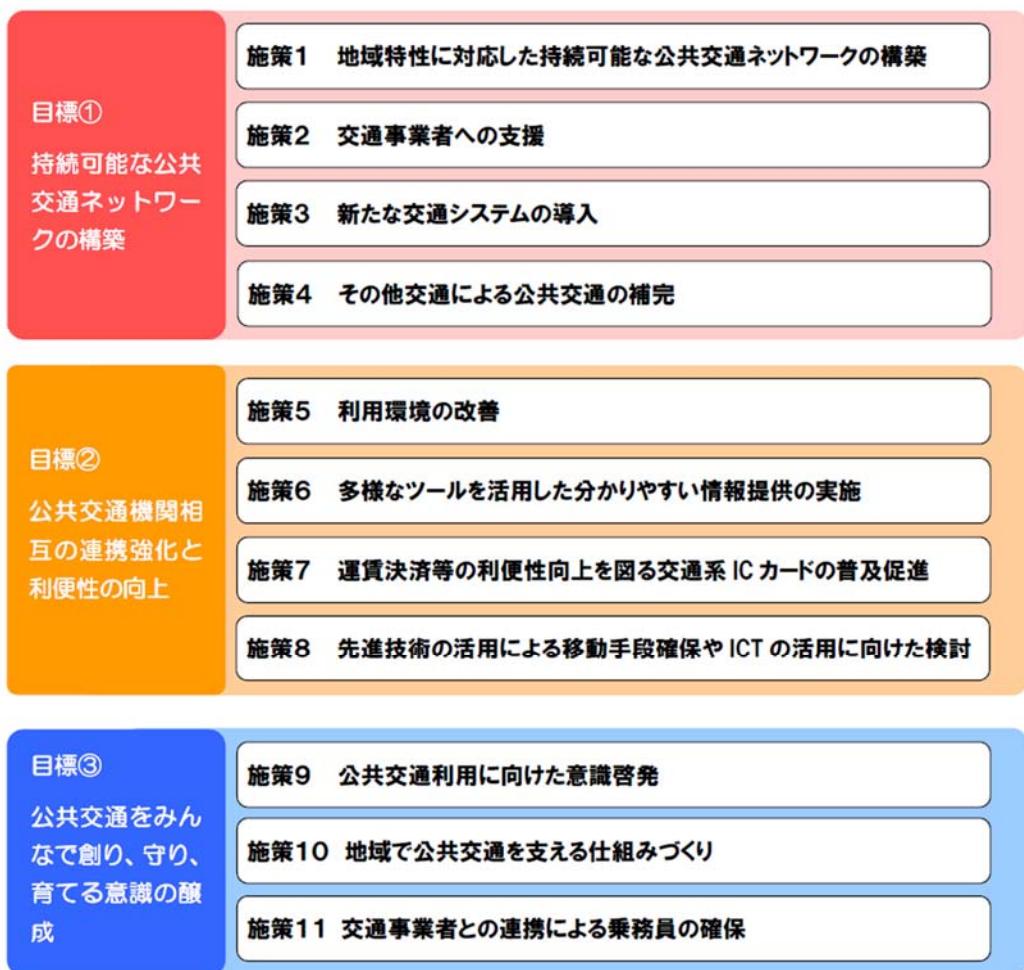


図 2-5 目標と施策体系

出典:「能勢町地域公共交通計画」(能勢町 令和6(2024)年3月(改訂))

2.11 能勢町地域防災計画(能勢町、令和3(2021)年5月(改定))

「能勢町地域防災計画」は、災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、町域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧などに関し、能勢町、大阪府、指定地方行政機関、指定地方公共機関等、本町域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱を定める計画です。

本計画では、“災害に強いまちづくり”を推進することとしています。

○防災の基本方針（抜粋）

本町は、今まで地震や集中豪雨の災害が比較的少ない地域であったが、近年は、台風やゲリラ豪雨による水害が発生している。また、地震においては極めて高い確率で発生するとされている東南海・南海地震や非常に強い揺れをもたらす直下型地震、大規模災害による大きな被害が懸念されるなど、町域における防災対策の一層の充実強化が求められている。

また、台風や集中豪雨による河川の氾濫、渓流における土石流、急傾斜地の崩壊等は一度発生すればその被害は甚大であることから、その対策が急務となっている。

先の阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえ、防災体制の確立及び町民の防災意識の啓発を図り、“災害に強いまちづくり”を一層推進しなければならない。

○災害予防計画：防災機能の強化（抜粋）

表 2-4 災害予防計画：防災機能の強化（抜粋）

項目	考え方
防災空間の整備	<ul style="list-style-type: none">・緑地、道路、河川等の基盤施設は、火災延焼の防止等のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救護活動等の基地として、又はヘリポートとして活用できる重要な施設である。このため、町及び関係機関はこれらの基盤施設の整備に努め、防災空間の確保を図る。・また、農地などのオープンスペースや学校、比較的大きな公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。
基盤施設の防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none">・町は、公園、道路、河川、ため池基盤施設に災害対策上有効な防災機能の整備を進めること。
土木構造物の防災機能対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・町、府をはじめとする土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、耐震対策を推進する。<ul style="list-style-type: none">・道路施設：重要な道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定して、耐震性の強化を図る。・河川、ため池施設：地震水害の防止を図るために、堤防や護岸等の河川構造物等の耐震性の向上に努める。・土砂災害防止施設：急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などについては、必要に応じて耐震対策に努める。
ライフライン災害予防対策	<ul style="list-style-type: none">・町及びライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設整備の強化と保全に努めるものとする。<ul style="list-style-type: none">・上水道：災害による断水・減水を防止するため、施設整備の強化と保全に努める。・下水道：災害による下水道施設の機能低下・停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

2.12 第3次能勢町環境基本計画(能勢町、令和4(2022)年3月)

「能勢町環境基本計画」は、能勢町環境基本条例の基本理念に則り、能勢町の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、同条例第8条の規定に基づき策定される計画です。

本計画では、「主な施策 1-2 まち・建物のゼロカーボン化」において「公共施設の低炭素化」等がうたわれています。また、「主な施策 2-1 生き物・生態系の保全」において「森林の維持・保全」が、「主な施策 2-2 里山景観の保全」において「里山の景観の保全」、「山・川などの眺望の維持」、「里地景観の維持」等がうたわれています。

○計画期間

令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間

○目指すべき将来像

豊かな能勢の恵みを未来につなぐ 持続可能なまち

～能勢の強みを活かして、ともに考え協働してSDGsの達成に貢献する～

○5つの基本目標と施策体系

表 2-5 5つの基本目標と施策体系

基本目標	主な施策
(1) ゼロカーボンタウンを形成して気候変動に対応する	<ul style="list-style-type: none">・ゼロカーボンタウン社会の実現に向けた様々な主体の取組の推進・まち・建物のゼロカーボン化・低炭素な交通システムの実現・気候変動への適応
(2) 豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ	<ul style="list-style-type: none">・生き物・生態系の保全・里山景観の保全・自然とふれあう
(3) 資源を有効活用し循環型社会に近づく	<ul style="list-style-type: none">・3Rの推進・廃棄物の適正処理
(4) 安心で快適な生活環境で暮らす	<ul style="list-style-type: none">・清潔で静かな生活環境の保全・安全な生活環境の保全
(5) 町民1人ひとりが環境を考え、行動する	<ul style="list-style-type: none">・持続可能なライフスタイルの維持・将来を担う子どもたちへの環境教育・環境と経済の好循環

2.13 能勢町地球温暖化対策実行計画(能勢町、令和3(2021)年3月)

「能勢町地球温暖化対策実行計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項及び第21条第1項に基づき定められる計画です。

本計画は、地域の住民や事業者とともに、区域内全体の温室効果ガスの排出削減を目指す区域施策編と、公共施設等における温暖化対策等により地方公共団体が行っている事業活動によって排出される温室効果ガスの排出削減を目指す事務事業編の2つを兼ねた計画となっています。

○計画期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間

○区域施策編

・能勢町が目指す長期目標

能勢町は令和32(2050)年までにエネルギー起源のCO₂排出量ゼロと森林等による吸収源の最大化による、ゼロカーボンタウンと気候変動に適応した地域社会の実現を目指します。

・令和12(2030)年の目標

令和12(2030)年までにゼロカーボンタウンに向けた土台作りを目指す

・実現に向けた10の重点施策

表2-6 実現に向けた10の重点施策

項目	重点施策
エネルギー	1 再生可能エネルギー導入地域のゾーニング 2 脱炭素化技術の低コスト化（共同購入等） 3 能勢町に適したエネルギー管理方法の開発 4 EV利用の促進 5 新しい交通モードの試行的な運用 6 災害時におけるエネルギー供給体制の整備
森林吸収	7 森林資源量の把握 8 都市部との連携による森林整備の推進
分野横断	9 人材の育成と雇用促進 10 資源量・排出量等のデータの見える化

○事務事業編

・温室効果ガスの削減目標

平成29(2017)年度比で90%削減することを目標とします。

・目標達成に向けた取組の基本方針

再生可能エネルギー比率の高い電力への切り替えや灯油等の燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

・具体的な取組み内容（抜粋）

- ・設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。
- ・設備等の更新時に、エネルギー効率の高いものを導入します。

2.14 能勢町第2期SDGs未来都市計画(能勢町、令和6(2024)年3月)

「能勢町SDGs未来都市計画」は、持続可能なまちづくりに向け、令和12(2030)年のあるべき姿や優先的なゴール、ターゲットを定め、その実現に向けた取組みを定めるものです。

本計画では、「令和12(2030)年のあるべき姿」として、「地域資源が循環する里山未来都市」がうたわれ、「里山資源の魅力を活かすまち」や「グリーンレジリエンスを活かした災害に強いまち」等があげられています。

また、「自治体SDGsの推進に資する取組」では、「里山資源の魅力化」や「里山資源管理」等があげられています。

○計画期間

令和6(2024)年度から令和8(2026)年までの3年間

○令和12(2030)年のあるべき姿

地域資源が循環する里山未来都市

- (1) エネルギー・資金・経済・情報が循環するまち
- (2) 里山資源の魅力を活かすまち
- (3) ひとびとがいきいきと暮らす健康長寿のまち
- (4) 移動の自由を楽しむまち
- (5) エネルギーを自律的に管理するゼロカーボンタウン
- (6) グリーンレジリエンスを活かした災害に強いまち
- (7) ひとがつながり、協力し合うまち

○自治体SDGsの推進に資する取組

- (1) 地域エネルギー会社を核としたエネルギー・資金・経済・情報の好循環
- (2) 里山資源の魅力化×複業化
- (3) 健康寿命の延伸
- (4) 新しい交通システムへの挑戦
- (5) 地域再生エネルギー利用の最大化
- (6) 里山資源管理
- (7) まちづくりのための人材と知恵の確保

○能勢町都市計画マスタープランへの反映

能勢町都市計画マスタープランについて、持続可能なまちづくりに向けたあるべき姿やSDGs推進に資する取組と将来の土地利用や都市施設整備等に関する方針との整合を計画に明記し、計画的に魅力的なまちづくりを進める。

2.15 能勢町過疎地域持続的発展計画(能勢町、令和4(2022)年9月)

「能勢町過疎地域持続的発展計画」は、大阪府過疎地域持続的発展方針に基づき、地域資源を活かした自律的で持続可能なまちづくりの実現に向けた施策を取りまとめた計画です。

本計画では、「6 生活環境の整備」において、水道施設や生活排水処理施設、住宅の整備があげられるとともに、良好な住環境づくりがうたわれています。

○計画期間

令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間

○地域の持続的発展のための基本目標

令和7(2025)年度末における目標として、国立社会保障・人口問題研究所による本町の推計人口(平成30年推計)と同等の人口水準を維持することを目指すものとする。

表 2-7 地域の持続的発展のための基本目標

目標	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
国勢調査人口	9,079人	8,065人

○地域の持続的発展の基本方針(抜粋)

過疎地域の持続的発展のための施策展開においては、第6次能勢町総合計画・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略と連携を図り、実施すべき施策を本計画で示すものとする。

また、本町は資源循環型の新しいまちの骨格創りを加速させるため、地域エネルギー会社を核とした地方版グリーンリカバリーの仕組みである「地域資源が循環する里山未来都市の実現」に向けた取組が認められ、令和3(2021)年度に「SDGs 未来都市」の選定を受けている。

地方創生の原動力として SDGs の推進を図り、人口減少の克服や持続可能なまちづくりの推進を図っていく。

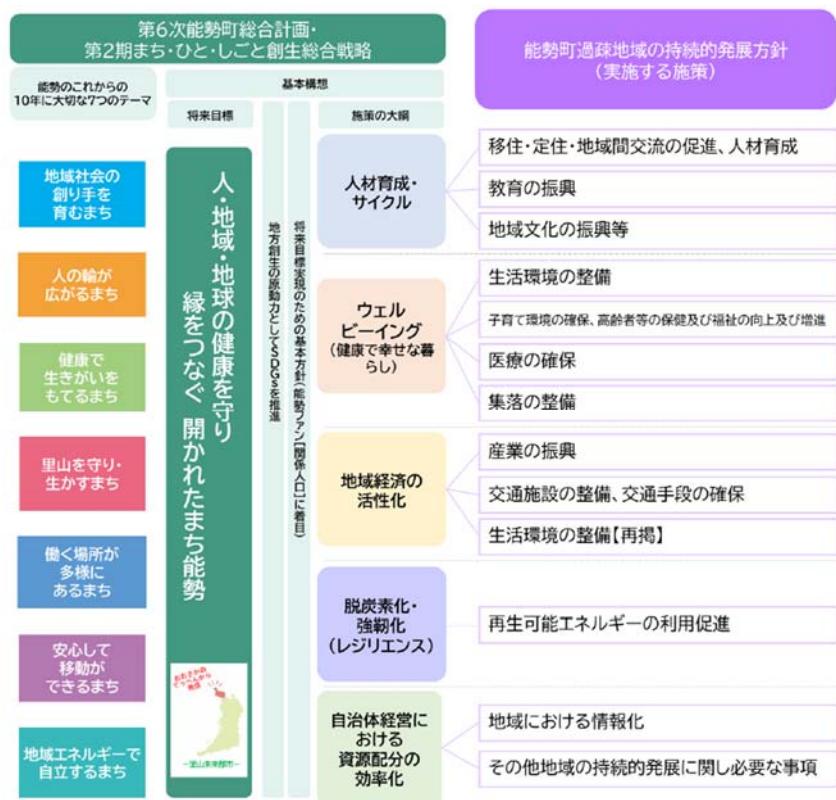


図 2-6 「第6次能勢町総合計画・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「能勢町過疎地域持続的発展計画」の関係性

出典:「能勢町過疎地域持続的発展計画」(能勢町 令和4(2022)年9月)

第3章 都市の現況と課題の整理

3.1 位置・地勢

本町は、大阪府、京都府、兵庫県の結節点にあり、近畿地方全体を俯瞰するとほぼ中央に位置します。大都市近郊に位置し、周辺を大阪府豊能町、京都府亀岡市・南丹市、兵庫県川西市・猪名川町・丹波篠山市に接します。町域の面積は9,875haであり、府内の市町村の中で5番目の大きさです。

摂丹高原の中央部に位置し、標高はおよそ200mから800mの間にあります。町域の約80%が山地によって占められており、山地と山地の間に盆地特有のなだらかな丘陵と比較的平坦な田畠が分布しています。

周辺との連絡は、谷筋を通る幹線道路によって行われています。水系は大部分が猪名川流域に属し、一部に武庫川流域（天王）、保津川流域（杉原）があります。

気象は比較的温暖な瀬戸内気候帯に属しますが、山間地のため大阪都心に比べると冷涼となっています。

町内に鉄道は通っていませんが、新名神高速道路の整備により、大阪府内のみならず兵庫県や京都府といった近畿圏全体へ良好なアクセス性を有しています。



図 3-1 能勢町の位置図

3.2 人口推移

3.2.1 町全体の人口

本町の人口は、平成 2 (1990) 年から平成 7 (1995) 年の間に大幅に増加（約 3 千人）し、平成 12 (2000) 年にピーク（約 1.4 万人）を迎えたが、その後は減少傾向にあり、令和 2 (2020) 年は約 9 千人まで減少しています。

世帯数をみると、人口がピークを迎えた平成 12 (2000) 年に世帯数もピーク（4,018 世帯）を迎えており一方、その後は緩やかに減少しており、1 世帯あたりの人口が減少傾向であることがわかります。

年齢 3 区別の人口割合をみると、高齢者（65 歳以上）人口の割合は増加傾向にあるものの、生産年齢（15～64 歳）人口の割合、年少（15 歳未満）人口の割合は減少傾向にあり、とりわけ年少（15 歳未満）人口の割合の減少が大きくなっています。

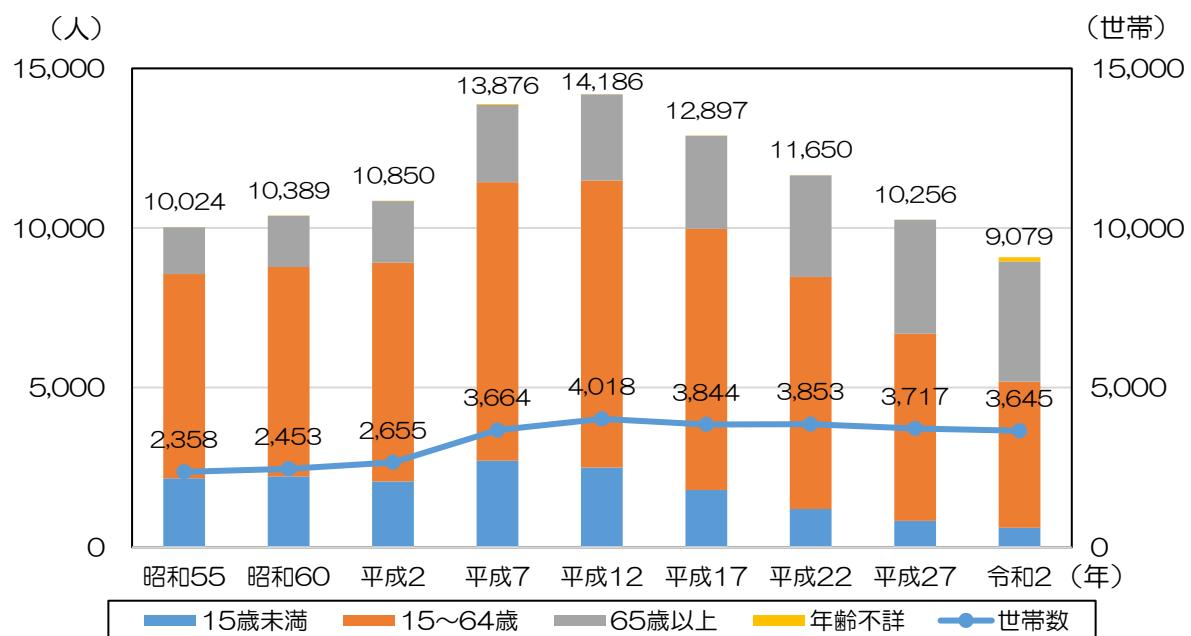


図 3-2 人口の推移

出典：国勢調査

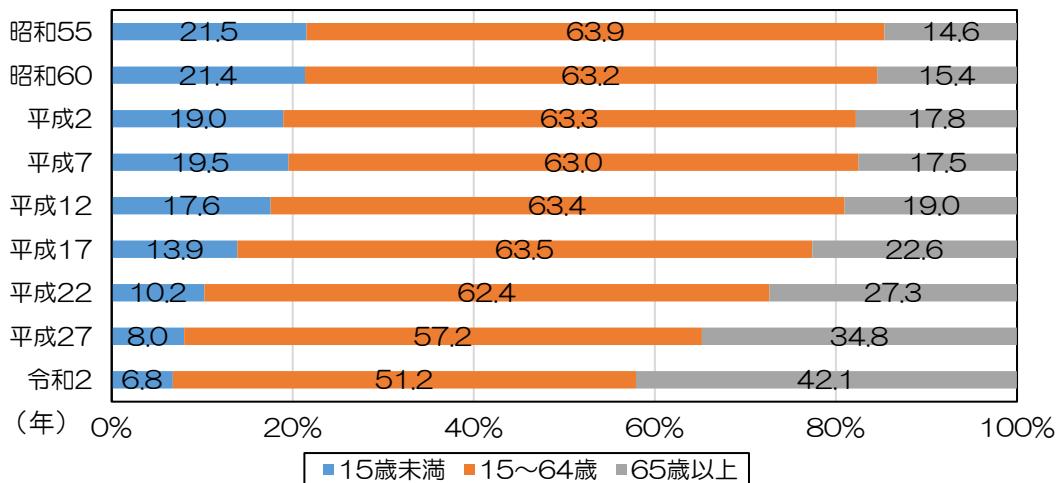


図 3-3 人口割合の推移

出典：国勢調査

3.2.2 市街化区域、市街化調整区域における人口

市街化区域、市街化調整区域における人口をみると、どちらも町全体の人口と同じく、平成 12 (2000) 年以降は減少傾向にあります。

世帯数をみると、市街化区域では平成 12 (2000) 年以降横ばい傾向にありますが、市街化調整区域では減少傾向にあります。

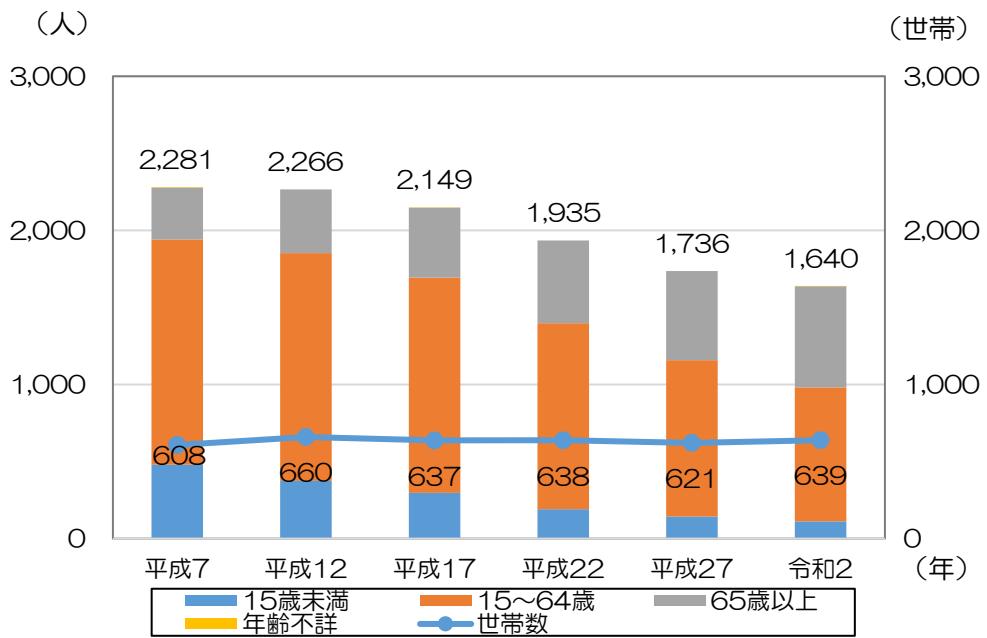


図 3-4 人口の推移(市街化区域)

出典:国勢調査

※年齢不詳人口は、市街化区域と市街化調整区域の各人口に合わせて按分して算出

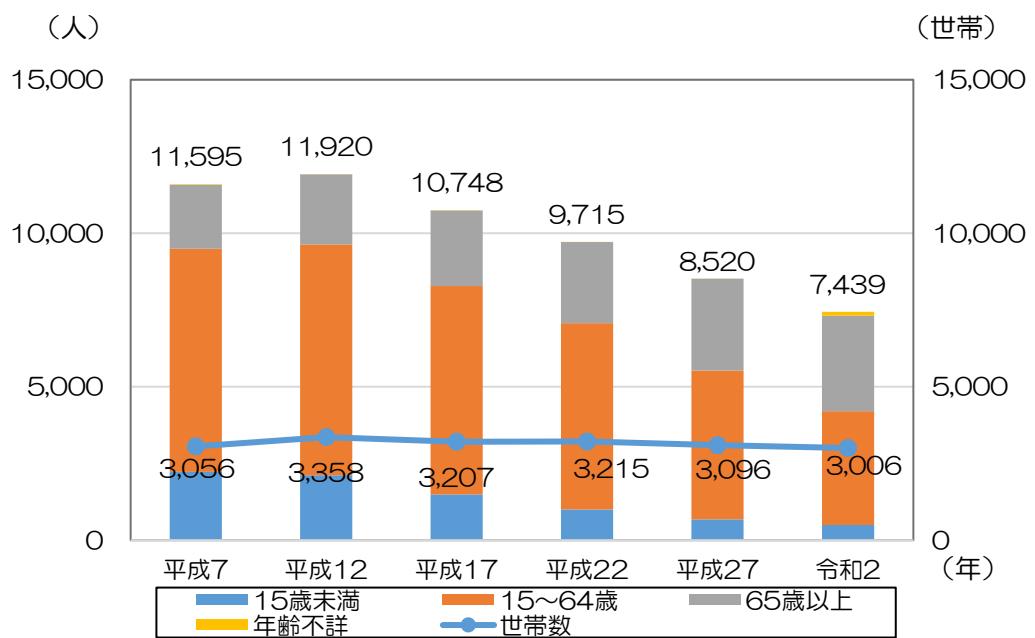


図 3-5 人口の推移(市街化調整区域)

出典:国勢調査

※年齢不詳人口は、市街化区域と市街化調整区域の各人口に合わせて按分して算出

3.2.3 将来推計人口

将来推計人口の推移をみると、減少傾向での推移が予想されており、本計画の目標年次（令和 16（2034）年）の翌年である令和 17（2035）年には約 6,300 人まで減少することが見込まれています。

年齢 3 区別の人口割合をみると、引き続き高齢者（65 歳以上）人口の割合の増加が見込まれ、生産年齢（15～64 歳）人口の割合、年少（15 歳未満）人口の割合は減少が見込まれています。

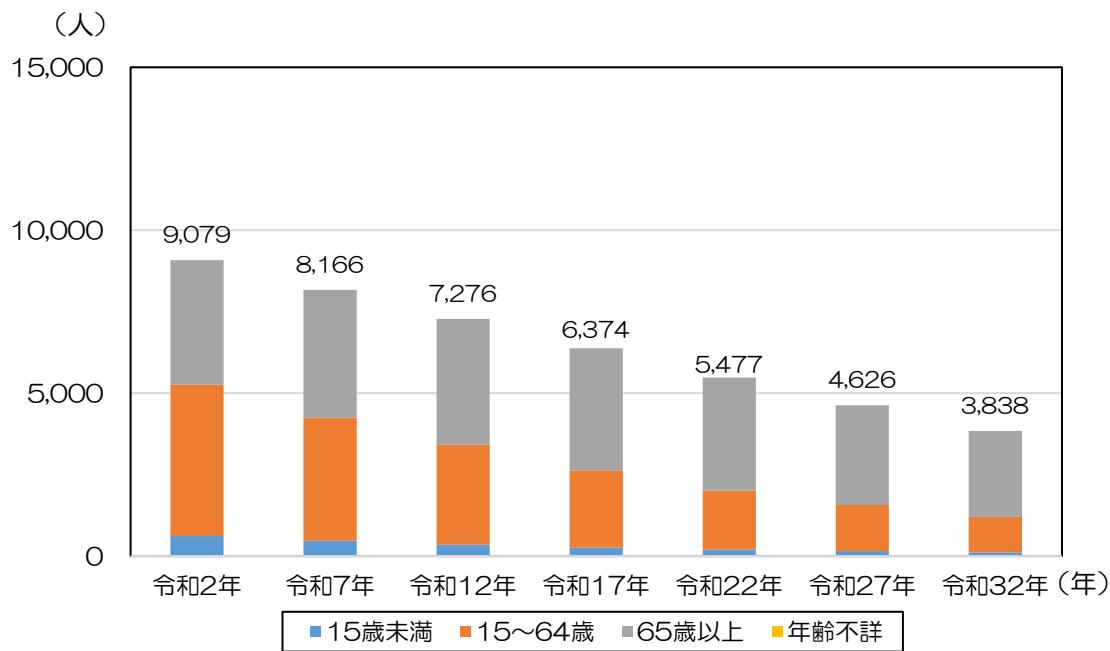


図 3-6 人口の推移(将来推計)

出典：日本の地域別将来推計人口(令和 5(2023)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

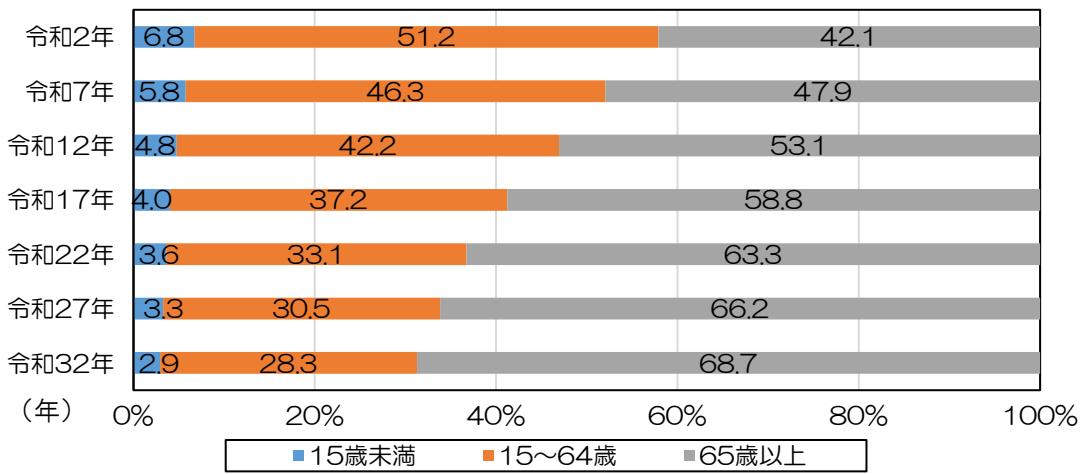


図 3-7 人口割合の推移(将来推計)

出典：日本の地域別将来推計人口(令和 5(2023)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

Column (コラム)：移住相談件数の増加

近年、テレワークで都会と同じように働くことができるという認識が広がり、さらにはふるさとや農山村地域などで余暇を楽しみながら仕事を行うワーケーションや二地域居住など地方で自分らしい暮らし方や働き方を求める動きも生まれています。

こうした中、本町では、大阪近郊でありながら豊かな自然環境を有していることから、本町に移住し就農する方や、カフェ等をオープンされる方が増えています。また、能勢町の移住相談窓口では、令和 5（2023）年度の相談が 51 件あり、令和元（2019）年度と比較して約 2.5 倍になっています。



図 3-8 移住パンフレット “のせ移住”

出典：能勢町資料

3.3 土地利用

3.3.1 土地利用現況

土地利用の現況をみると、山林が約80%と最も多い、これに田・休耕地及び畠を合わせると約90%を超えるなど、非常に豊かな自然環境を有しています。

市街化区域や国道173号、主要地方道園部能勢線、府道吉野下田尻線沿道などを中心に、市街地や一部工場地としての利用がみられます。

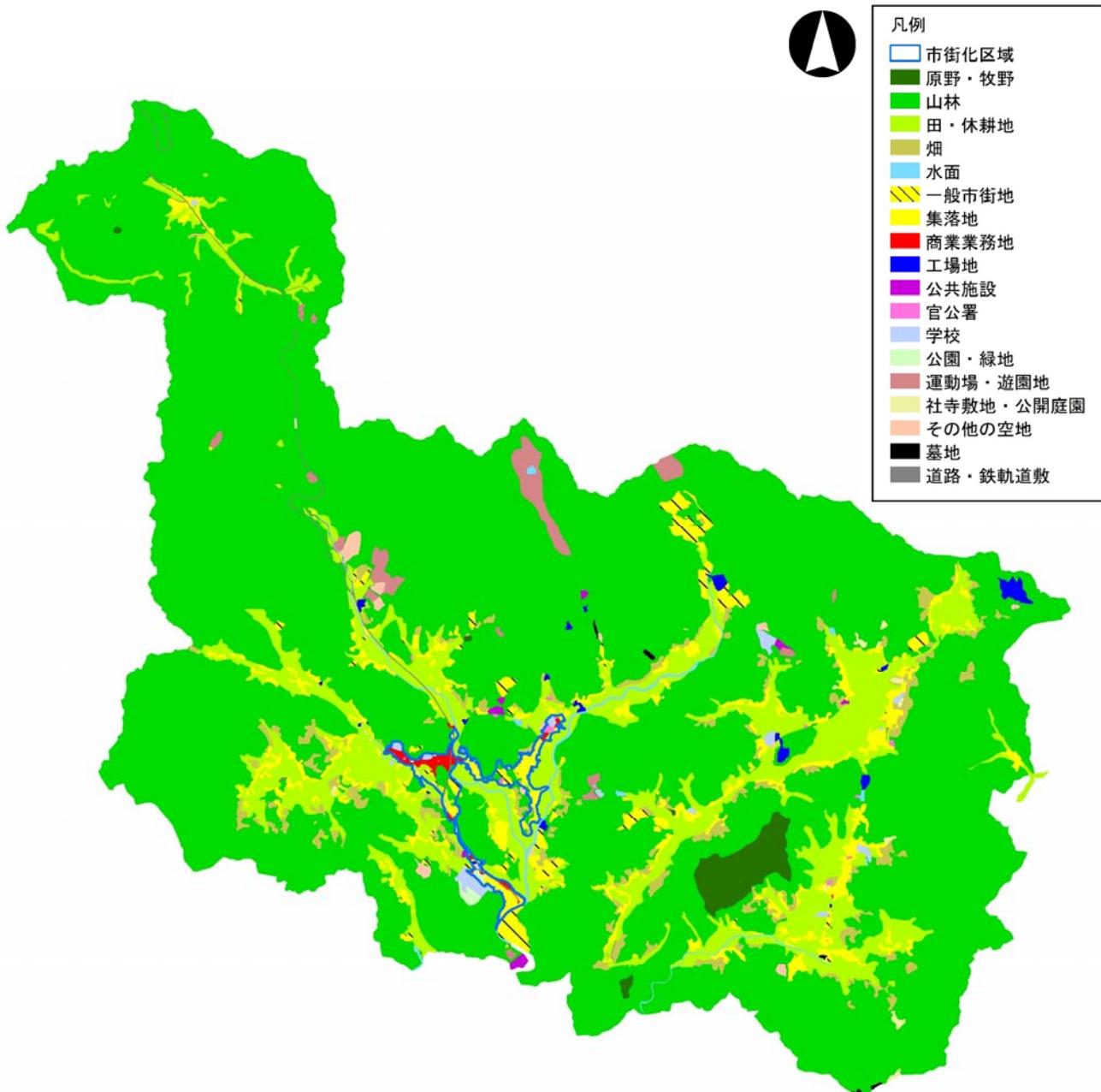


図 3-9 土地利用現況図

出典:令和2年度都市計画基礎調査(大阪府)

Column（コラム）：市街化調整区域における開発許可等の弾力的な運用

本町は、そのほとんどが原則として市街化を抑制する区域である市街化調整区域に指定され、新たな開発行為等が厳しく制限されていますが、住宅等一定の用途の建築物等について、市街化調整区域内であっても一定の条件を満たした開発行為を行えるよう、独自の基準を設けています。

○能勢町都市計画法施行条例（旧提案基準 A）（能勢町、令和 4（2022 年 4 月））

本条例で定める開発行為について、関連法令等及び各種条件や基準等を満たしている案件については、大阪府開発審査会の議を経ずに手続きを進めることができます。

- ・対象となる開発行為の例（一部抜粋）

自己の居住又は自己の業務の用に供する建築物（別途規模等の規定あり）

たとえば・・・

上記の条例の規定により、一定の要件などを満たすことが確認できれば、既存宅地において、自己居住用住宅から店舗や事務所等への「用途変更許可」が可能と判断される場合もあります。地域コミュニティの維持や活性化に資するものと判断されれば、既存建物のより有効な活用を推進することができるものです。

○市街化調整区域の幹線道路沿道等における工場等の立地を目的とした開発許可基準

（提案基準 B）（能勢町、平成 30（2018）年 9 月）

本基準で定める開発行為について、関連法令及び提案基準の要件を満たしている案件については、大阪府開発審査会の議を経て、許可を受けることにより、工場やその他産業施設の新たな建築等が可能となります。

- ・予定建築物の用途

工場等で建築基準法別表第 2（る）に規定されている建築物以外のものとする。

- ・適用の範囲（一部抜粋）

新たな工場等の建築を目的とする開発行為等の対象区域は、次の路線沿道又は市街化区域に隣接している土地とする。

- (1) 国道 173 号
- (2) 府道園部能勢線
- (3) 府道宿野下田線
- (4) 府道能勢猪名川線
- (5) 町道平野線

※いずれも別途区間の指定あり

3.3.2 法規制現況

本町は平成 3（1991）年 4 月 1 日に都市計画区域に指定されました。また平成 7（1995）年 3 月 31 日に市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の決定がなされ、森上地区や大里地区などの約 103ha が市街化区域に、また約 9,772ha が市街化調整区域に指定されています。

その他関連する主な法規制として、森林法の保安林区域及び地域森林計画対象民有林、近郊緑地保全区域、自然公園法に基づく大阪府立自然公園、自然環境保全法に基づく大阪府自然環境保全地域、大阪府緑地環境保全地域、農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域及び農用地区域等が指定されています。

このうち、保安林区域は剣尾山付近及び野間中東部などにまとまって指定されており、地域森林計画対象民有林は大部分の山林、近郊緑地保全区域は妙見山周辺が指定されています。大阪府立自然公園は町を代表する 5 つの山の周辺、大阪府自然環境保全地域は妙見山山頂部（ブナ林）が、大阪府緑地環境保全地域は三草山周辺（ミドリシジミ類）、地黄湿地が指定されています。農業振興地域及び農用地区域は平地部を中心に広く指定されています。

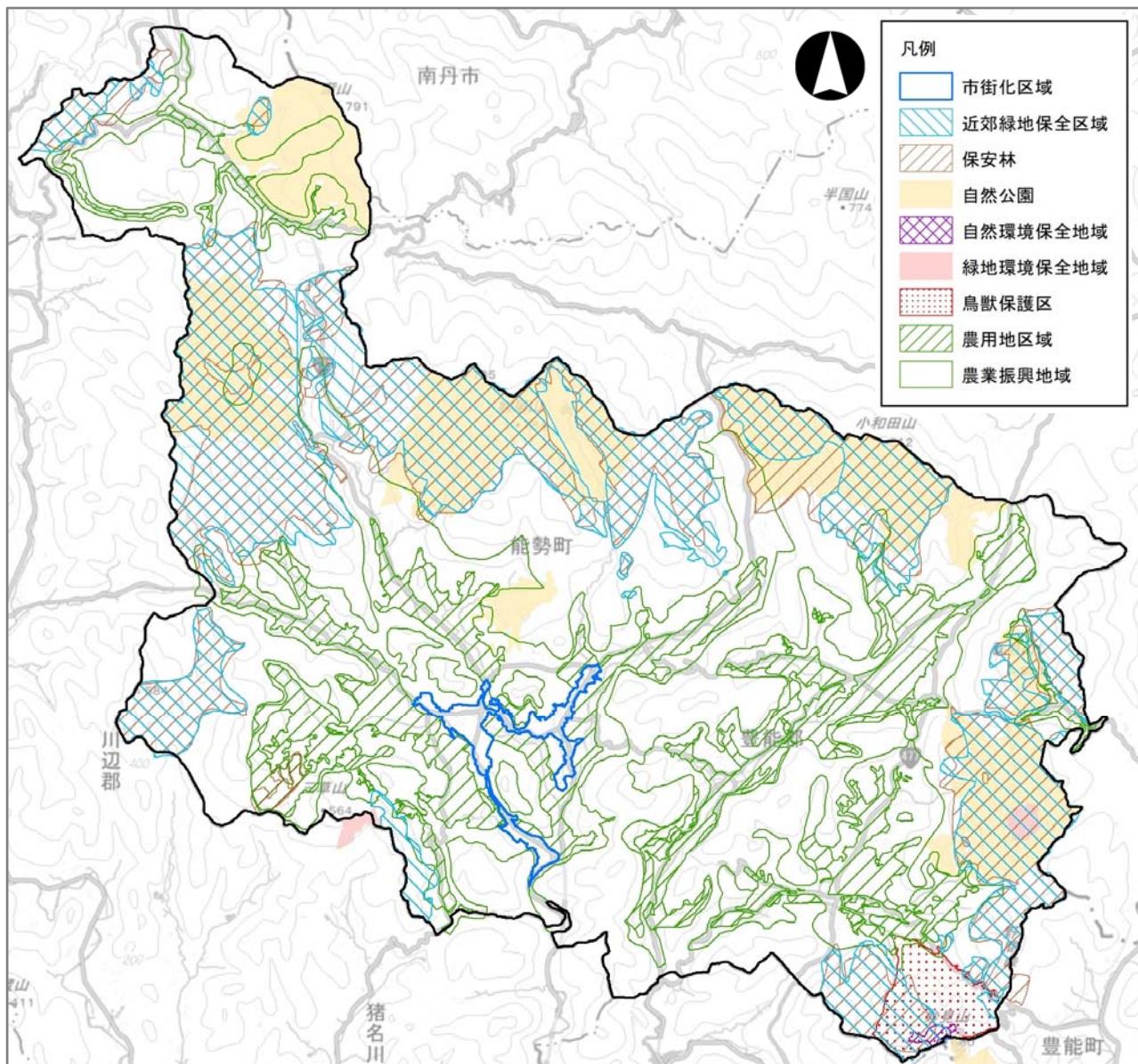


図 3-10 法規制現況図

出典：能勢町資料(令和 5(2023) 年現在)、背景地図：国土地理院

3.3.3 用途地域等の指定状況

本町では、市街化区域内の大部分を第一種住居地域に指定しています。また、町役場周辺や国道173号と主要地方道茨木能勢線が交差する森上地区周辺を近隣商業地域に、国道173号沿道の一部を準工業地域に指定しています。

あわせて、第一種住居地域を第三種高度地区に、近隣商業地域を準防火地域にそれぞれ指定しています。

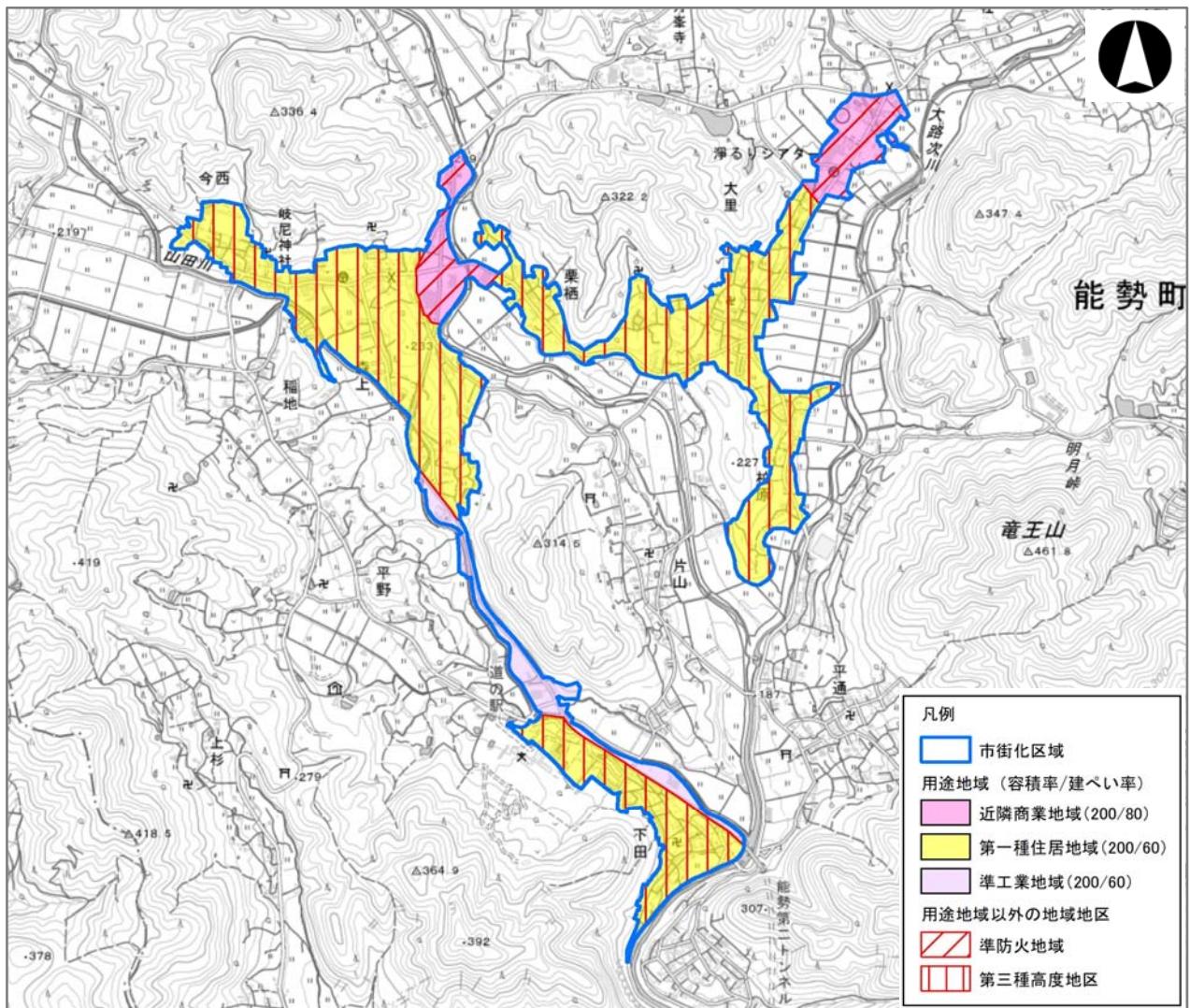


図 3-11 用途地域等指定状況図

背景地図：国土地理院

3.4 産業

3.4.1 工業

製造品出荷額等をみると、近年は、平成 26（2014）年から平成 28（2016）年にかけて増加傾向にありましたが、令和 2（2020）年は減少に転じています。

従業員数をみると、平成 16（2004）年以降、減少傾向にあり、令和 2（2020）年は約 500 人まで減少しています。

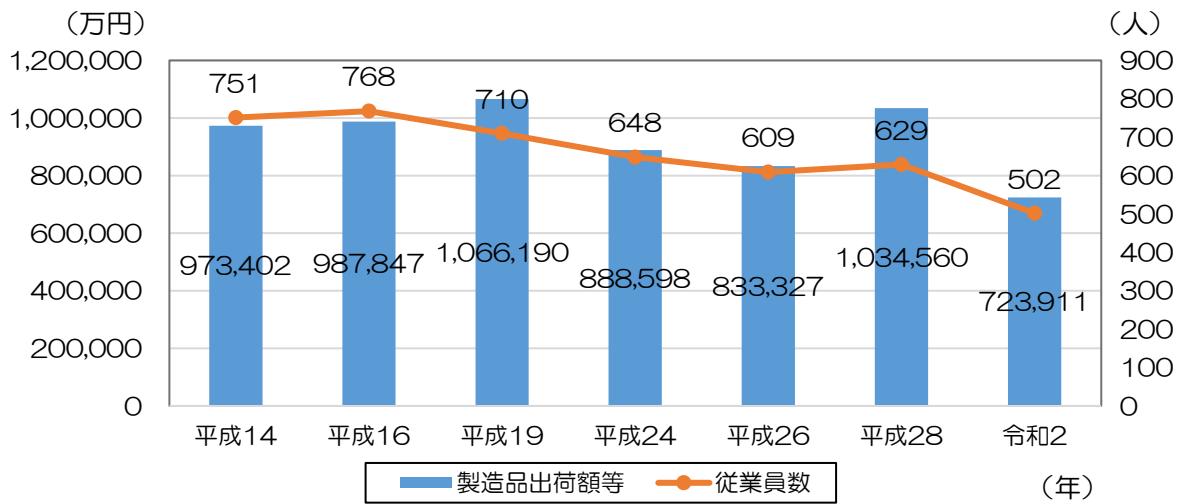


図 3-12 工業の推移

出典:工業統計調査及び経済センサス

3.4.2 商業

年間商品販売額をみると、平成 16（2004）年から平成 26（2014）年にかけて減少傾向にありました。しかし、平成 28（2016）年以降は増加傾向にあります。

従業員数をみると、年間商品販売額と同様に平成 16（2004）年から平成 26（2014）年にかけて減少傾向にありました。しかし、平成 28（2016）年以降は横ばい傾向にあります。

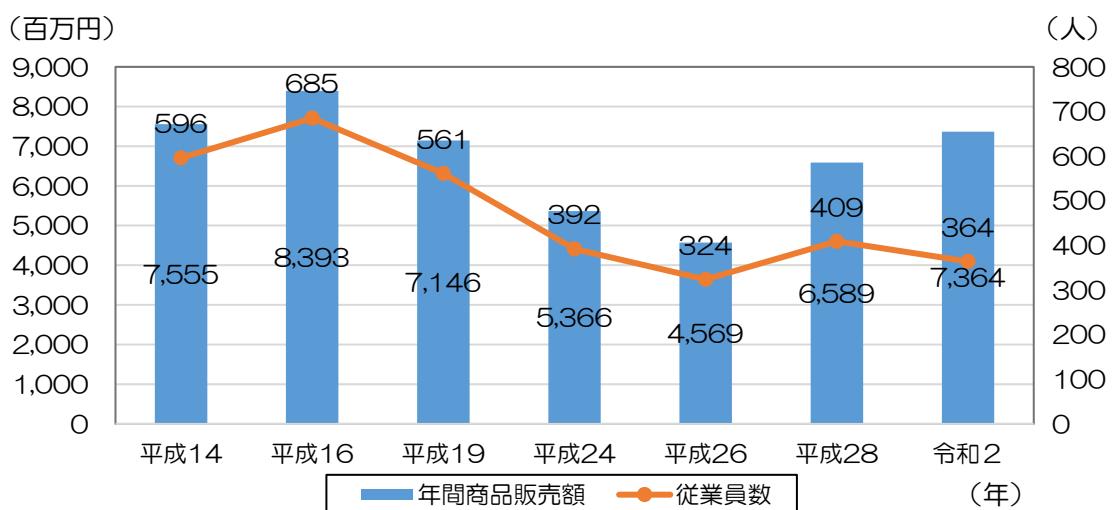


図 3-13 商業の推移

出典:商業統計調査及び経済センサス

3.4.3 農林業

農業の推移をみると、経営耕地は平成 22 (2010) 年以降減少傾向にあり、農業経営体数についても平成 17 (2005) 年以降減少傾向にあります。

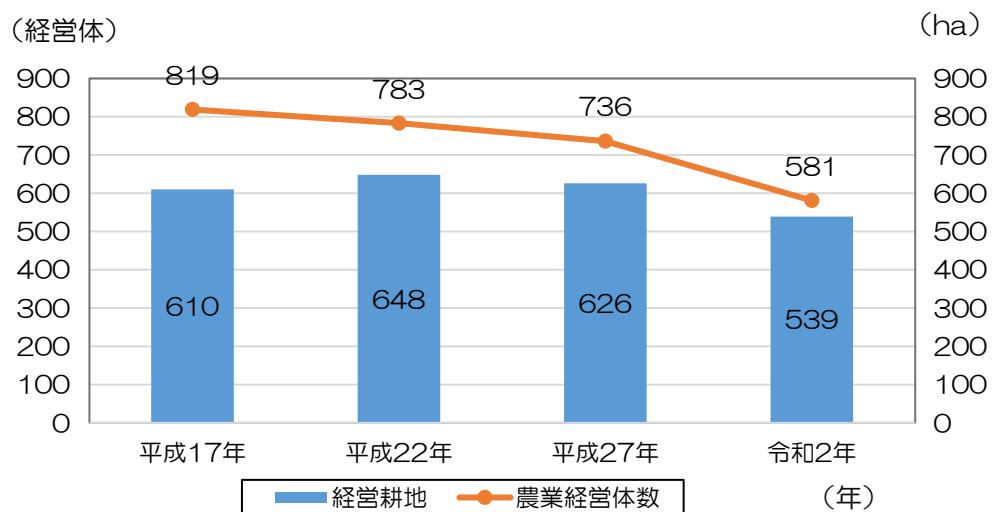


図 3-14 農業の推移

出典: 農林業センサス

林業の推移をみると、所有山林は平成 22 (2010) 年以降減少傾向にあり、林業経営体数についても平成 17 (2005) 年以降大きく減少傾向にあります。

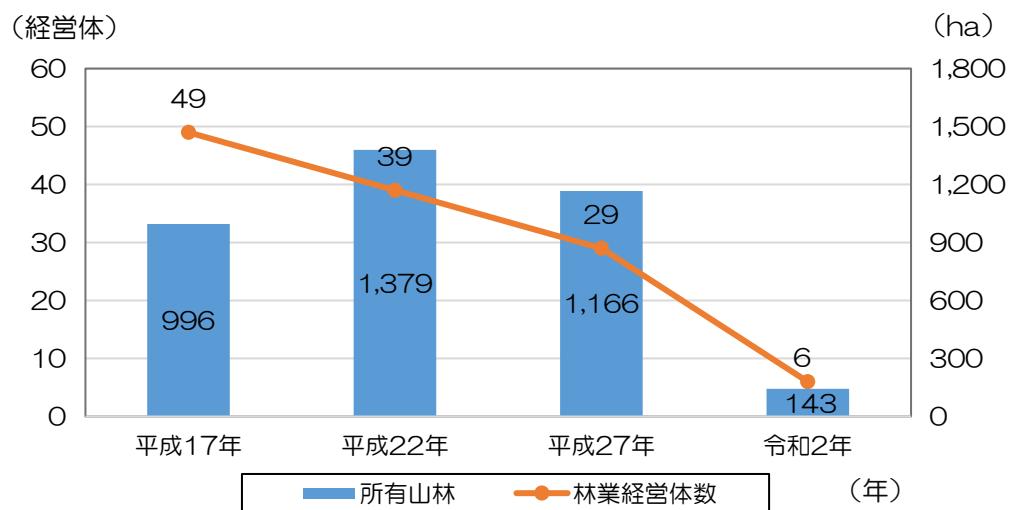


図 3-15 林業の推移

出典: 農林業センサス

※所有山林: 林業経営体が所有している山林

Column (コラム) : <地域団体>青年農業者の活躍

地元の農家後継者や新たな就農者によって能勢青年農業者 4H クラブが組織されています。周辺環境の美化活動や、町外の農家等との交流や視察による技術力向上に向けた取組み、農産物の販売イベントへの参加、新たに就農を希望する方の受け皿としての活動等を行っており、町や地域農業に活気が生まれています。



図 3-16 イベントに参加する「4H クラブ」の皆さん

出典:「第 6 次能勢町総合計画」(能勢町 令和 4(2022)年 7 月)

Column (コラム) : 能勢町高度産業化推進プロジェクト

近年、農業従事者の高齢化等により耕作放棄地が増加しており、個人農業での農地の保全が困難となりつつあることや、平成 30 (2018) 年 3 月に新名神高速道路（神戸 JCT～川西 IC）が開通し、交通アクセスが向上したことなどを踏まえ、「新しい町の骨格を創る」能勢町高度産業化推進プロジェクトに取り組んでいます。

このプロジェクトでは、目指すべき将来像として「企業と共生し、高度産業農業等を通じて若者がいきいきと定住できる新たな能勢町の実現」を掲げ、高度産業農業・企業の農業参入の促進や食とみどりのアミューズメント化<観光戦略の核となる DMO 構築>、新名神高速道路の開通による地の利をいかした多様な産業立地などの取組みを進めています。

3.4.4 観光

観光客数の推移をみると、平成 23（2011）年以降やや減少傾向にあったものの、平成 30（2018）年に増加して以降は横ばい傾向にありましたが、令和 3（2021）年は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け大きく減少しています。

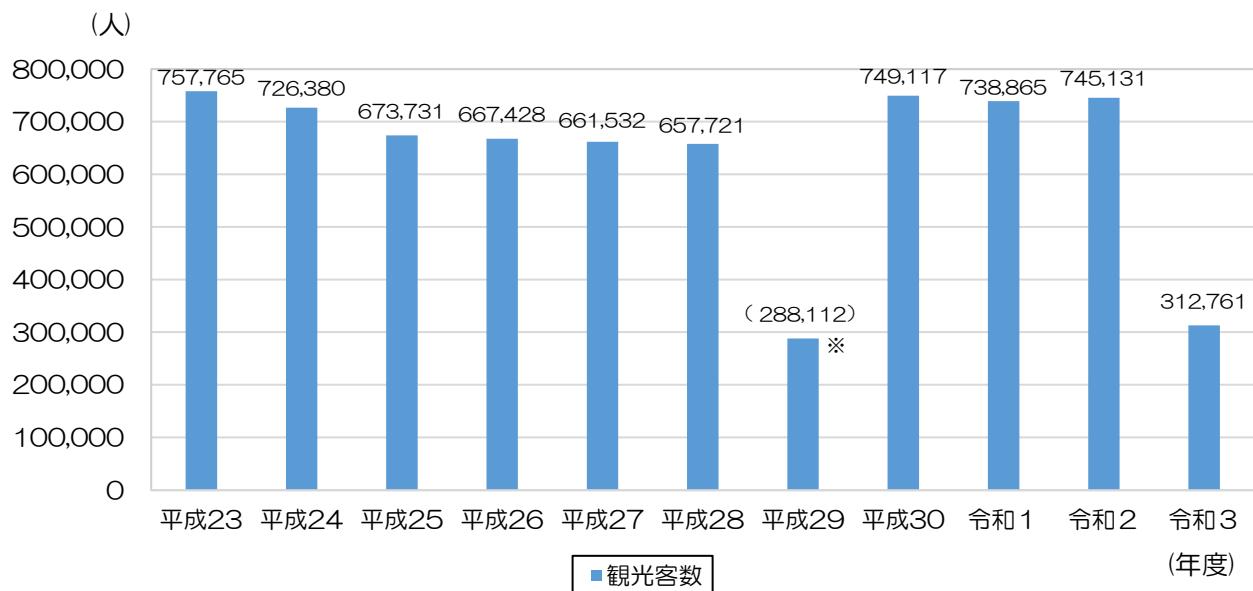


図 3-17 観光客数の推移

出典：能勢町資料

※経年比較が可能な施設等の合計値を使用しています。

※平成 29 年については、一部施設のデータが不足しているため大きく減少しています。

Column (コラム)：能勢町観光協会による取組み

能勢町観光協会は、地域の事業者等から構成される団体で、「能勢町における観光事業の振興を図り、地域社会の発展に寄与すること」を目的に、観光案内や観光啓発普及、観光資源開発・保護等に向けた様々な取組みを進めています。



図 3-18 能勢町観光物産センター
(道の駅能勢「くりの郷」内)



図 3-19 能勢町観光協会
(道の駅能勢「くりの郷」内)



図 3-20 観光誌 “のせむすび”

出典:能勢町観光協会資料

Column (コラム)：<地域団体>里山の多様な担い手を育成する「里山技塾」

「能勢での学びを本業・副業・暮らしに活かす」をキャッチコピーに「里山技塾」は令和2(2020)年に開講しました。

これまで、特産品である能勢栗の接ぎ木・剪定術を学ぶ講座や里山の管理方法を学ぶ講座など、本町の有する里山資源を仕事や暮らしに活かす講座が行われています。

「里山技塾」には、農家はもちろん、新しい仕事を増やしたい兼業農家や副業を身に付けたい方など、町内外から100名以上の多様な背景を持つ受講者が参加されており、農的関係人口の創出にもつながっています。

講座卒業生の中には新たに農地や栗林を借受ける方や、移住された方もおられ、里山をつくる多様な担い手が育まれています。



図 3-21 「里山技塾」栗の接ぎ木・剪定講座

出典：「第6次能勢町総合計画」（能勢町 令和4(2022)年7月）



図 3-22 「里山技塾」講座の様子

出典：「第6次能勢町総合計画」（能勢町 令和4(2022)年7月）

3.5 都市施設

3.5.1 道路

本町の主要な道路網をみると、南北方向の国道 173 号と国道 477 号、東西方向の主要地方道茨木能勢線により日本海方面や大阪方面と広域的なネットワークを形成しているほか、一般府道や町道等により町内の集落間が結ばれています。

都市計画道路については、市街化区域を南北に貫く能勢南北線（延長約 2.8 km、幅員 14m）が都市計画決定されており、計画通り概成したことから広域的な幹線道路（国道 173 号）として供用されています。

都市計画道路以外の国道や府道、町道については一定の整備がなされているものの、一部歩道が未整備の区間や、主要地方道茨木能勢線では一部未整備の区間があります。



図 3-23 主要な道路の整備状況図

出典：能勢町資料(令和 5(2023)年現在)

3.5.2 上水道

本町の水道事業は、平成 19（2007）年度より 1 つの上水道事業と 3 つの簡易水道事業にて給水を行っていましたが、厚生労働省「簡易水道事業統合計画策定要領」により合理的かつ計画的に推進することを目的とし、ハード統合及びソフト統合を実施し、平成 29（2017）年度から町内 1 上水道事業にて給水を行ってきました。なお、令和 6（2024）年 4 月からは、本町の水道事業は大阪広域水道企業団と統合し、大阪広域水道企業団において運営されています。

水道普及率は、令和 4（2022）年度末時点では約 99%となっており当面の整備拡張計画はありませんが、管路をはじめとする水道施設については、老朽化が進んでいる施設もあり、今後は、給水人口の減少に伴う需要減に合わせた施設のダウンサイ징・スペックダウンを検討しつつ、老朽化施設の更新を計画的に進められるよう大阪広域水道企業団に働きかけを行っていきます。

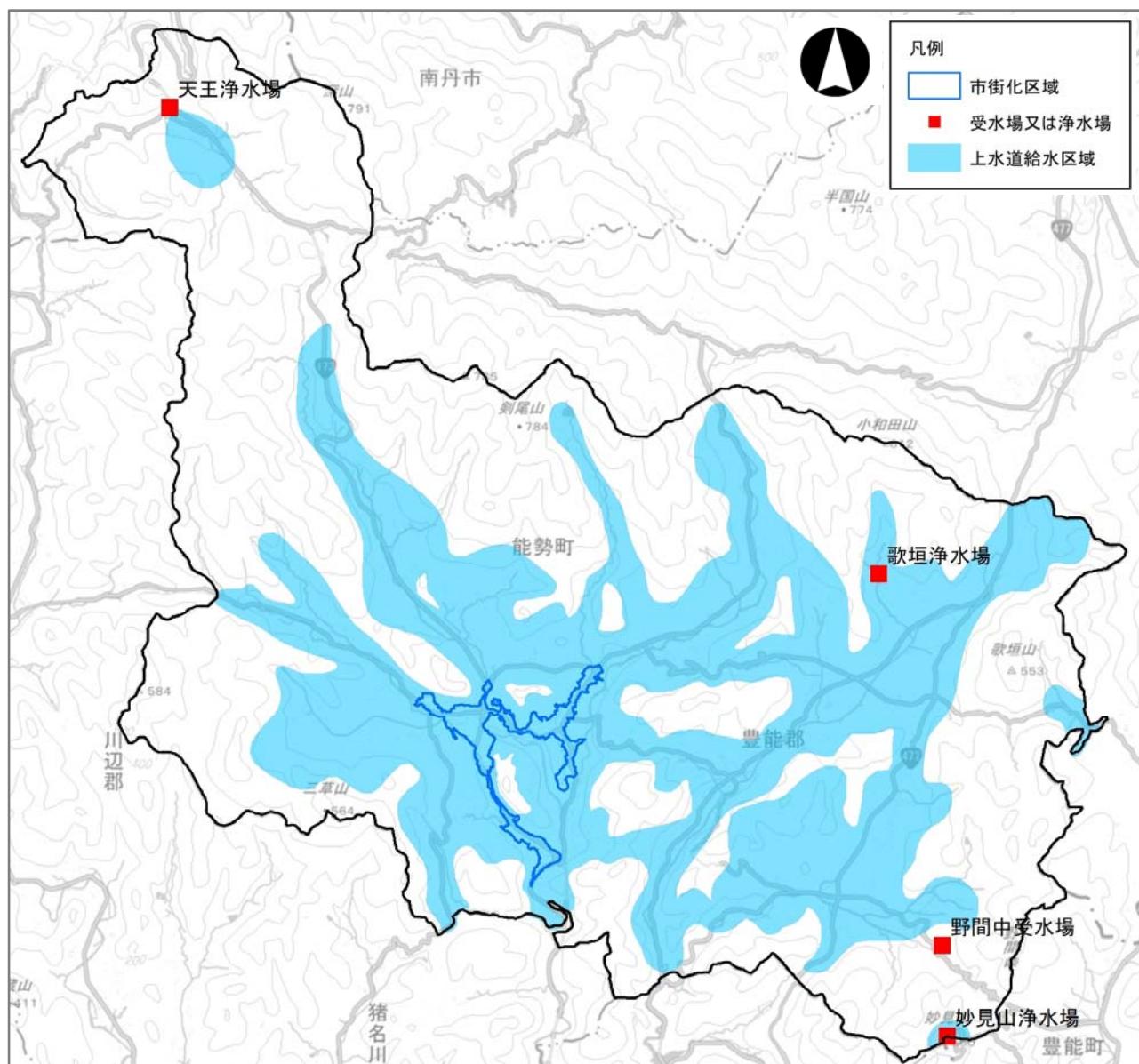


図 3-24 水道普及状況図

出典:能勢町資料(令和 5(2023)年現在)、背景地図:国土地理院

3.5.3 下水道

本町の下水道は、市街化区域を中心に公共下水道での整備を実施しているほか、杉原・天王地区では農業集落排水事業を実施しており、令和4（2022）年度末での下水道普及率は約27%であり、水洗化率は約82%となっています。

今後、下水道整備においては第5期区域で概成とし、その他の区域においては、合併処理浄化槽設置整備事業により実施していくこととしています。

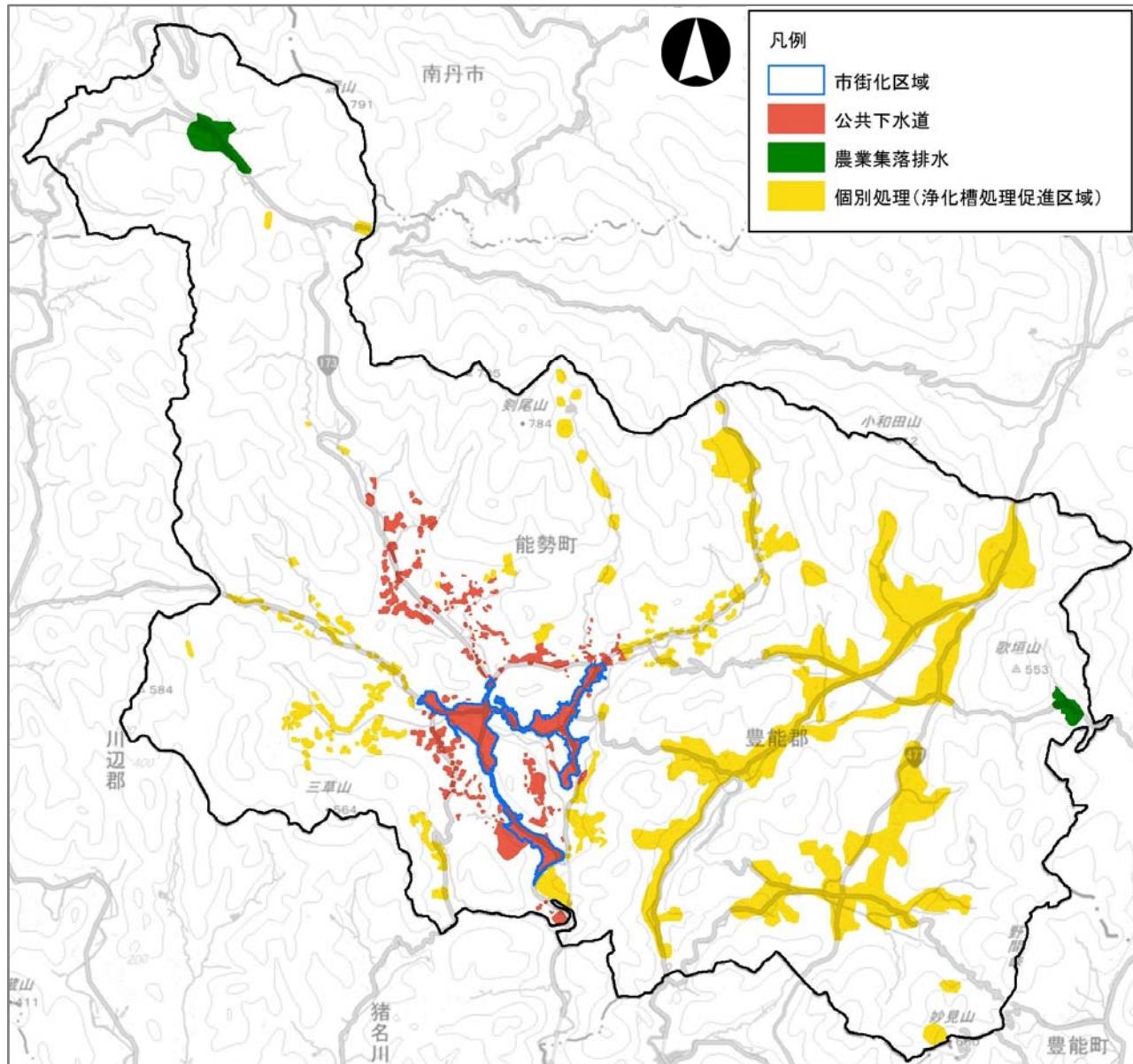


図 3-25 下水道整備図

出典：能勢町資料（令和5（2023）年現在）、背景地図：国土地理院

3.5.4 河川

本町を流れる河川のうち、山辺川、長谷川、山田川、一庫大路次川、田尻川、野間川、木野川、大原川については一級河川に指定され、大阪府等により整備や維持管理がなされています。

本町では、町管理の準用河川 3 河川とその他、普通河川の整備や維持管理を行っています。

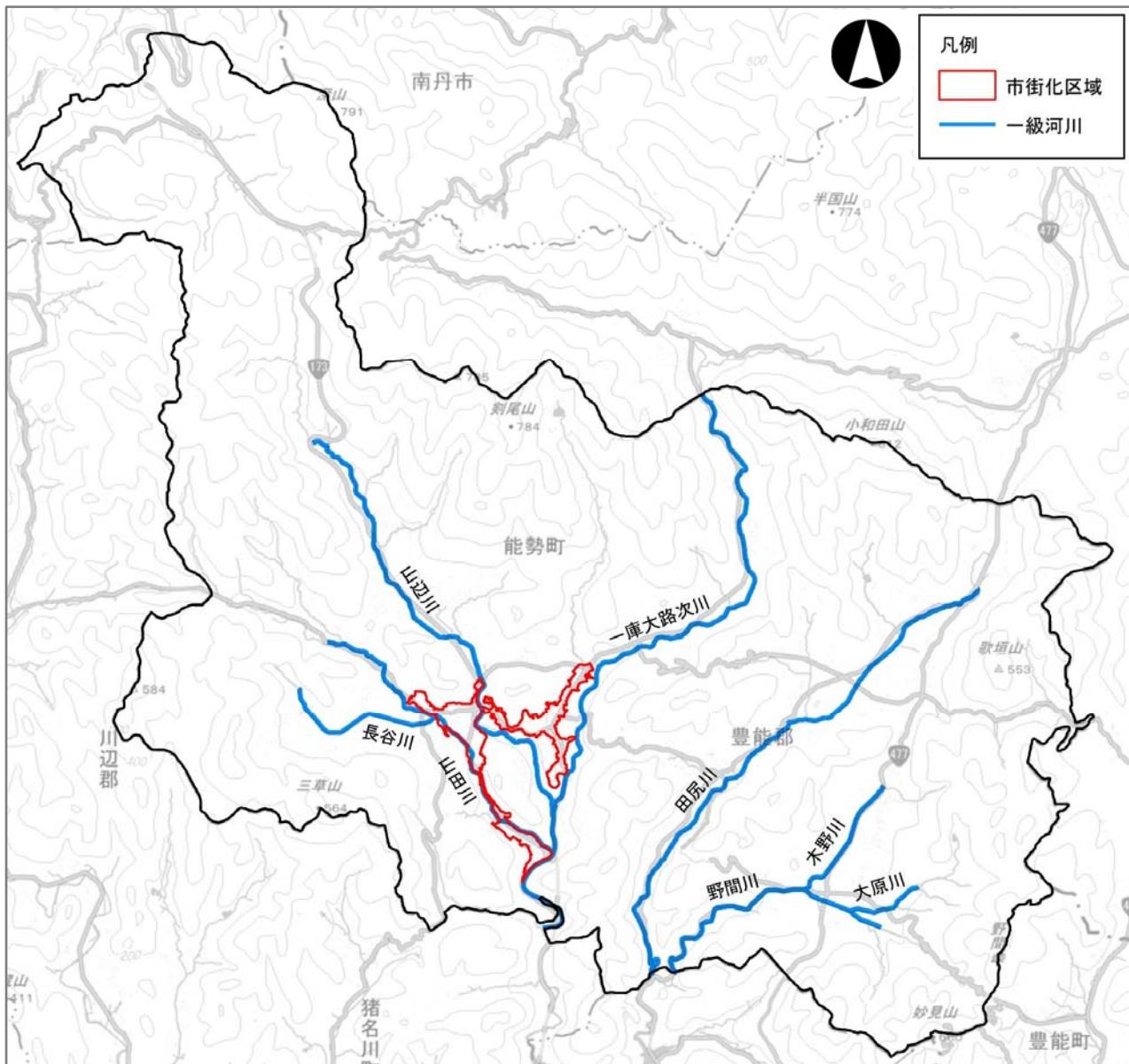


図 3-26 河川現況図(一級河川)

出典:能勢町資料(令和 5(2023)年現在)、背景地図:国土地理院

3.5.5 公共施設

公共施設の位置をみると、西地域では市街化区域を中心に、東地域では幹線道路沿道に位置しています。

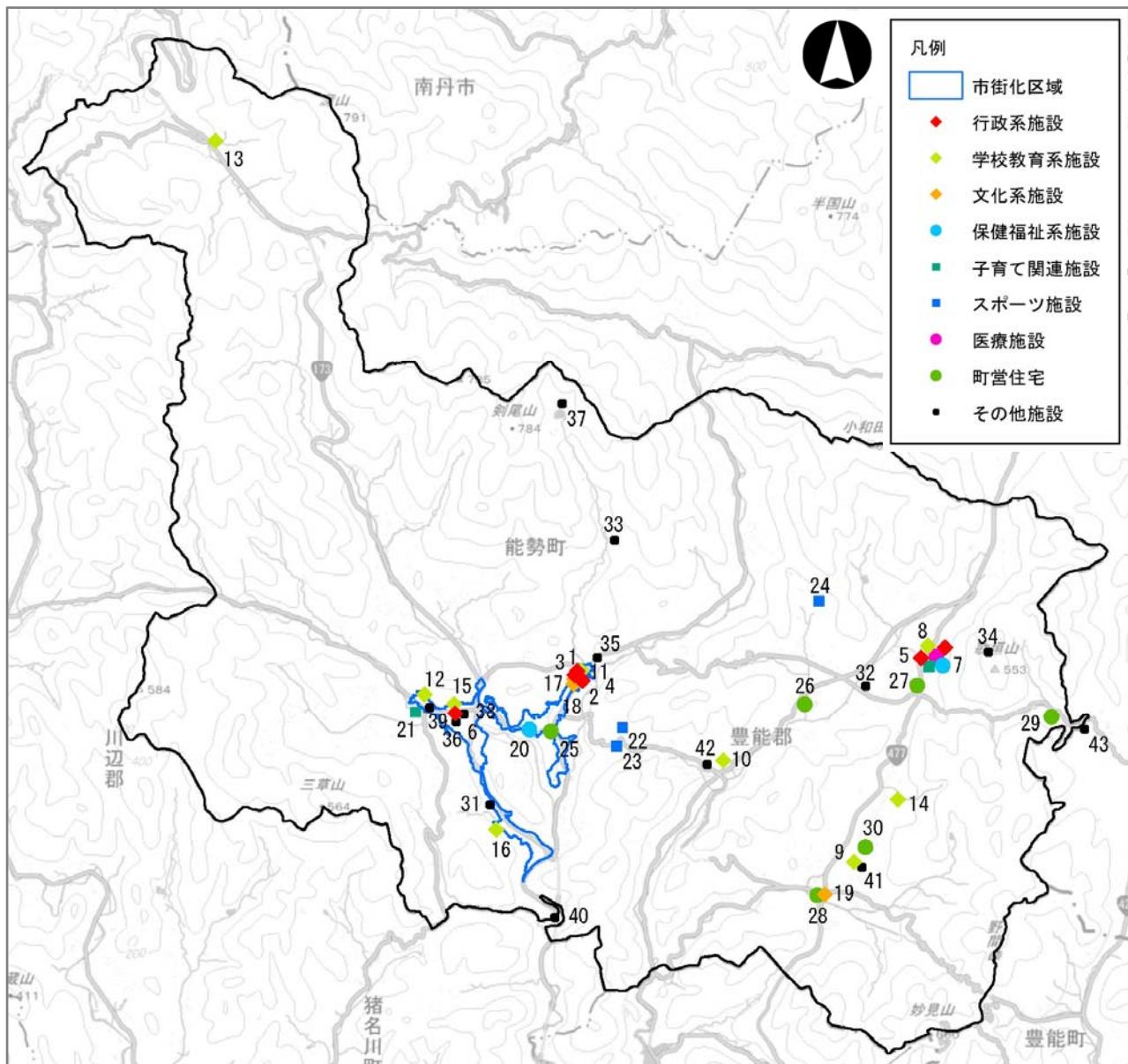


図 3-27 公共施設位置図

出典:能勢町資料(令和5(2023)年現在)、能勢町公共施設等総合管理計画(能勢町 令和4(2022)年3月)
背景地図:国土地理院

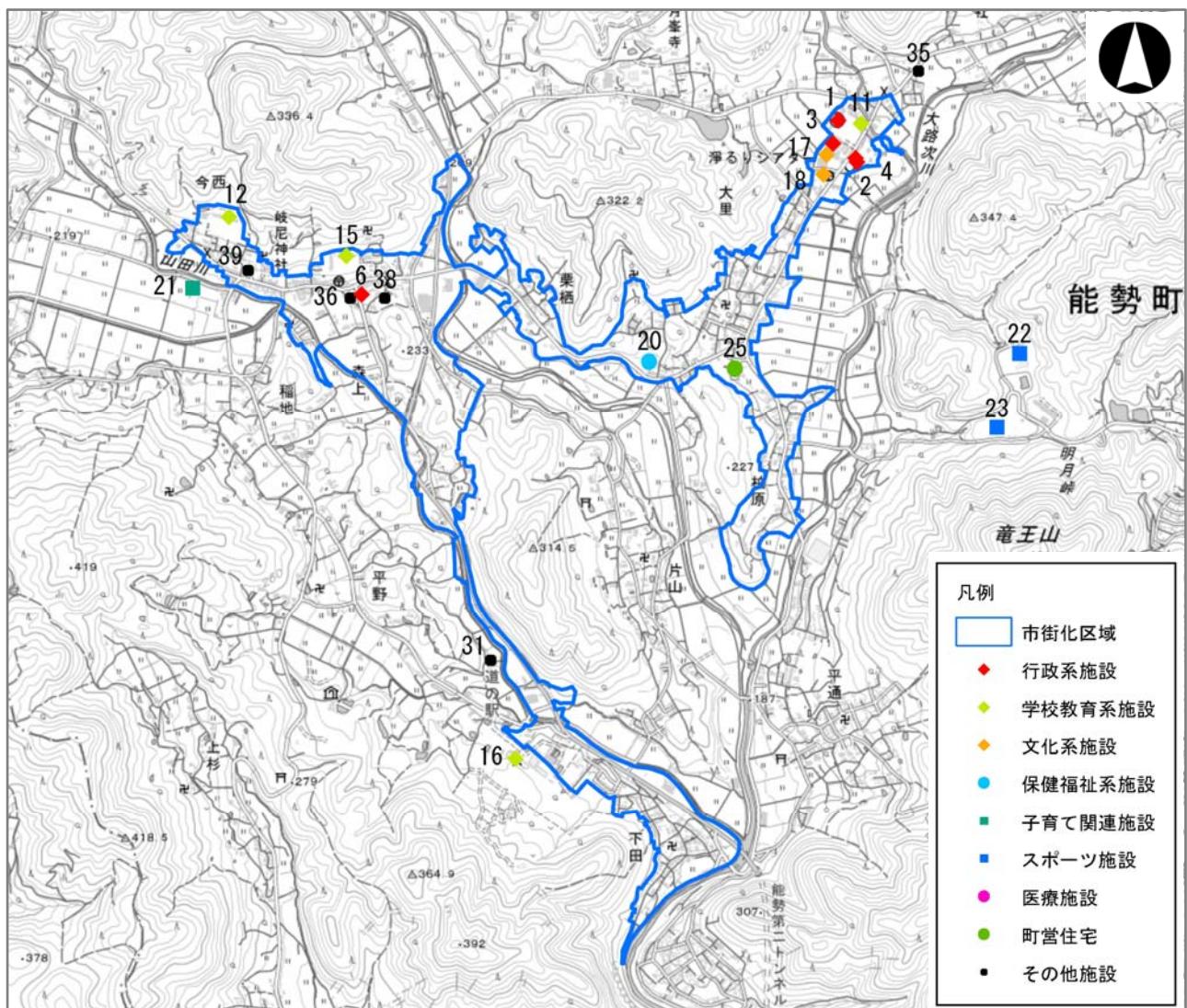


図 3-28 公共施設位置図(市街化区域周辺)

出典:能勢町資料(令和 5(2023)年現在)、能勢町公共施設等総合管理計画(能勢町 令和 4(2022)年 3月)
背景地図:国土地理院

表 3-1 公共施設一覧

分類	番号	名称
行政系施設	1	能勢町役場
	2	水防資材倉庫
	3	能勢町役場西館
	4	消防庁舎（旧庁舎、新庁舎、大阪府防災行政無線室）
	5	非常備消防格納庫 第2機動隊
	6	非常備消防格納庫 第3機動隊
	7	能勢町ふれあいプラザ
学校教育系施設	8	旧歌垣小学校（体育館）
	9	旧東郷小学校
	10	旧田尻小学校
	11	旧久佐々小学校（体育館）
	12	旧岐尼小学校
	13	旧天王小学校
	14	旧東中学校
	15	旧西中学校
	16	能勢小学校・能勢中学校
文化系施設	17	淨るりシアター
	18	生涯学習センター
	19	けやき資料館
保健福祉系施設	20	保健福祉センター
	7	東部デイサービスセンター（高齢者デイサービスセンター） (能勢町ふれあいプラザ)
	7	ふれあいセンター（能勢町ふれあいプラザ）
	7	看護小規模多機能型居宅介護事業所（能勢町ふれあいプラザ）
子育て関連施設	21	のせ保育所
	7	能勢町病後児保育室（能勢町ふれあいプラザ）
スポーツ施設	22	B&G 海洋センター
	23	名月グラウンド
	24	旧国体記念スポーツセンター
医療施設	7	能勢町国民健康保険診療所（能勢町ふれあいプラザ）
町営住宅	25	町営住宅（大里）
	26	町営住宅（田尻）
	27	町営住宅（歌垣）
	28	町営住宅（野間稻地）
	29	町営住宅（杉原）
	30	町営住宅（地黄）
その他施設	31	観光物産センター
	32	交流促進施設
	33	町営斎場
	34	歌垣山公園
	35	宿野公衆便所
	36	森上公衆便所
	37	旧大阪府野外活動センター
	38	旧法務局森上出張所
	39	旧池田保健所能勢支所
	40	旧下田共同作業所
	41	さとおか防災コミュニティセンター
	42	旧田尻保育所
	43	旧杉原運動広場

出典：能勢町資料

3.6 公共交通

3.6.1 路線バス

路線バスは、西能勢線が運行されており、町外の鉄道駅等への移動手段としての役割を担っています。

3.6.2 その他の交通手段

路線バスの他に、令和 6（2024）年 3 月に廃止された路線バス妙見口能勢線の代替交通として乗合タクシー（定時定路線）及び路線バスが運行していない地域を主なエリアとして町内間を運行する乗合タクシー（区域運行）が運行されているほか、タクシー（1 事業者）や交通空白地有償運送（2 団体）、福祉有償運送（1 団体）、スクールバス（10 路線）が運行され、住民や来訪者の移動手段としての役割を担っています。

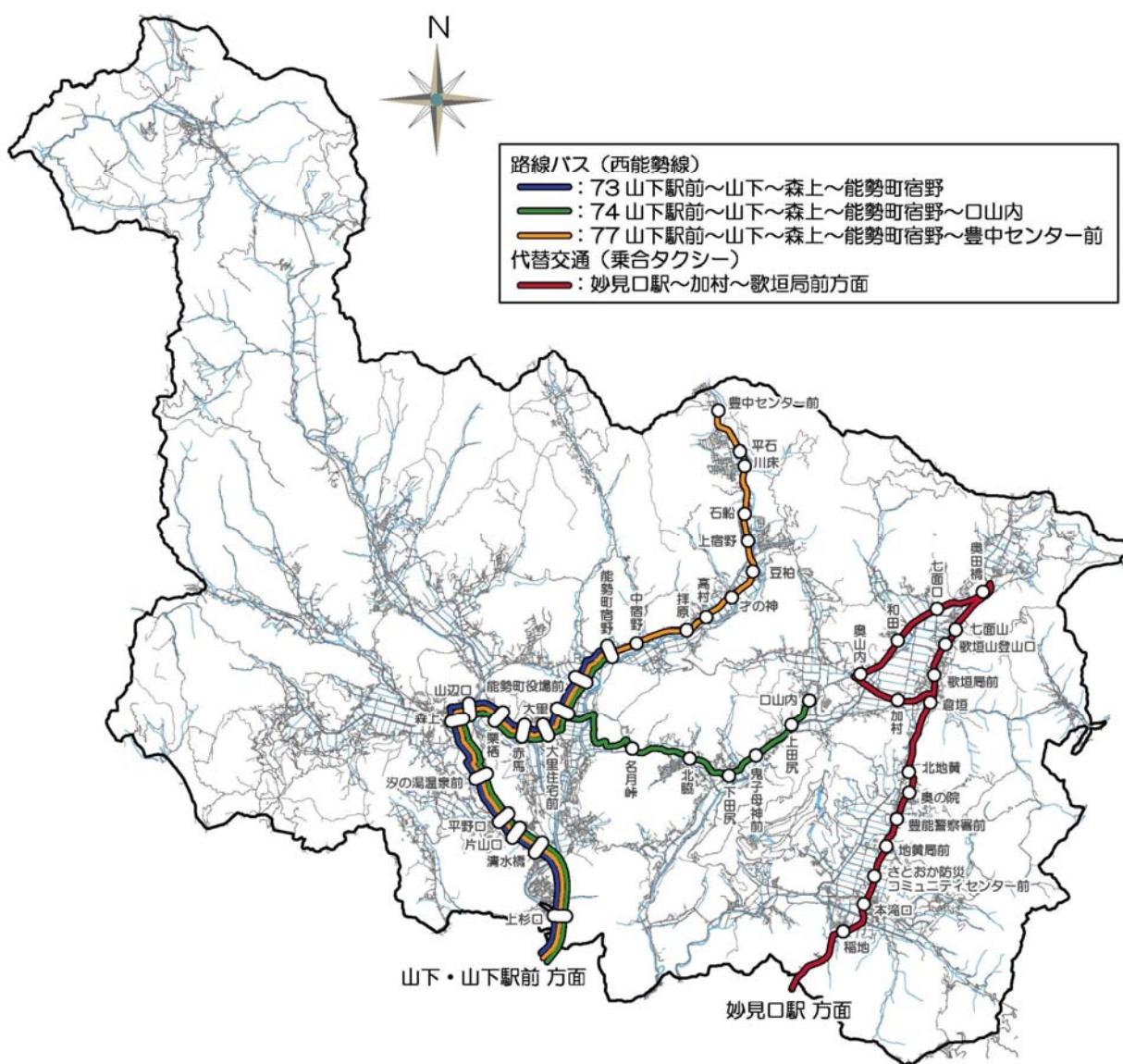


図 3-29 公共交通ネットワークの状況図

出典：能勢町資料

Column (コラム)：能勢分校において、交通課題に挑戦

大阪府立豊中高校能勢分校において、東京大学や大阪大学の教育、交通等を専門とする先生らとの共同研究により、通学等の地域課題の解決に取り組む研究プロジェクトが行われています。大阪府立豊中高校能勢分校生徒の通学状況を改善するため、新たな交通手段として e-bike を導入し、生徒中心に通学上の安全面や環境面の効果や改善点などを検討しています。

高校生と地域の協働ワークショップなどを通じた道路環境の改善や、能勢ささゆり学園後期課程の生徒を対象にした高校生による交通安全授業が実施されるなど、多様な視点から交通課題の解決に向けて取組みが進められています。



図 3-30 通学課題の解決に向けて e-bike を活用する高校生

出典:「第 6 次能勢町総合計画」(能勢町 令和 4(2022)年 7 月)



図 3-31 通学課題の解決に向けて e-bike を活用する高校生

出典:「第 6 次能勢町総合計画」(能勢町 令和 4(2022)年 7 月)

3.7 自然環境・景観

3.7.1 現存植生図

現存植生図をみると、植生自然度が10と最も高いツルヨシ群集がみられるほか、植生自然度が7のアベマキーコナラ群集や、6のスギ・ヒノキ・サワラ植林が多く、貴重な自然が多くあることがわかります。

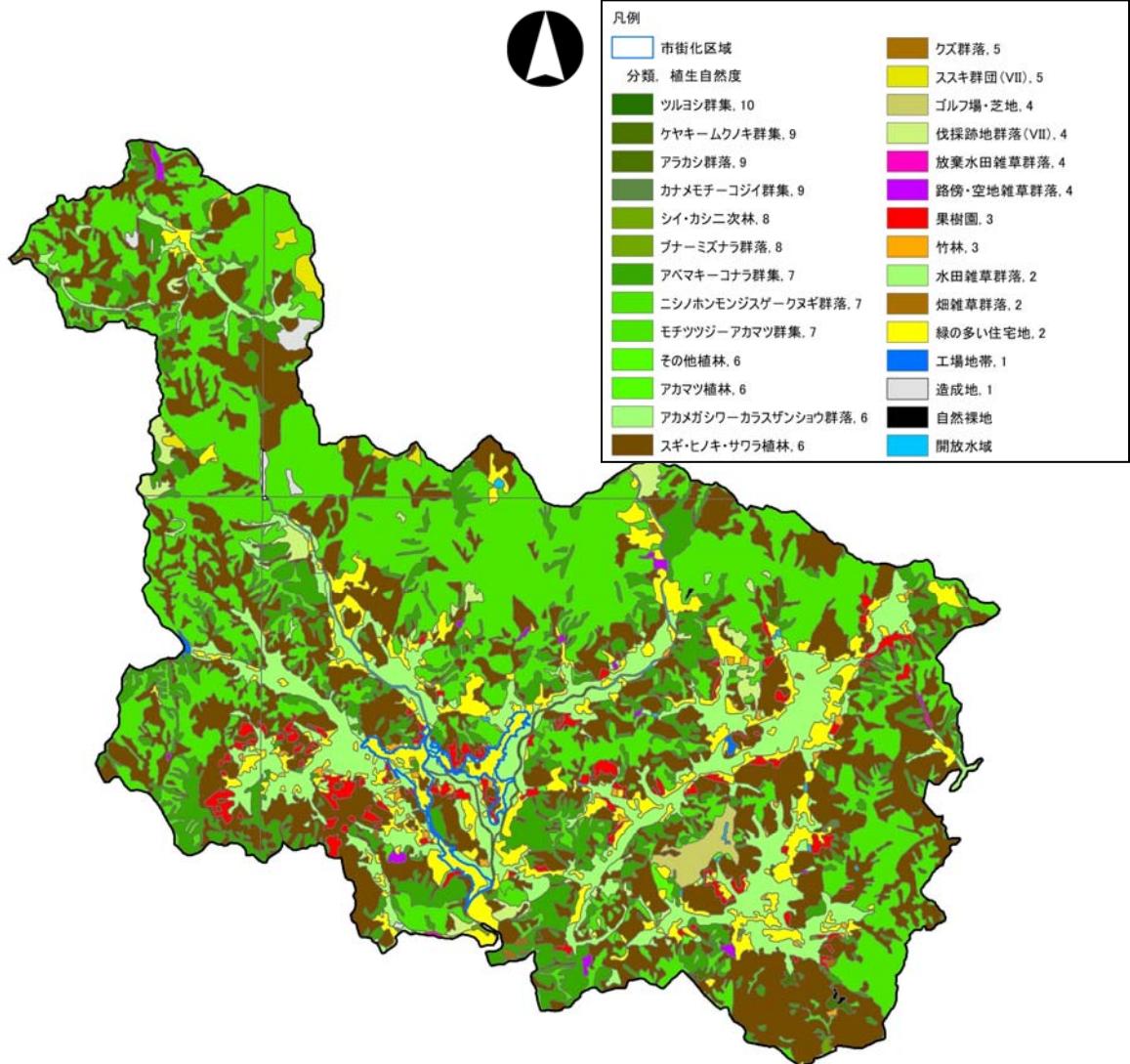


図 3-32 現存植生図

出典:環境省自然環境保全基礎調査(植生調査)

※植生自然度…「植生自然度」とは、植物社会学的な観点から、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されたものです。(環境省 HP)

表 3-2 植生自然度

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畠、苗圃等の樹園地
2	畠地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典:環境省自然環境保全基礎調査(植生調査)

3.7.2 貴重な自然(湿地、特定植物群落、生物多様性保全上重要な里地里山)

本町には湿地や特定植物群落、生物多様性保全上重要な里地里山が存在しています。

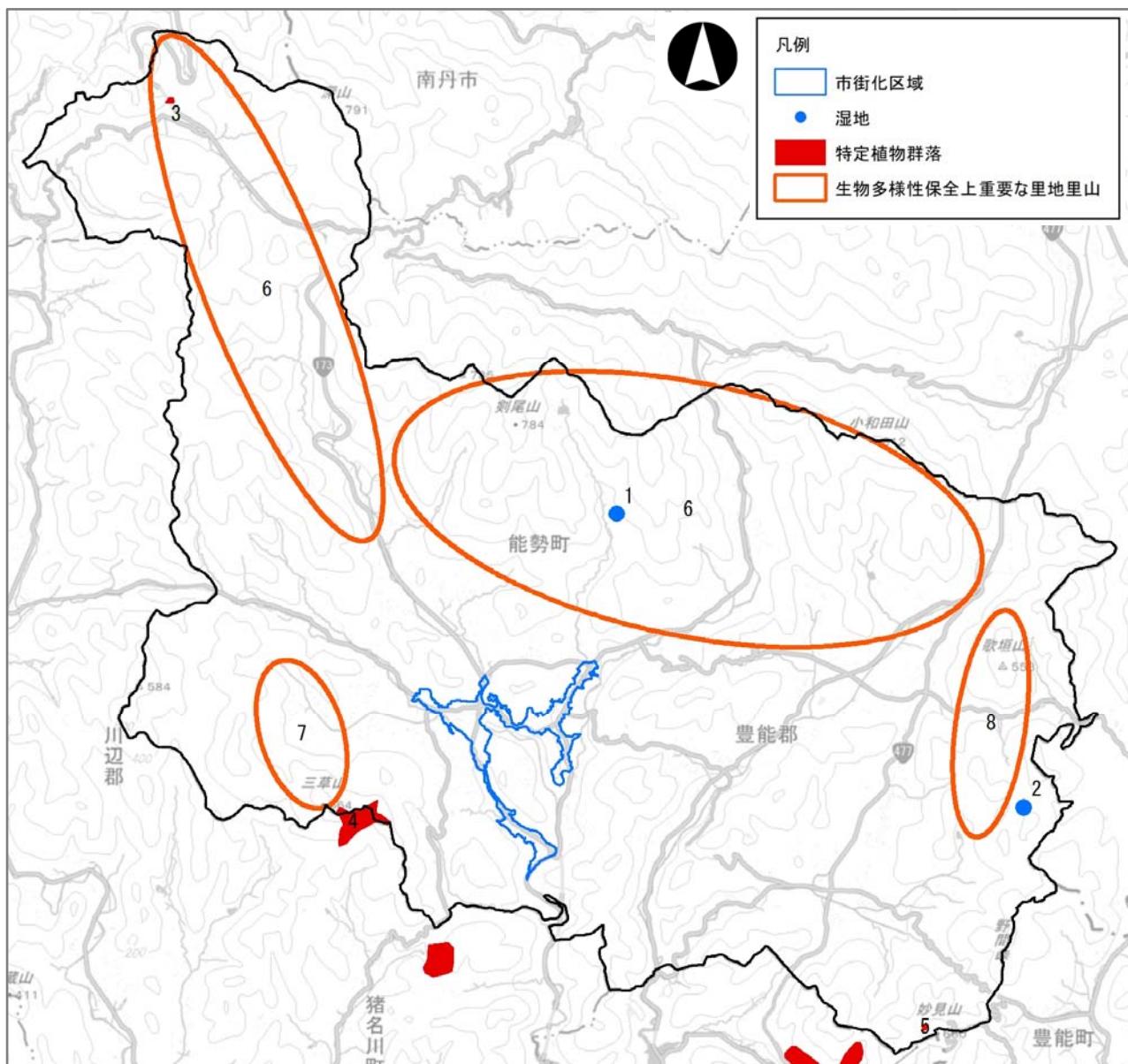


図 3-33 貴重な自然分布図

出典:環境省自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査、湿地調査)、環境省 HP、背景地図:国土地理院

表 3-3 貴重な自然一覧

分類	番号	名称
湿地	1	能勢町宿野地内湿地
	2	地黄湿地
特定植物群落	3	天王峠のモミ・コナラ林
	4	三草山のナラガシワ林
	5	能勢妙見山のブナ林
生物多様性保全上重要な里地里山	6	天王・山辺・剣尾山・小和田山
	7	三草山・長谷
	8	歌垣山山麓～地黄湿地

出典:環境省自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査、湿地調査)、環境省 HP

Column (コラム) : 豊かな地域資源

クヌギや栗の里山を背景に田畠・集落が広がるのどかな風景、豊かな自然環境は本町のかけがえのない財産であり、本町の誇りです。

大都市近郊にもかかわらず、希少な生きものが多種生息し、大阪府のレッドリスト 2014 に掲載の絶滅危惧種の植物が 66 種（府内全体の約 3 割）、昆虫類が 92 種（府内全体の約 7 割）生育、生息しています。

環境省の生物多様性保全上重要な里地里山にも選出されており、民間企業が実施した生物多様性に優れた自治体ランキングの生態系の豊かさと便益を評価する指標群では全国 1 位に選ばれました。令和 2 (2020) 年からの調査では、3,578 種がリストアップされ、令和 4 (2022) 年に総合的に評価し、「能勢の大切にしたい生きもの」(能勢町版レッドリスト) として 376 種が選定されました。



図 3-34 ハッショウトンボ

出典:「能勢町の大切にしたい生きもの」(能勢の里山活力創造推進協議会 令和 5(2023)年 3 月)



図 3-35 ヒロオビミドリシジミ

出典:「能勢町の大切にしたい生きもの」(能勢の里山活力創造推進協議会 令和 5(2023)年 3 月)

この他、日本の栗の品種の中でも屈指の名品「銀寄栗（ぎんよせぐり）」や、500 年以上茶の湯で評価される最高級の炭「能勢菊炭」、G20 大阪サミットで各国首脳にふるまわれた名酒「秋鹿」など、豊かな自然環境を生かした能勢ならではの特産品を多く有することも能勢の魅力の一つです。

Column (コラム)：地域エネルギーの活用

本町は、豊能町等とともに地域エネルギー会社である「株式会社能勢・豊能まちづくり」を、令和2(2020)年7月に設立しました。この「株式会社能勢・豊能まちづくり」は小売電気事業を行い、能勢・豊能の両町等に電気を供給しながらその収益の一部を交通、教育、防災等に活用することで、持続可能で住み続けられる地域づくりを目指すものです。

まちづくり会社が供給する低炭素な電力により、公共施設からの温室効果ガスの排出量を大きく削減します。

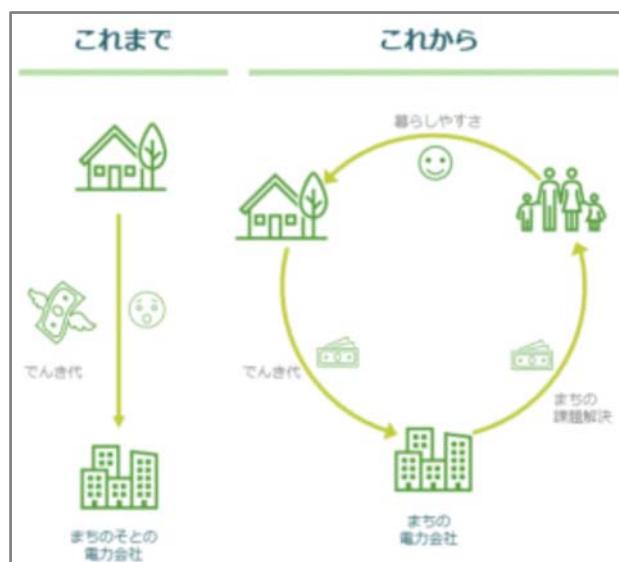


図 3-36 地域エネルギー会社のイメージ図

出典:能勢町資料



図 3-37 役場庁舎に太陽光パネルを設置

出典:「第6次能勢町総合計画」(能勢町 令和4(2022)年7月)

3.7.3 指定文化財

指定文化財（彫刻等の動産を除く）をみると、有形（建築物）や、記念物（史跡、名勝、天然記念物）が指定されており、自然環境はもちろん、貴重な歴史資源を有していることがわかります。

また、天王川・細谷川・奥野々川において、国指定特別天然記念物のオオサンショウウオの生息が確認されています。

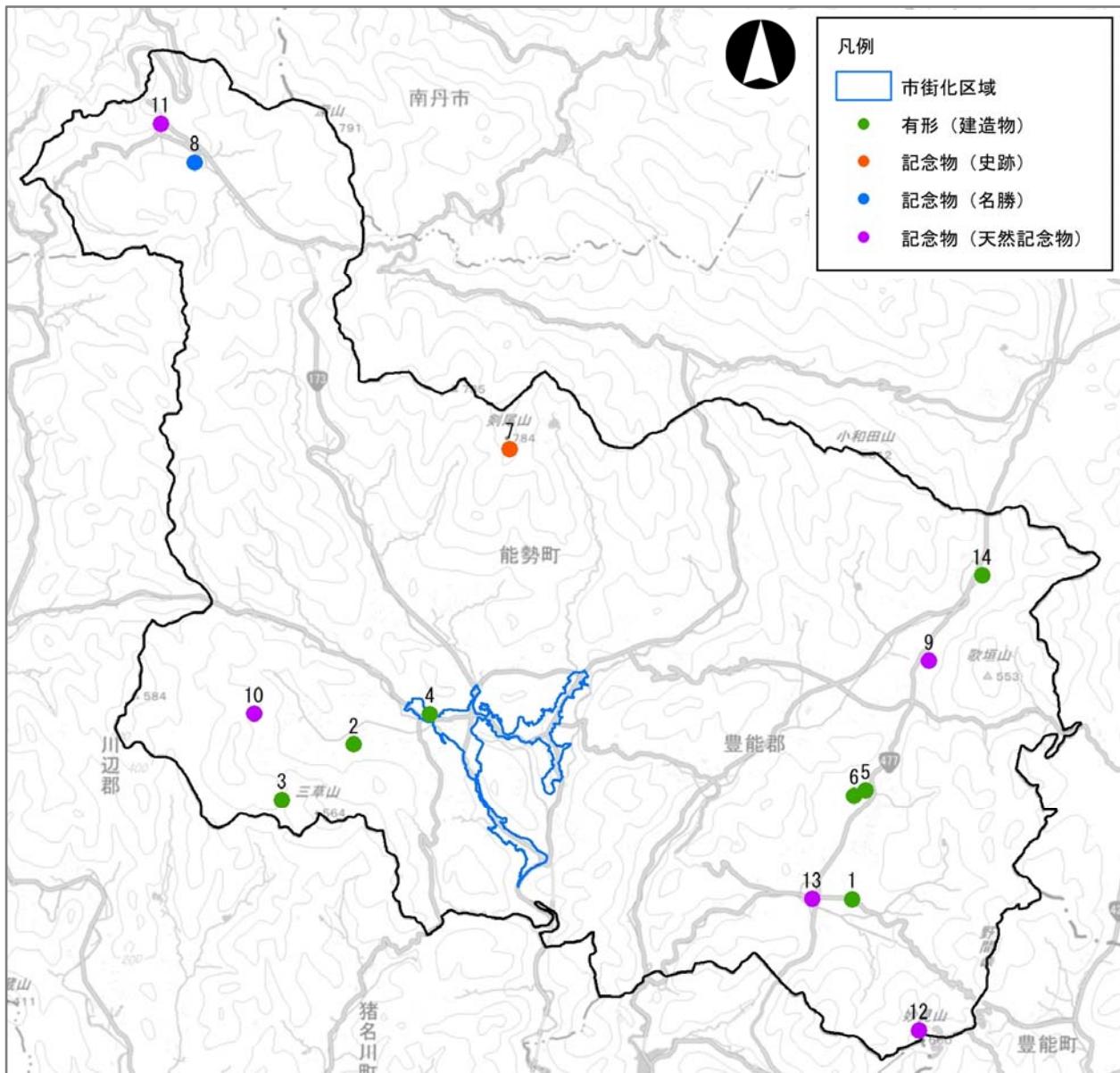


図 3-38 指定文化財(彫刻等の動産を除く)位置図

出典:能勢町資料(令和5(2023)年現在)、背景地図:国土地理院

表 3-4 指定文化財(彫刻等の動産を除く)一覧

指定者	分類	番号	名称
能勢町 指定文化財	有形(建造物)	1	野間中地蔵一尊 自然種子板碑
		2	慈眼寺 宝篋印塔
		3	長谷サイノカミ峠 寛文11年の道標
大阪府 指定文化財	有形(建造物)	4	蓮華寺 石造五輪塔
		5	能勢東郷城山 石造九重塔
		6	清普寺(本堂・庫裏・表門・鐘楼) 附:能勢家墓地内 五輪塔、宝塔、笠塔婆、板碑
	記念物(史跡)	7	月峯寺跡
	記念物(名勝)	8	長杉寺庭園
	記念物(天然記念物)	9	倉垣天満宮のいちょう
		10	八坂神社のスダジイ
		11	天王のあかがし
		12	妙見山のぶな林
国指定文化財	記念物(天然記念物)	13	野間の大ケヤキ
国登録文化財	有形(建造物)	14	吉野薬師堂

出典:能勢町資料(令和5(2023)年現在)

3.8 災害ハザード

3.8.1 土砂災害警戒区域

土砂系の災害ハザード指定状況をみると、山間部や河川沿いを中心に土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）や土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）が指定されています。

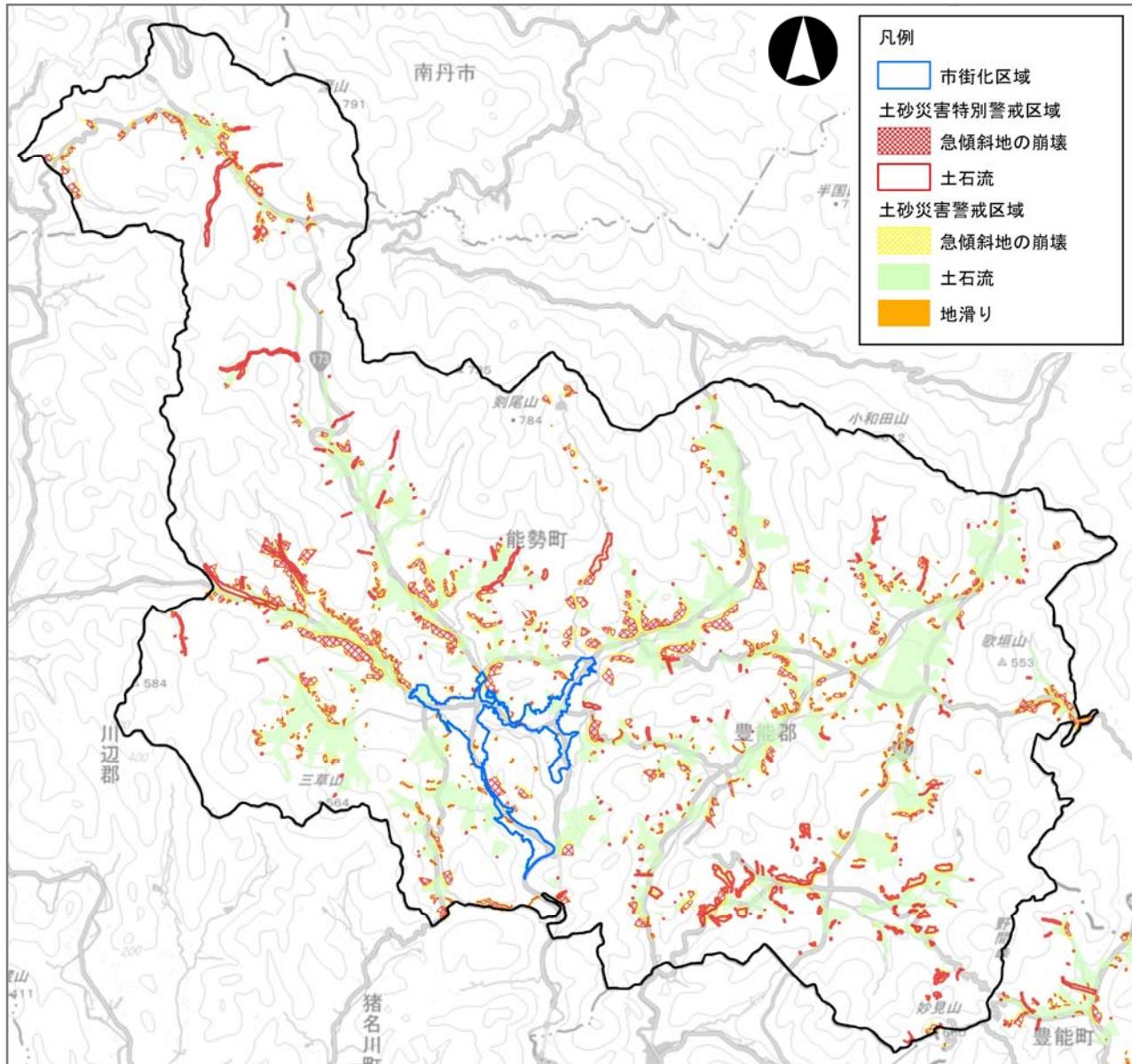


図 3-39 土砂災害(特別)警戒区域図

出典:国土地理院ハザードマップポータルサイト、背景地図:国土地理院

3.8.2 洪水浸水想定区域(想定最大規模)

水害系の災害ハザード指定状況をみると、町内の主要な河川（一庫大路次川や山田川、山辺川、田尻川等）沿いにおいて洪水浸水想定区域が指定されており、最大で 5.0m以上～10.0m未満の浸水が想定されています。

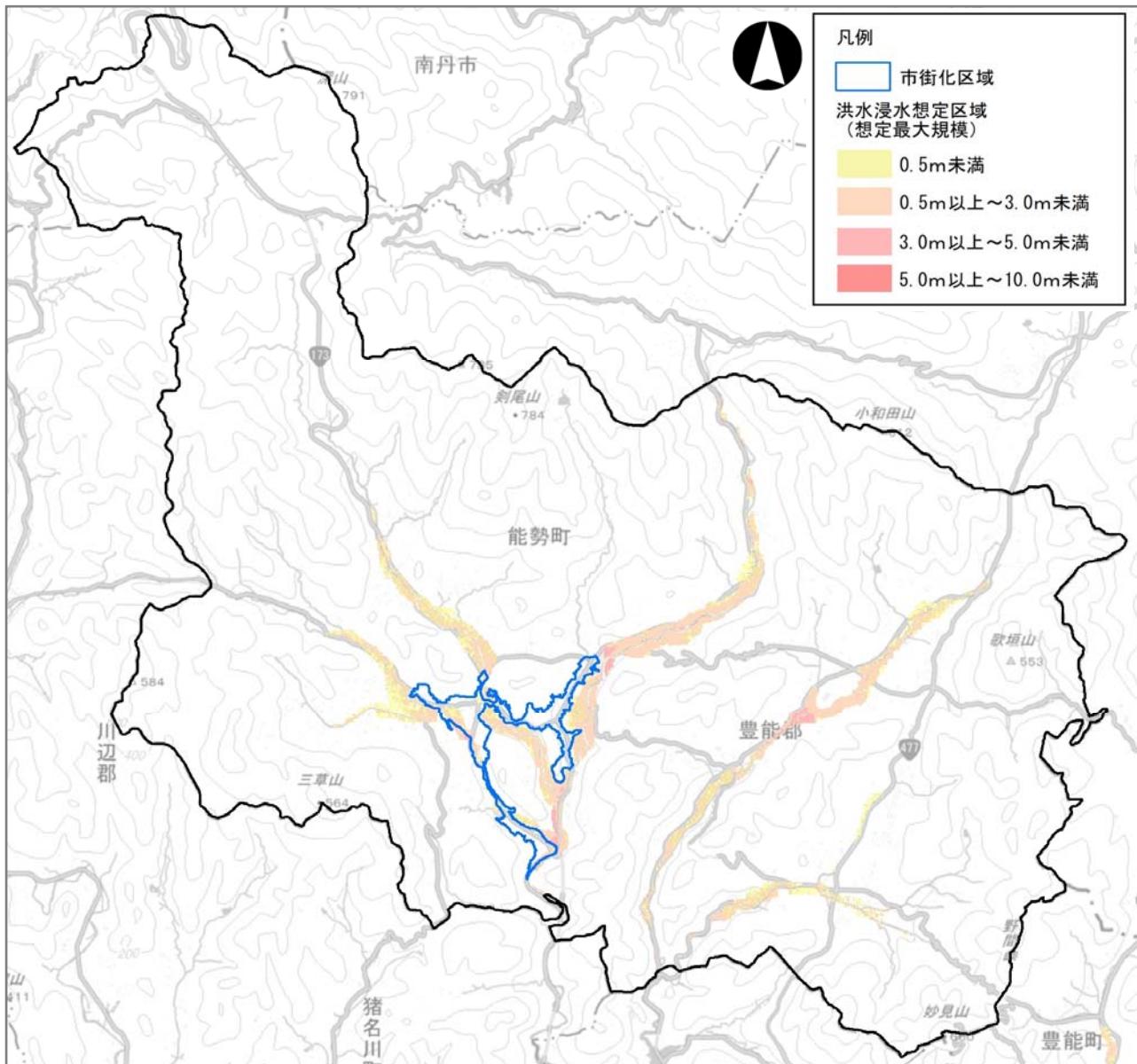


図 3-40 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

出典:国土地理院ハザードマップポータルサイト、背景地図:国土地理院

※洪水浸水想定区域(想定最大規模)とは、想定し得る最大規模の降雨(1年の間に発生する確率が 1/1,000(0.1%)程度の降雨)が発生した場合の洪水浸水想定区域と想定される浸水深を示すものです。

3.9 前「能勢町都市計画マスタープラン」の進捗状況

今回の見直しにあたり、平成 25（2013）年 8 月に策定した前「能勢町都市計画マスタープラン」について、各施策の進捗状況と今後の予定について、関係各課へ調査を行いました。

結果の概要は下記のとおりで、都市施設の整備は完了しているものが多く、今後は維持管理や老朽化施設の改修等の段階に入ります。その他の施策については、今後も継続しての実施が予定されています。

I. 都市施設

1. 交通施策

施策	進捗状況	今後の予定	備考
道路整備	広域幹線道路	実施中	維持管理 ・車道は、一部、未改修区間はあるが、一定の整備は完了。今後は、適切な維持管理を要望。 ・歩道は整備中。今後も引き続き要望。
	町内幹線道路	実施中	継続 ・新たに整備要望区間あり。今後も引き続き要望。 ・歩道は整備中。今後も引き続き整備・要望。
	生活道路	実施中	継続 ・道路の拡幅等整備中。 ・今後も引き続き整備。
	橋梁	完了	維持管理 ・整備は完了済み。 ・今後は予防保全的に修繕・管理。
公共交通網整備	完了	更なる改良	・バス路線及びその他公共交通の整備は完了済み。 ・今後は、更なる改良を検討。

2. 公園・緑地

施策	進捗状況	今後の予定	備考
公園整備	完了	維持管理	・既存の公園を維持管理中。 ・今後も継続的に維持管理。
レクリエーション拠点整備	完了	維持管理	・看板等を整備済み。 ・今後は、他の自治体での活用の検討、適切な維持管理を実施。
緑のネットワーク整備	実施中	継続	・自然歩道等を一部整備済み。 ・今後は更なる整備及び維持管理。

3. 上水道、下水道、河川

施策	進捗状況	今後の予定	備考
上水道整備	完了	-	・令和 5（2023）年までは本町の事業として整備を進め、一定の整備を完了。 ・その後、令和 6（2024）年度 4 月から大阪広域水道企業団により運営管理。
下水道整備	実施中	継続	・整備中。 ・今後も引き続き整備、維持管理。
河川整備	実施中	継続	・整備中。 ・今後も引き続き整備、維持補修。

4. その他の公共施設

施策	進捗状況	今後の予定	備考
ごみ処理施設整備	完了	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備は完了。 今後は改修を行い長寿命化。
し尿処理施設整備	完了	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備は完了。 今後は適切に維持管理。
小・中学校整備	完了	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備は完了。 今後は適正に維持管理。
社会教育施設整備	完了	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備は完了。 今後は老朽化に伴い再整備。
保育所整備	完了	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備は完了。 今後は老朽化に伴い再整備。令和 6 (2024) 年度に新たな保育所に関する構想を策定予定。
保健福祉施設整備	完了	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設の整備・改修は完了。 今後は改修を行い長寿命化。
火葬場整備	完了	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設の整備は完了。 今後は適正に維持管理。
情報基盤整備	完了	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設の整備は完了。 今後は情報基盤の更新等を実施。
新庁舎及び周辺整備	実施中	継続	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎の建設は完了。 今後は旧庁舎周辺整備基本計画に基づき、広場や生涯学習施設の整備を一体的に実施。

II. 自然環境保全、景観形成

施策	進捗状況	今後の予定	備考
自然環境保全	山林	実施中	<ul style="list-style-type: none"> 各種法令に基づく保全を実施中。また、環境学習の場として利用。 今後も引き続き実施。
	貴重な自然	実施中	<ul style="list-style-type: none"> 各種法令に基づく保全を実施中。また、環境学習の場として利用。 今後も引き続き実施。
	里山環境	実施中	<ul style="list-style-type: none"> 里山保全事業を実施。 今後も都市部自治体や企業との連携により事業を実施。
景観形成	山稜・盆地景観、レクリエーション景観	実施中	<ul style="list-style-type: none"> 支障木の伐採を実施。 今後も継続して実施。
	市街地・集落地と周辺	実施中	<ul style="list-style-type: none"> 各種法令等に基づき、景観保全、景観整備を実施。 今後も継続して実施。

III. まちづくり、住宅整備

施策		進捗状況	今後の予定	備考
市街化区域整備	商業・業務系市街地	実施中	継続	<ul style="list-style-type: none"> 適切な土地利用誘導を実施。 今後も引き続き実施。
	住宅系市街地	実施中	継続	<ul style="list-style-type: none"> 適切な土地利用誘導を実施。 今後も引き続き実施。
市街化調整区域整備	実施中		継続	<ul style="list-style-type: none"> 各種開発の抑制は図られているが、住宅地環境の更新や産業施設の誘致等は進んでいない。 今後は、引き続き各種開発の抑制を図るとともに、地区計画制度の活用や開発許可等の弾力的な運用により、住宅地環境の更新や産業施設の誘致といった、一定の範囲内での計画的で秩序ある土地利用を進める。
住宅整備	実施中		継続	<ul style="list-style-type: none"> 指導要綱等により適切な住宅整備を誘導。 今後も引き続き実施。

IV. 都市防災

施策		進捗状況	今後の予定	備考
火災対策		実施中	継続	<ul style="list-style-type: none"> 準防火地域の指定、自主防災組織の育成など、各種取組を実施。 今後も継続して実施。
震災対策		実施中	継続	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等の指定、耐震化の推進など、各種取組を実施。 今後も継続して実施。
治水対策等		実施中	継続	<ul style="list-style-type: none"> 河川の維持管理、治山事業（大阪府）、ハザードマップの作成など、各種取組を実施。 今後も継続して実施。

3.10 住民意向調査

3.10.1 「第6次能勢町総合計画」策定に向けた住民意向調査

「第6次能勢町総合計画」の策定に向けた基礎資料として、能勢町のまちづくりに関する現状や方向性、重要度等について住民意向調査を行いました。調査の概要、結果（抜粋）は以下のとおりです。

○調査の概要

【調査期間】 令和2(2020)年10月8日(木)～令和2(2020)年10月26日(月)

【調査対象者】 16歳以上の能勢町在住の住民

【調査方法】 住民基本台帳から無作為抽出による郵送配布・郵送回収
(一部、能勢分校に配布・回収)

【調査規模】 能勢町全域で1,859部配布、841部回収(回収率：45.2%)

○調査結果（抜粋）

・自然環境を活かした産業振興について

「多様な生態系の保全、里山文化の継承など、自然環境との共生」については、重要度が高く、また満足度もわずかにプラスになっていますが、それ以外の項目では全体的に期待度が高い一方、満足度はマイナスと低い傾向にあり、とりわけ「企業誘致による地元雇用の確保」については、期待度が最も高いのに対し満足度が最も低くなっています。

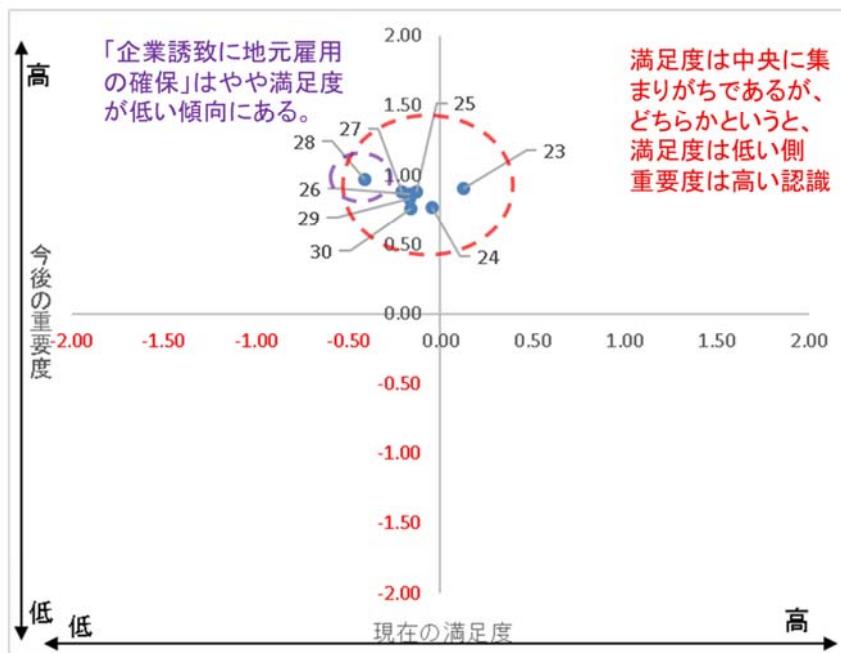


図 3-41 満足度と重要度(自然環境を活かした産業振興について)

出典:能勢町資料

表 3-5 満足度と重要度(自然環境を活かした産業振興について)

項目	現行計画の取組	現在の満足度	今後の重要度
23 多様な生態系の保全、里山文化の継承など、自然環境との共生		0.12	0.90
24 住民意識の醸成や自然エネルギーの利用促進など、環境保全と循環型社会の形成		-0.05	0.77
25 営農環境の整備へ向けた支援等による、農業経営の振興		-0.13	0.88
26 森林資源の循環利用の促進など、森林の保全と林業育成		-0.16	0.86
27 地域資源を活かした産業創造や起業の支援など、内発型産業の活性化		-0.21	0.88
28 企業誘致による地元雇用の確保		-0.41	0.97
29 観光発信力の強化や地域経済との連携、ボランティアの活用等による、観光の振興		-0.17	0.83
30 経営支援の充実等による商工業の振興		-0.16	0.76

出典:能勢町資料

※各回答を次のように点数化し、平均値を算出し、満足度と重要度の傾向を整理しています。

現在の満足度		今後の重要度	
満足	2点	重要	2点
やや満足	1点	やや重要	1点
どちらともいえない	0点	どちらともいえない	0点
やや不満	-1点	あまり重要ではない	-1点
不満	-2点	重要ではない	-2点

・暮らしの基盤づくりについて

消防体制や救急体制、防犯体制に関する項目では、重要度が高く、また満足度もプラスになっていますが、「公共交通の配備等による交通網の充実」や「集落機能の維持・発展、地域活力の向上に資する計画的な土地利用の推進」、「公共下水道・農業集落排水の整備等による、生活排水処理の整備」については、重要度が高い一方、満足度が低くなっています。

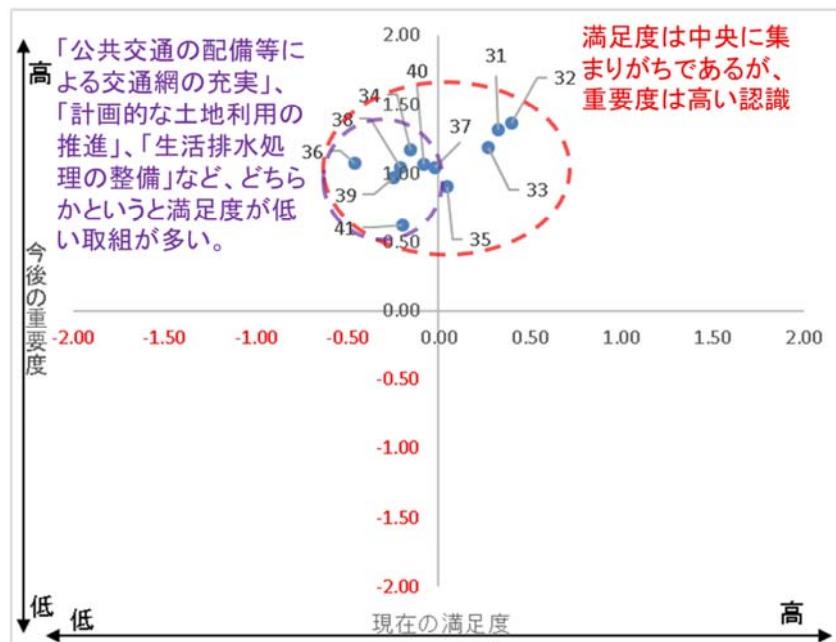


図 3-42 満足度と重要度(暮らしの基盤づくりについて)

出典：能勢町資料

表 3-6 満足度と重要度(暮らしの基盤づくりについて)

	現行計画の取組	現在の満足度	今後の重要度
31	消防・防災体制の充実	0.33	1.32
32	ドクターヘリや医療機関との広域的な連携を強化等による、救急体制の充実	0.40	1.36
33	豊能警察署や防犯協議会など関係機関との連携等による、防犯体制の充実	0.27	1.18
34	幹線道路や橋梁の整備など、道路施設の整備	-0.15	1.17
35	交通ルールや交通マナーの啓発活動などを通じた、交通安全対策の充実	0.05	0.91
36	公共交通の配備等による交通網の充実	-0.46	1.08
37	水道事業経営の健全化や水道施設の適切な維持管理や更新	-0.02	1.04
38	公共下水道・農業集落排水の整備等による、生活排水処理の整備	-0.21	1.04
39	集落機能の維持・発展、地域活力の向上に資する計画的な土地利用の推進	-0.24	0.97
40	大気や河川、土壤などの生活環境の保全	-0.08	1.07
41	AIやIoT等の最先端技術を活用したまちづくり	-0.20	0.62

出典：能勢町資料

3.10.2 「能勢町都市計画マスターplan」見直しに向けた住民意向調査

「第6次能勢町総合計画」策定時のアンケートではまちづくりの総合的な取組みに対する住民意向を確認しましたが、「能勢町都市計画マスターplan」の見直しにあたり、都市計画分野を中心により詳細な住民意向を把握するための住民意向調査を実施しました。調査の概要、結果は以下のとおりです。

○調査の概要

- 【調査期間】 令和5(2023)年6月19日(月)～令和5(2023)年7月12日(水)
【調査対象者】 16歳以上の能勢町在住の住民
【調査方法】 住民基本台帳から無作為抽出による郵送配布・郵送回収
【調査規模】 能勢町全域で1,200部配布、450部回収(回収率:37.5%)

○調査結果

・能勢町での暮らしやすさ

「暮らしやすい」が16%、「どちらかと言えば暮らしやすい」が32%であり、約半数の方が暮らしやすいと回答している一方、「暮らしやすい」は10%でした。

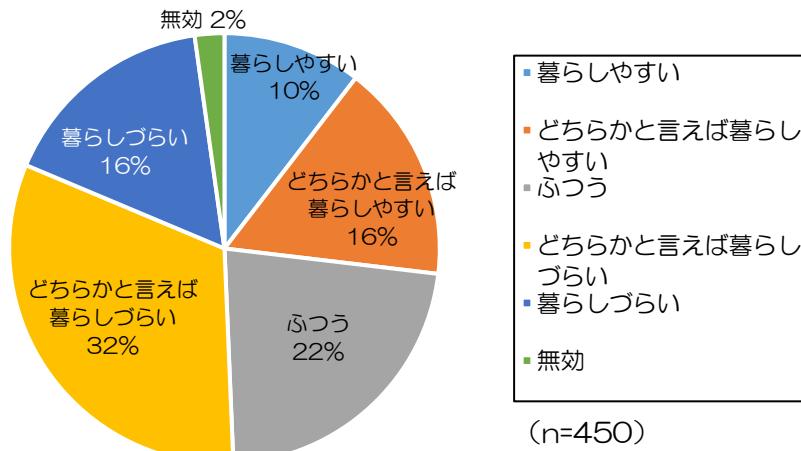


図 3-43 能勢町での暮らしやすさ

・能勢町での定住意向

「ずっと住み続けたい」が37%であるのに対し、「当面は住み続けるが、いずれ町外へ移りたい」が35%、「すぐにでも移りたい」が7%でした。

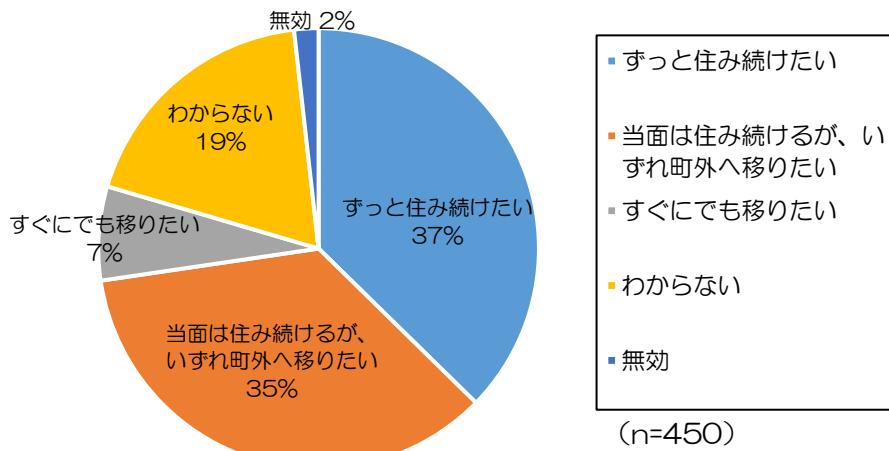


図 3-44 能勢町での定住意向

・能勢町に住み続けたい理由

「自然や季節の食べ物に恵まれているから」が 64%と最も多く、次いで「生まれたところであり、先祖代々の土地があり、離れられないから」が 54%、「昔からのなじみが多く、人情がこまやかだから」が 40%となっています。

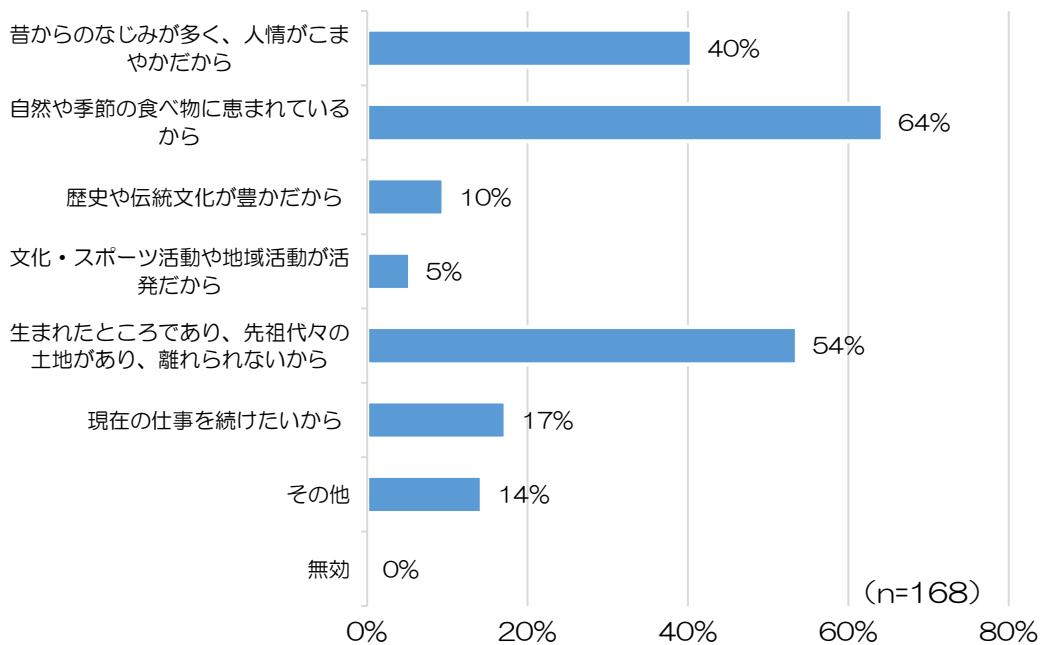


図 3-45 能勢町に住み続けたい理由

・能勢町から移りたい理由

「店舗や医療施設が少なく、生活に不便だから」が 85%と最も多く、次いで「通勤や通学に不便だから」が 60%、「働きたい企業などが少ないから」が 36%となっています。

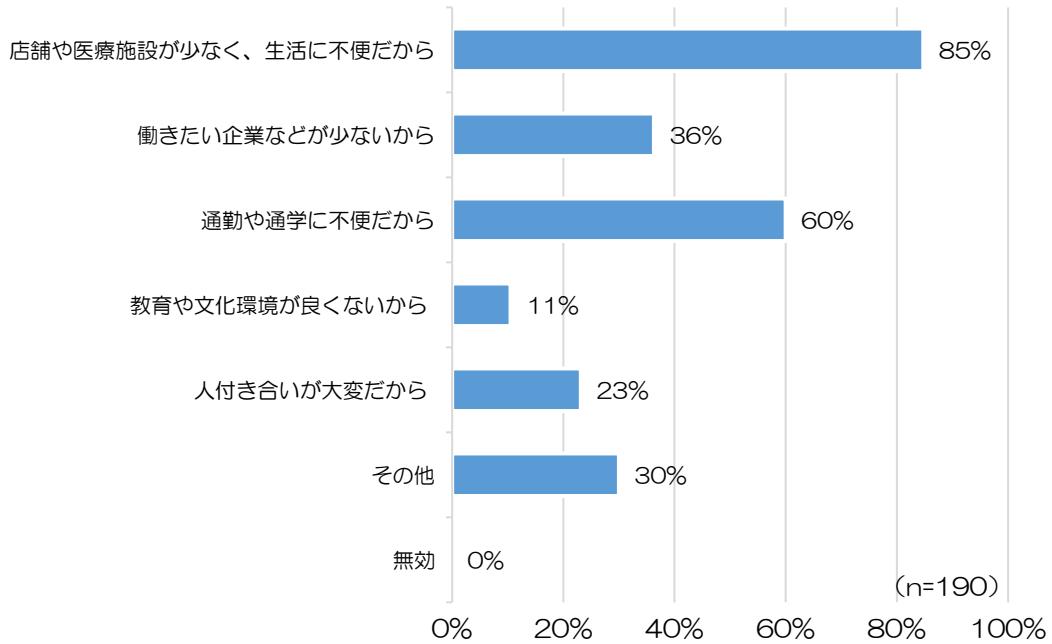


図 3-46 能勢町から移りたい理由

- 今後の能勢町のまちづくり（特に都市計画）において重要だと思うもの
 「バスやタクシーなどの公共交通の充実による、誰もが移動しやすいまちづくり」が 65%と最も多く、次いで「商業施設やサービス施設等の誘導による、日常生活が便利なまちづくり」が 57%、「産業施設や業務施設、研究施設等の誘導による、働く場があるまちづくり」が 40%となっています。

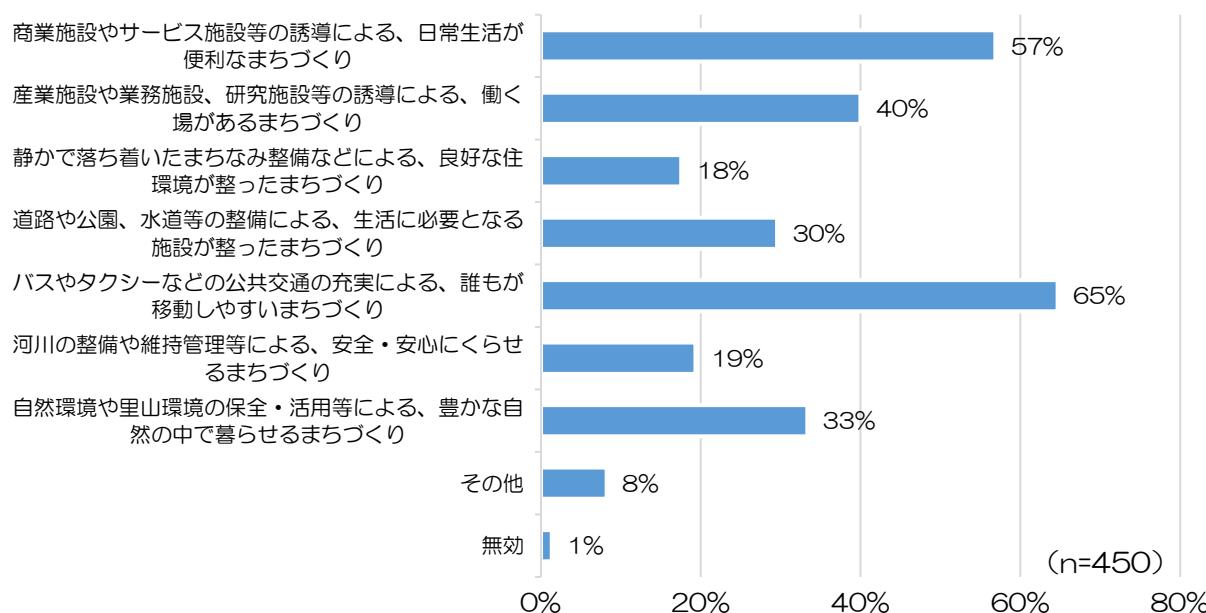


図 3-47 今後の能勢町のまちづくり(特に都市計画)において重要だと思うもの

- 今後の市街化調整区域におけるまちづくりの方針

「新たな開発は基本的に制限するが、産業の振興や地域の活性化を図るために必要であれば、里山景観等との調和を図りながら工場や産業施設の建設等を促進する」が 60%と最も多く、次いで「新たな開発は基本的に制限するが、既存集落等における地域コミュニティの維持や活性化に必要であれば、自己居住用や自己業務用等の範囲内で新規住宅や店舗等の建築等を誘導する」が 50%となっています。

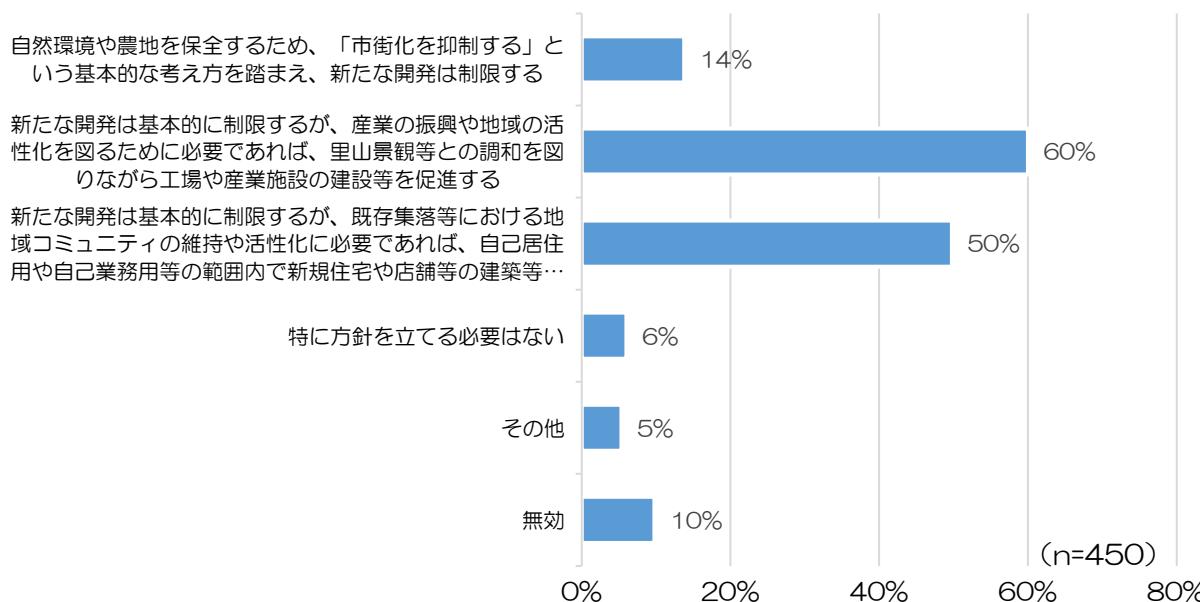


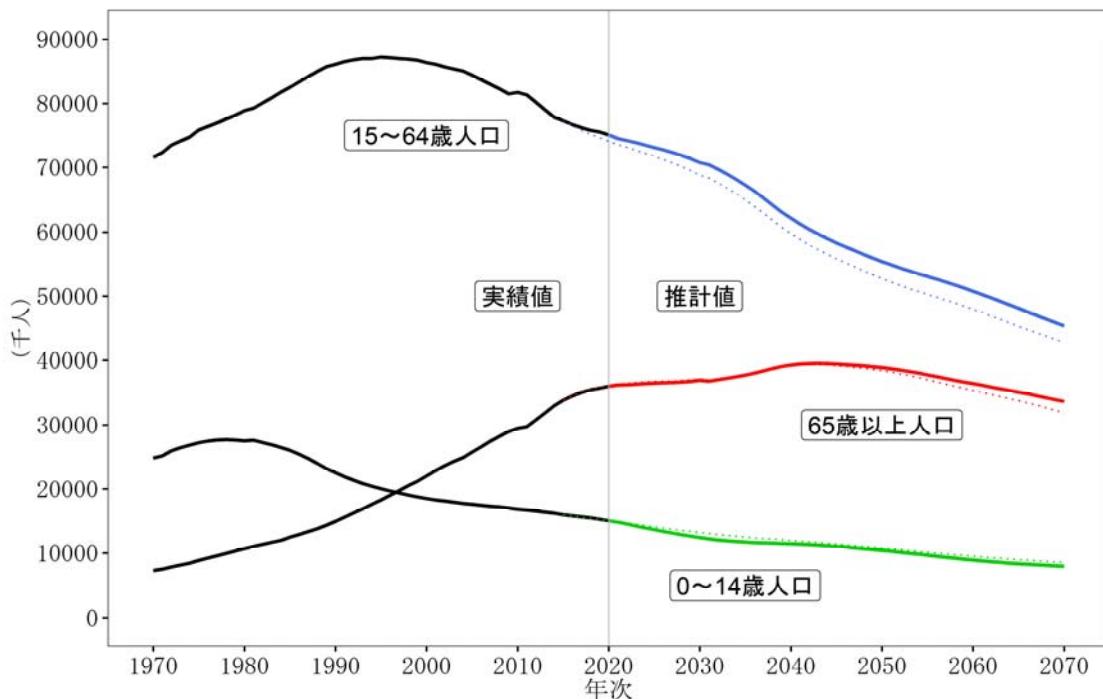
図 3-48 今後の市街化調整区域におけるまちづくりの方針

3.11 社会情勢の変化

3.11.1 人口減少・少子高齢化社会の進展

我が国の総人口は、国勢調査及び国勢調査を基に推計を行った推計人口によると、平成 17（2005）年に戦後初めて前年を下回った後、平成 20（2008）年にピークとなり、以降 13 年連続で減少しており、令和 5（2023）年 2 月で約 1 億 2,463 万人となっています。

また、日本の将来推計人口（令和 5 年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）によると、総人口は令和 52（2070）年には 8,700 万人まで減少すると推計されており、年齢 3 区別でみると、高齢者人口（65 歳以上）が増加～横ばい傾向であるのに対し、年少人口（0～14 歳）や生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向であり、人口減少・少子高齢化社会の一層の進展が想定されています。



破線は前回中位推計。

図 3-49 年齢 3 区別人口の推移 —出生中位(死亡中位)推計(令和 5 年推計)—

出典：国立社会保障・人口問題研究所

3.11.2 災害の激甚化・頻発化

近年、災害の激甚化、頻発化が指摘されています。水害については、「令和 5 年版国土交通白書」（国土交通省）によると、令和元（2019）年に氾濫危険水位を超過した河川の数は 403 件と、平成 26（2014）年度と比べ約 5 倍に増加しており、洪水による被害が増加しています。また、地震については、平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災や平成 30（2018）年の大阪府北部地震、令和 6（2024）年の能登半島地震等、大規模な地震が発生しています。

こうした災害の激甚化や頻発化による甚大な被害が想定される中、都市計画法や都市再生特別措置法の改正により災害リスクの高いエリアの規制が強化される等、ハードとソフトの両面が一体となった防災や減災の取組みが行われています。

3.11.3 観光立国の実現

平成 19（2007）年に観光立国推進基本法を施行し、観光を 21 世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置付けを行ったほか、基本理念として、地域における創意工夫を生かした主体的な取組みを尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるという認識の下に施策を講すべきこと等を定めています。

この観光立国推進基本計画に基づき閣議決定された「観光立国推進基本計画（令和 5（2023）年閣議決定）」では、人口減少・少子高齢化が進展する我が国において、観光を通じた交流人口・関係人口の拡大による地域活性化が地域の活力の維持、発展に不可欠であると示されています。

3.11.4 SDGs（持続可能な開発目標）の取組み

持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国としても積極的に取り組んでいます。



図 3-50 SDGs のゴール

出典：「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」（外務省）

3.11.5 地球温暖化対策に向けた取組み

気候変動の影響により、自然災害が激甚化・頻発化するなど、地球温暖化対策は世界的に喫緊の課題となっています。我が国においては、「2050 年カーボンニュートラル」の実現及び、令和 12（2030）年度温室効果ガス 46% 削減、さらに 50% の高みに向けた挑戦を目標として掲げ、GX（グリーントランスフォーメーション）に係る取組みを加速化させています。

まちづくりの分野においては、住宅・建築物や公共交通・物流等における省エネ化、インフラを活用した太陽光や水力、バイオマス等の再生エネルギーの導入・利用拡大（創エネ）、輸送・インフラ分野における非化石化等が推進されています。

3.12 まちづくりにあたっての課題

本町ではこれまで、無秩序な開発行為を抑制し、本町の豊かな自然資源や歴史・文化資源を貴重な財産として捉え、それらの保全を前提としたまちづくりを進めてきました。

今後のまちづくりにおいても、引き続き自然資源や歴史・文化資源の保全、活用を前提としたまちづくりを進めていくことを目指しますが、人口減少や少子高齢化をはじめ、本町を取り巻く社会・経済環境の変化は本町に様々な問題をもたらしており、持続可能なまちづくりを進めるためには、これらの問題に適切に対応していく必要があります。

そこで、上位・関連計画や各種現況を踏まえ、能勢町都市計画マスタープランとして取り組むまちづくりにあたっての課題を下記のとおり整理します。

課題 1 市街地整備と自然環境等保全との適切なバランス

- ・ 本町では、平成 7（1995）年に区域区分が設定され、町域の大部分が市街化調整区域に指定されています。
- ・ その結果、都市化による無秩序な開発を免れ、豊かな自然環境等が保全されてきました。住民意向調査では、「能勢町に住み続けたい理由」の第一として、「自然環境の豊かさ」をあげる人が多く、豊かな自然環境が本町の「強み」となっていることがうかがえます。
- ・ しかし、大半が市街化調整区域であることから、商業施設や住宅地等の整備が十分に進まなかつたことも事実で、住民意向調査の「能勢町から移りたい理由」の設問では、「店舗や医療施設の少なく、生活に不便だから」の回答が最も多くなっています。
- ・ 人口減少、少子高齢化が進む本町では、今後、都市活力の低下が懸念されるところであり、区域区分や用途地域、本町独自の市街化調整区域における開発行為等に関する基準等の土地利用規制・誘導方策を活用し、いかに市街地整備と自然環境等保全との適切なバランスを図っていくかが重要な課題となっています。

課題 2 既存産業の高度化や新たな産業の創出

- ・ 本町の主要な産業は農林業ですが、人口の減少、高齢化の進展、後継者不足等により、経営耕地や所有山林は減少傾向にあります。また、商業や工業についても年間商品販売額や製造品出荷額等は上下を繰り返していますが、従業員数は減少傾向にあります。
- ・ このような現状を踏まえ、本町では農業の産業化、土地利用の高度化に向けた取組みを進めています。また「第 6 次能勢町総合計画」では、魅力ある里山の資源を次世代につなげていくためには、地域での就労機会の確保に向けて農業以外の選択肢も用意することが重要としています。
- ・ しかし、本町の市街化区域では、ほぼ全域で指定した用途地域に基づく土地利用がされていることから、まとまった規模での低未利用地が存在せず、新たな産業の創出にあたっては新たな土地利用の検討が重要です。
- ・ 本町が今後も持続的な発展を図っていくためには、産業の活性化が必要であり、市街化区域の拡大を視野に入れた既存産業の高度化や新たな産業の創出を図っていく必要があります。

課題3 都市基盤の整備・維持管理

- ・ 本町の道路や上下水道といった都市基盤は、既に一定の整備が実施されてきました。
- ・ また、各種施設は老朽化が進行しているものもあり、適切な改修と維持管理が今後必要になっていきます。
- ・ 人口の減少に伴い、今後は税収の減少も予想されることから、優先順位を考慮しながら施設整備や改修を行うとともに、施設の長寿命化等を含めた適切な維持管理が必要となります。

課題4 持続可能な公共交通ネットワークの構築

- ・ 本町は高齢者の割合が高く（令和2（2020）年 42.1%）、今後もさらにその割合は高くなると予想されます。本町の主要な移動手段は自動車ですが、今後、高齢者がさらに増加すれば、自動車による移動が難しくなり、公共交通などの移動手段の確保が問題となります。
- ・ 一方、住民意向調査の「今後の能勢町のまちづくり（特に都市計画）において重要だと思うもの」等の設問においても、「バスやタクシーなどの公共交通の充実による、誰もが移動しやすいまちづくり」が最も多く回答されており、公共交通の維持に対する住民意識の高さがうかがえます。
- ・ 現在、路線バスの再編や乗合タクシーの本格運行を行うなど、限られた町の財源を有効に活用するために、サービスの転換を図り、住民の移動手段の確保に努めています。今後、増加が見込まれる公共交通利用のニーズに対して公共交通の持続性を高める観点から、地域住民に対して公共交通を守り育てていく意識の醸成を図り、地域全体で持続可能な公共交通を守っていくことが必要となります。

課題5 防災・減災の取組み

- ・ 地球温暖化等を背景に、全国的に災害の激甚化、頻発化が問題となっています。
- ・ 本町では、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域等が広く設定され、集落等の大部分はこれらハザードエリアに指定されており、災害発生の危険性が常に身近に潜んでいます。
- ・ 近年では、自然災害を未然に防ぐ「防災」の考え方だけでなく、災害による被害を最小限に抑える「減災」の考え方方が主流になってきており、「自助」、「共助」、「公助」の連携により、合理的で現実的な対策が重要となっています。
- ・ 今後は、「防災」の考え方だけでなく「減災」の考え方に基づき、インフラ整備等のハード対策と避難対策等のソフト対策を効果的に組み合わせ、都市計画の観点からも取組みが求められています。

第4章 まちづくりの基本方針

4.1 基本目標

本町は豊かな自然環境に恵まれ、またそこで育まれてきた人々の営みにより、美しい里山環境が保たれており、それを活かしたまちづくりがこれまで行われてきました。

しかし、人口減少、少子高齢化等の影響は様々な分野に現れ、これまでどおりのまちづくりが難しくなりつつあります。住民意向調査によると、「町外へ移りたい」と回答された方は 42%にのぼり、「ずっと住み続けたい」と回答された方の 37%を上回っています。

「第 6 次能勢町総合計画」では、このような本町をとりまく情勢を踏まえ、まちの将来目標として「人・地域・地球の健康を守り 縁をつなぐ 開かれたまち能勢」を掲げ、地域内外の「縁」を創造し、増やしていくことで、つながりや支えあいが広がり、温かで賑わいがある開かれたまちを目指すこととしています。また、新しい都市像をイメージして「里山未来都市」という言葉を使い、新たな時代の開かれたまちづくりの実現を目指し、変わることを恐れずに変わることを常として「挑戦」することを謳っています。

本計画では、この将来目標の実現のため、都市計画の観点から下支えするものとし、関係行政機関、周辺市町、地域内外の人々と連携しつつ、豊かな自然環境や歴史・文化、これまで整備されてきた都市インフラ等を守り活かしながら、「新たな挑戦」を通じて魅力的なまちづくりを進め、総合計画に示す「里山未来都市」の実現を目指します。

豊かな自然環境や歴史・文化、
整備されてきた都市インフラ等を守り活かしながら、
新たな挑戦により築く「里山未来都市」

「里山未来都市」とは

「里山未来都市」とはどのようなものでしょうか。

「第 6 次能勢町総合計画」では、「社会が大きく変化する中で、本町の位置付けが見直される未来が近づいていると考え、新しい都市像であるとイメージして、「里山未来都市」という言葉を使いました」としていますが、「里山未来都市」という言葉を、明確に定義づけているわけではありません。

本町は、これまで美しい自然環境や里山環境を保全し、それを活かしたまちづくりを進めてきました。このようなまちづくりの考え方は、今後も変わることはできません。

本町では、「里山未来都市」という言葉を用いることで、今後も里山の恩恵を享受しながら、人々の暮らしと里山環境が「共生」できる未来を構築していきたいと考えます。

4.2 基本方針

基本目標を踏まえ、これまでに整理した上位・関連計画及び本町の現況、社会情勢、前計画の評価、まちづくりにあたっての課題を考慮し、基本方針を定めます。

方針 1 豊かな自然や文化の中で快適に暮らせるまちづくり

貴重な自然資源や歴史・文化資源を保全するとともに適切に活用し、豊かな自然や文化の中で暮らせるまちづくりを進めます。

また、商業施設や文化施設など既存の都市施設の維持を図るとともに、自然環境等に配慮しながら、さらなる都市機能の誘導を図り、快適に暮らせるまちづくりを進めます。

方針 2 産業振興を図るまちづくり

市街化区域では、用途地域等に応じて、限られた未利用地の範囲で産業系土地利用の誘導を継続して行います。

市街化調整区域においては、本町独自の市街化調整区域における開発行為等に関する基準を活用して、地域コミュニティの維持や活性化に資する事業所等の整備について、誘導や立地を促進します。また、市街化区域に隣接した幹線道路沿道の市街化調整区域を新たに産業用地として位置付け、製造業企業等を誘致するなど新たな産業を生み出すまちづくりを進めます。当該企業等の誘致にあたっては、市街化区域の拡大も視野に入れ、適切な誘導が図れるような制度設計を行います。

方針 3 生活に必要となる基盤が整ったまちづくり

道路や下水道の整備など、日常生活に必要となる基盤整備を引き続き行います。また、老朽化した施設の改修や長寿命化のための対策など、適切な維持管理を進めます。

一方、公共交通については、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、新たな交通モードの導入とそれに必要となる施設整備など、高齢者を含め誰もが移動しやすいまちづくりを進めます。

方針 4 災害に強い安全・安心なまちづくり

森林や農地などのグリーンインフラを適切に維持管理し、災害が発生しにくく、発生しても最小限に抑えられるような強靭な基盤づくりを進めます。

大阪府等の関係行政機関との連携を図りながら、河川の整備をはじめ、砂防治水事業を引き続き進めるとともに、建物の耐震化などの防災対策の強化を図ります。

4.3 将来都市構造

基本目標である、「豊かな自然環境や歴史・文化、整備してきた都市インフラ等を守り活かしながら、新たな挑戦により築く『里山未来都市』」の実現に向けて、基本方針を踏まえ、本町が今後目指す将来都市構造を定めます。

○軸

広域幹線道路軸	広域幹線道路は本町と大阪・阪神地域や日本海方面等とを結ぶ幹線道路であり、南北方向の国道173号と国道477号、東西方向の主要地方道茨木能勢線の3路線により構成されています。
町内幹線道路軸	町内幹線道路は、町内の集落間及び集落と広域幹線道路とを結ぶ幹線道路であり、主要地方道茨木能勢線以外の府道と町道野間出野下田尻線及び町道平野線、整備を検討している東西連絡道路で構成されています。
東西連絡道路	東西方向の連絡強化に向け東西連絡道路を位置付け、整備に向けた検討・取組みを進めます。

○ゾーン

都市的利用ゾーン	町域のほぼ中央に位置する市街化区域、市街化区域に隣接する広域幹線道路、町内幹線道路沿道の市街化調整区域の地域です。
農業・集落ゾーン	農業振興地域を中心に、農地及び集落、丘陵部の住宅開発地（既存団地）によって構成される地域です。
自然活用・保全ゾーン	農業・集落ゾーンの外側に位置し、本町域内の外周部を占める地域です。

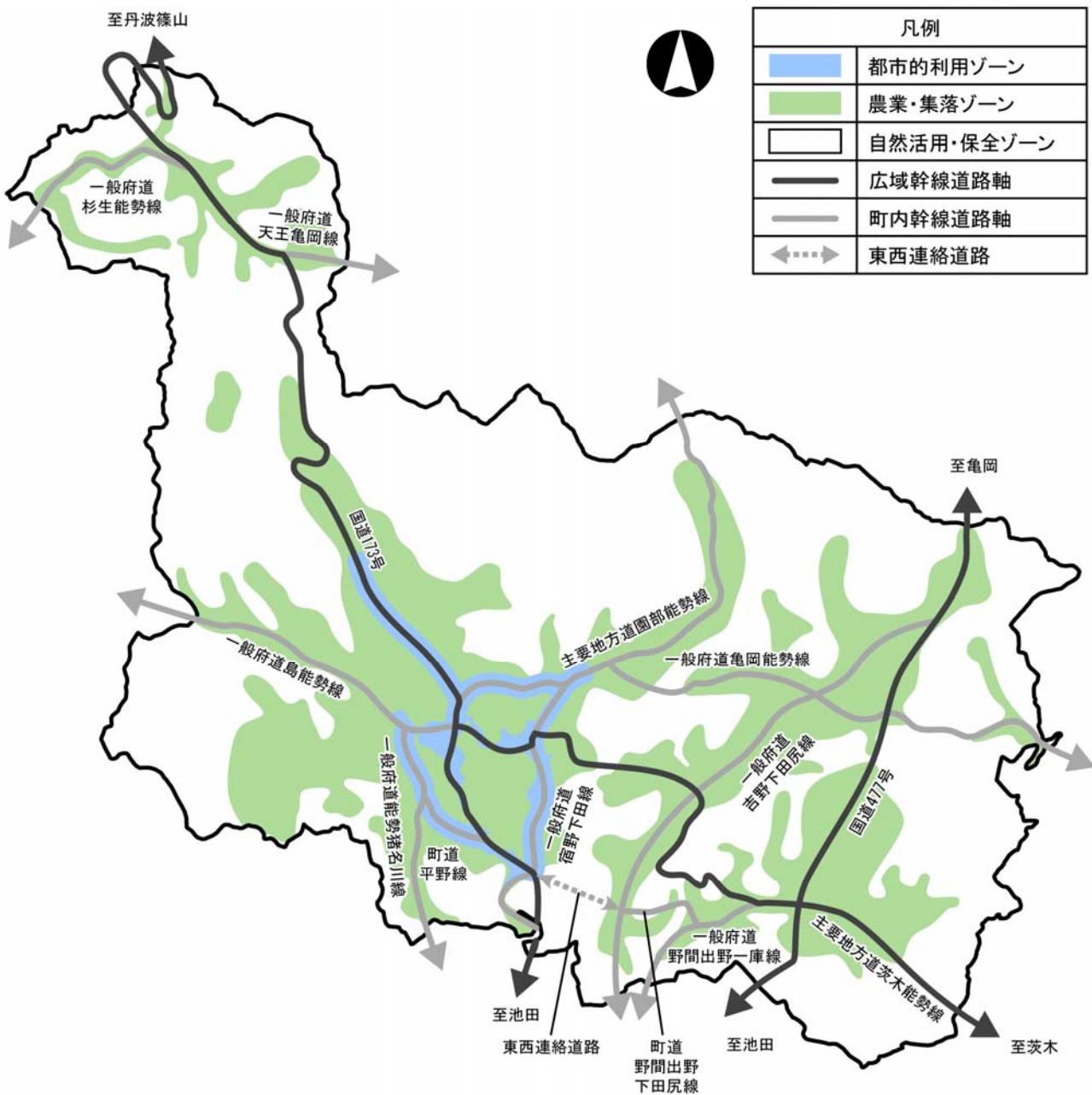


図 4-1 将来都市構造図

第5章 全体構想

5.1 全体構想の考え方

全体構想では、まちづくりの基本方針に基づき、土地利用や都市施設整備といった分野ごとの基本的な考え方と整備の方針を定めます。

表 5-1 「まちづくりの基本方針」と「分野ごとの基本的な考え方」との関係

分野ごとの基本的な考え方	まちづくりの基本方針			
	方針 1	方針 2	方針 3	方針 4
	豊かな自然や文化の中で快適に暮らせるまちづくり	産業振興を図るまちづくり	生活に必要となる基盤が整ったまちづくり	災害に強い安全・安心なまちづくり
5.2 土地利用 の方針	市街化区域、市街化区域に隣接する幹線道路沿道の市街化調整区域を中心とした中心市街地の設定	●	●	●
	それ以外の市街化調整区域を基本とした農林地域の設定	●	●	●
5.3 市街地・集落 整備の方針	都市的利用ゾーン：市街地の維持・形成、産業系施設の誘導	●	●	●
	農業・集落ゾーン：地区計画制度の活用や開発許可等の弹力的な運用によるまちづくり	●	●	●
	共通：能勢らしい住宅地の整備や能勢の強みを生かした就労環境の整備	●	●	●
5.4 都市施設整備 の方針	道路：誰もが安全で快適に移動できる道路網の整備			●
	公園・緑地：地域資源の活用と快適な暮らしに資する整備			●
	上水道：施設の適切な維持管理や更新			●
	下水道・河川：生活排水処理率の向上、豊かな自然に配慮した整備や維持管理			●
	その他公共施設：適切な維持管理と公共施設跡地等の最適化			●
5.5 自然環境保全 及び景観形成 の方針	豊かな自然環境の保全と適切な活用	●		●
	里山景観の保全と町の玄関口にふさわしい景観の形成	●		
5.6 都市防災 の方針	都市基盤の整備や発生源対策などのハード対策の推進			●
	地域防災力の強化や避難体制の整備などのソフト対策の推進			●

分野ごとの基本的な考え方とSDGsとの関係は次のとおりです。

表5-2 「分野ごとの基本的な考え方」と「SDGs 17のゴール」の関係

			SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS																
分野ごとの基本的な考え方	5.2 土地利用の方針	市街化区域、市街化区域に隣接する幹線道路沿道の市街化調整区域を中心とした中心市街地の設定																	
		それ以外の市街化調整区域を基本とした農林地域の設定																	
	5.3 市街地・集落整備の方針	都市的利用ゾーン：市街地の維持・形成、産業系施設の誘導																	
		農業・集落ゾーン：地区計画制度の活用や開発許可等の弾力的な運用によるまちづくり																	
		共通：能勢らしい住宅地の整備や能勢の強みを生かした就労環境の整備																	
	5.4 都市施設整備の方針	道路：誰もが安全で快適に移動できる道路網の整備																	
		公園・緑地：地域資源の活用と快適な暮らしに資する整備																	
		上水道：施設の適切な維持管理や更新																	
		下水道・河川：生活排水処理率の向上、豊かな自然に配慮した整備や維持管理																	
		その他公共施設：適切な維持管理と公共施設跡地等の最適化																	
5.5 自然環境保全及び景観形成の方針	豊かな自然環境の保全と適切な活用																		
	里山景観の保全と町の玄関口にふさわしい景観の形成																		
5.6 都市防災の方針	都市基盤の整備や発生源対策などのハード対策の推進																		
	地域防災力の強化や避難体制の整備などのソフト対策の推進																		

5.2 土地利用の方針

5.2.1 基本的な考え方

【市街化区域、市街化区域に隣接する幹線道路沿道の市街化調整区域を中心とした中心市街地の設定】

- ・ 本町の中心部に位置する市街化区域、市街化区域に隣接する広域幹線道路、町内幹線道路沿道である市街化調整区域の地域を「都市的利用ゾーン」とし、住宅や商業・業務施設等からなる中心市街地の形成を図っていきます。

【それ以外の市街化調整区域を基本とした農林地域の設定】

- ・ 上記以外の市街化調整区域は、農業振興や集落環境の整備を図る「農業・集落ゾーン」と、それを取り巻く山林地域を「自然活用・保全ゾーン」とし、農林業の推進、自然環境の保全や活用を図る場とします。

5.2.2 整備の方針

(1) 都市的利用ゾーン

【市街地の形成、新たな産業や施設の誘致】

- ・ 市街化区域においては、都市近郊でありながら豊かな自然環境や里山景観を有していることや、国土軸に接続する幹線道路の沿道であるポテンシャルの高さを活かし、里山景観と調和する能勢らしい住宅地、商業・業務地等からなる市街地の形成を図ります。
- ・ 市街化区域に隣接する広域幹線道路、町内幹線道路沿道である市街化調整区域の地域においては、新たな産業や施設の立地場所として活用を図ります。

(2) 農業・集落ゾーン

【農業生産や交流型農業の場としての活用】

- ・ 農業振興地域を中心に、農地及び集落、丘陵部の住宅開発地（既存団地）によって構成される地域であり、農業生産や交流型農業の場として活用します。
- ・ 担い手農家への農地の集約化を図り農業経営の効率化を推進するとともに、新規就農者の確保や育成支援、農業企業の誘致等に取り組みます。
- ・ 生産者や事業者等と連携し、地域を広域的に支える体制づくりや地域の魅力発信等により地域の活力向上に取り組みます。

【集落環境の充実、既存団地の環境改善】

- ・ 地域の活力維持増進のために適切な手法の活用等により、地域の個性を生かした施設の立地や集落地における未利用地の有効利用といった集落環境の充実を図るとともに、既存団地の環境改善に努めます。

(3) 自然活用・保全ゾーン

【林業振興、森林資源の有効活用】

- ・ 生活に密着した利用や果樹・林産物の生産などを行うとともに、生物の多様性を生かした環境学習・自然体験の場、自然レクリエーション地など自然との調和のある利用や、森林バイオマスや木材利活用など、森林資源の有効活用を目指します。

【自然環境の保全】

- ・ 保安林や近郊緑地保全区域などに指定された箇所については、治山、水源涵養、環境保全、動植物の保護等の面から保全を図ります。

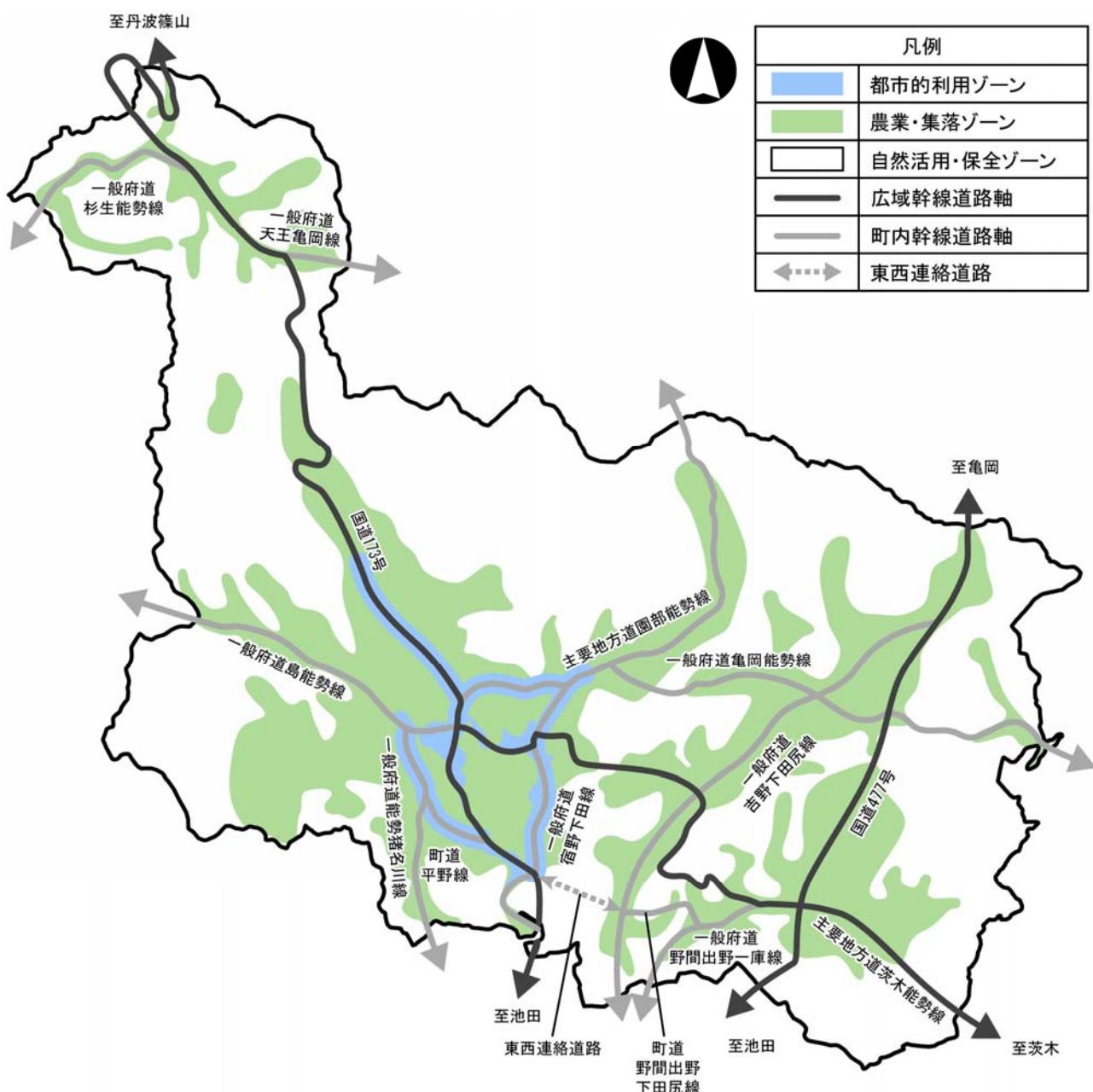


図 5-1 土地利用方針図

5.3 市街地・集落整備の方針

5.3.1 基本的な考え方

【都市的利用ゾーン：市街地の維持・形成、産業系施設の誘導】

- ・ 都市的利用ゾーンについては、本町の中心的な市街地として、市街地の維持・形成を図るとともに、働く場の創出に向け産業系施設の誘導を図ります。

【農業・集落ゾーン：地区計画制度の活用や開発許可等の弾力的な運用によるまちづくり】

- ・ 農業・集落ゾーンについては、地区計画制度の活用や開発許可等の弾力的な運用による住民主体のまちづくりを推進します。

【共通：能勢らしい住宅地の整備や能勢の強みを生かした就労環境の整備】

- ・ 各ゾーンに共通して、周辺の里山景観と調和した能勢らしい住宅地整備を推進するとともに、能勢の強みを生かした「働く場づくり」を行います。

5.3.2 整備の方針

(1) 都市的利用ゾーン

【市街地の維持・形成】

- ・ 市街化区域については、市街地の維持・形成に向け、引き続き住宅や、商業・業務施設の立地誘導に取り組みます。
- ・ 国道 173 号沿いについては、現在の物販・飲食・サービス施設の立地をさらに発展させて、幹線道路沿いの特性を生かした各種サービス施設や農業・観光等の地域産業と連携した施設、新たな産業施設などの立地を図ります。
- ・ 道の駅能勢（観光物産センター）については、生産者の所得向上と町の賑わいづくりのため魅力向上に努めるとともに、観光の観点から、稼ぐ地域経営の拠点として機能強化に取り組みます。

【市街化調整区域における新たな産業系土地利用の推進】

- ・ 市街化区域に隣接する大里・宿野 4 区・柏原地区においては、多様な産業（主に製造業等）を誘致する用地としての利活用に向けた取組みや検討を進め、市街化区域への編入に向けた検討を進めます。
- ・ その他、市街化区域に隣接する広域幹線道路、町内幹線道路の沿道である地域においても、将来的な市街化区域への編入を見据え、多様な産業を誘致する用地としての利活用に向けた取組みや検討を進めます。

(2) 農業・集落ゾーン

【地区計画制度等を活用した住民主体のまちづくりの推進】

- ・ 地区計画制度の活用や開発許可等の弾力的な運用により、住民発意による地域コミュニティの維持や活性化に資する土地利用の推進を支援していきます。
- ・ 市街化調整区域内の既存団地については、地区にふさわしい環境が維持・形成されるよう、土地利用の支援を行います。

(3) 共通

【能勢らしい住宅地の整備】

- 「大阪府景観計画」や「大阪府景観形成ガイドライン」に即した、適切な開発指導や地区計画制度等の活用により、周辺の里山景観とも調和する能勢らしい住宅地の整備を進めます。
- 能勢に住むことの良さを実感でき、周辺の里山景観とも調和する菜園つきの低層で広敷地の住宅など、今後のニーズに応じた能勢ならではの住宅の整備を進めます。
- 町営住宅については、将来推計等に基づいた供給量等の調整を行うとともに、公営住宅事業のあり方及び整備手法についてもあわせて検討を行います。

【能勢の強みを生かした就労環境の整備】

- 関係機関との連携により起業家やスタートアップ企業等の育成・支援を行い就労機会の拡大を図ります。
- 農山村の魅力や都市近郊の強みを生かして、地方創生に資するテレワークの推進を図るなど多様な働き方に対応する「働く場づくり」を行います。

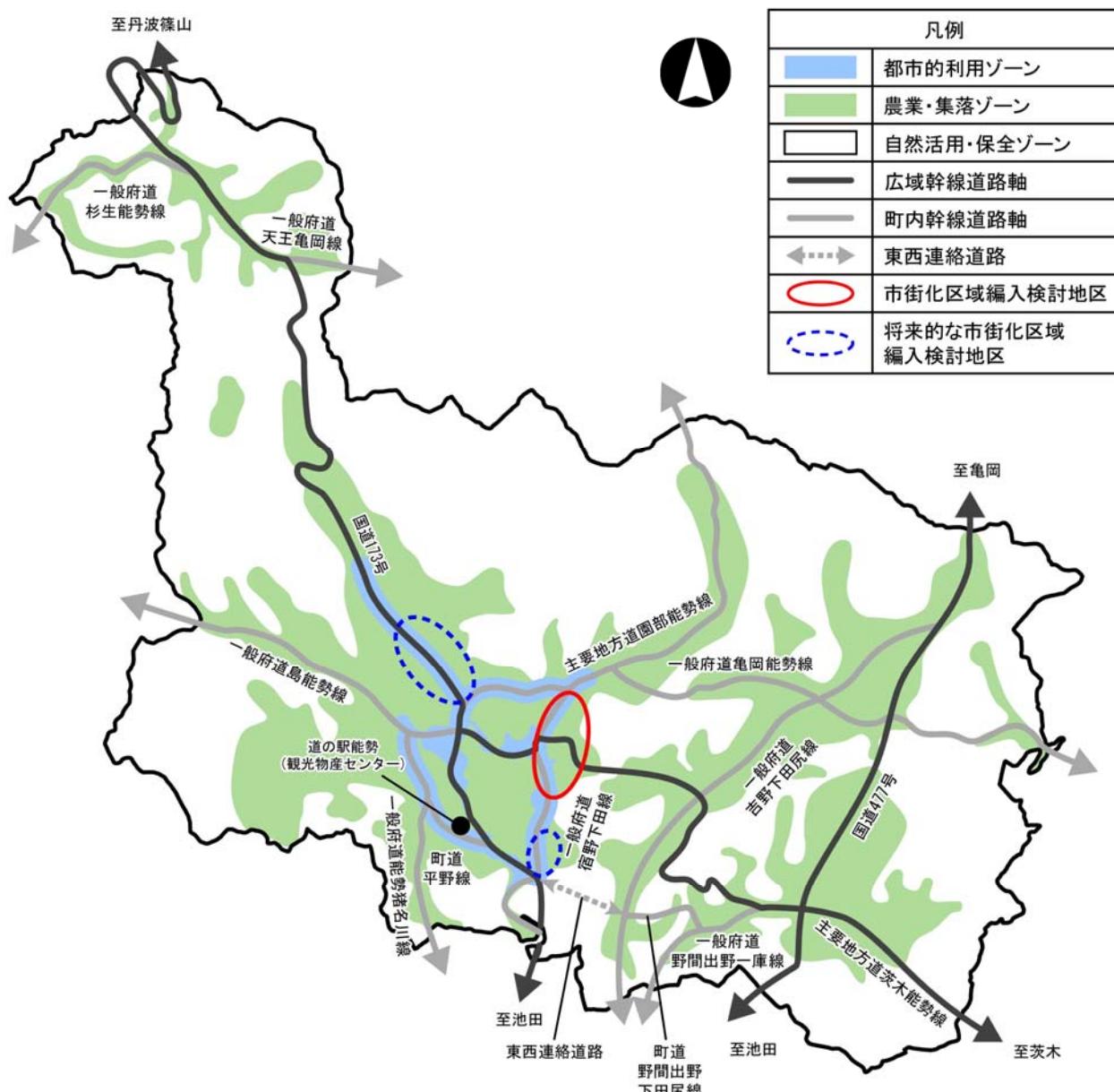


図 5-2 市街地・集落整備の方針図

Column (コラム)：地区計画

○地区計画とは　～住民等が主体となってまちづくりに参画できる制度です～

地区計画とは、身近な生活空間について、行政やその地区的住民等で話し合って、建物の用途、高さ、色などの制限や地区道路などについて、きめ細かく定めることができる都市計画制度の1つです。地区の特徴を踏まえ、景観のすぐれた良いまちづくりを進めることができます。

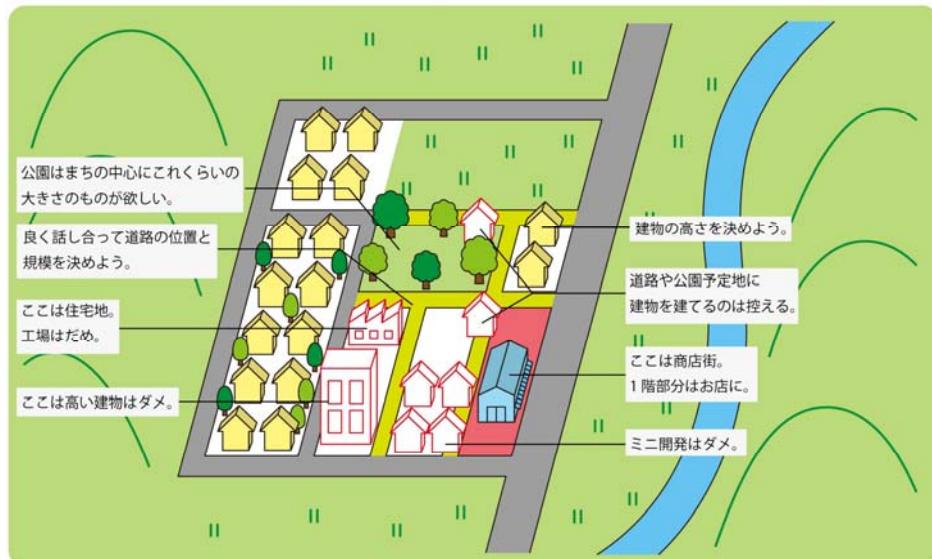


図 5-3 地区計画のイメージ

○地区計画制度の活用に向けた取組みと課題　～本町では地区計画制度の活用が課題です～

本町では、ほとんどの土地が市街化調整区域に区分され、開発行為等に厳しい制限が課せられており、地区計画に即する開発行為など的一部に限り開発を行うことができる状況です。

そうした中、市街化を抑制するという市街化調整区域の考え方を踏まえつつ、市街化調整区域固有の豊かな自然環境や美しい景観、既整備の基盤施設等を活かした土地利用を図りその魅力を最大限に引き出すため、基本的な考え方等を示す「能勢町市街化調整区域における地区計画のガイドライン（2-8 頁）」を定め、地区計画の活用に向けた取組みを進めています。

一方で、制度の活用状況や役場窓口への問合せ内容等を鑑みると、制度自体の認知度がまだまだ高くないということが大きな課題と考えられます。地域の住民の方たちが自身のまちづくりについて考え、進めることができるという本制度の趣旨について、より情報発信が必要であると考えます。

○住民等からの提案制度について　～自分たちの地域を自分たちで考えてみませんか！～

都市計画法の改正（平成15（2003）年1月1日施行）により、土地所有者、まちづくりNPO、まちづくりのための開発事業の経験・知識のある団体等が、一定の条件を満たした場合に、必要とする都市計画の決定や変更について、本町に提案を行うことができる提案制度が創出されました。

地区計画についても、この提案制度の対象となっており、今後は住民や事業者と連携したまちづくりの1つの手法として、さらなる活用が求められています。

5.4 都市施設整備の方針

5.4.1 基本的な考え方

【道路：誰もが安全で快適に移動できる道路網の整備】

- ・ 道路については、新名神高速道といった高速道路の開通や大規模な土地利用計画などの状況を踏まえ、交通ネットワークの整備を推進するとともに、歩行空間の確保等を行い、誰もが安全で快適に移動できる道路網の整備を図ります。

【公園・緑地：地域資源の活用と快適な暮らしに資する整備】

- ・ 公園・緑地については、歴史的文化財の保全・活用、周辺山地の保全と整備、里山景観の保全、身近な緑の保全と創出、広域レクリエーション施設の整備・活用、緑地の有機的な結合など、地域の資源を活かすとともに、住民の快適な暮らしに資する整備を図ります。

【上水道：施設の適切な維持管理や更新】

- ・ 上水道については、令和6（2024）年4月に大阪広域水道企業団に統合したことから、適切な運営・管理について働きかけを行います。

【下水道・河川：生活排水処理率の向上、豊かな自然に配慮した整備や維持管理】

- ・ 下水道及び河川については、地域の情勢や事業効果等を考慮して効率的な手法にて生活排水処理率の向上を図るほか、豊かな自然に配慮しつつ河川の整備や維持管理を進めます。

【その他公共施設：適切な維持管理と公共施設跡地等の最適化】

- ・ これまで整備してきた公共施設については適切に維持管理を図るとともに、公共施設跡地や旧公共施設の最適化を図ります。

5.4.2 整備の方針

(1) 道路

【広域幹線道路：適切な維持管理を大阪府に働きかけ】

- ・ 広域幹線道路（国道173号、国道477号、主要地方道茨木能勢線）については、大阪府に対し、除草や側溝清掃、凍結対策等による適切な維持管理について働きかけを行います。

【町内幹線道路：大阪府と連携し維持管理、東西連絡道路実現に向けた働きかけ】

- ・ 町内幹線道路（主要地方道茨木能勢線以外の府道と町道野間出野下田尻線及び町道平野線）については、大阪府と連携し適切な維持管理を行います。
- ・ 東西方向の連絡強化を図る東西連絡道路については、新名神高速道路の開通等に伴う事業者参入促進や災害時の交通ネットワークの確保の観点から、引き続き大阪府に対し整備の実現に向けた働きかけを行います。

【生活道路：住民相互の協働による維持管理や整備】

- ・ 生活道路（その他の道路）については、住民の協力を得ながら維持管理を行っていきます。
- ・ 狹小区間については、拡幅などの整備を検討します。

【歩道・交通安全施設等：大阪府と連携し整備や維持管理】

- ・ 歩道については、大阪府と連携しながら適切な維持管理を行うとともに、通学路となる区間を中心[new]に新たな歩道等の整備についても検討を進めます。
- ・ 道路反射鏡、転落防止柵、区画線などの道路安全施設の整備により道路通行者の安全確保に取り組みます。

【橋梁：計画的な修繕、維持管理】

- ・ 橋梁については、能勢町橋梁長寿命化修繕計画や個別施設計画に基づいた事業を進め、計画的な修繕や維持管理を進めていきます。

【公共交通：交通結節拠点の整備】

- ・ 交通結節拠点については、路線バスと乗合タクシーの乗り継ぎを行うなど、バス停留所が一定の機能を果たしています。さらなる機能強化等については、能勢町地域公共交通計画に基づき、必要に応じて検討を行います。

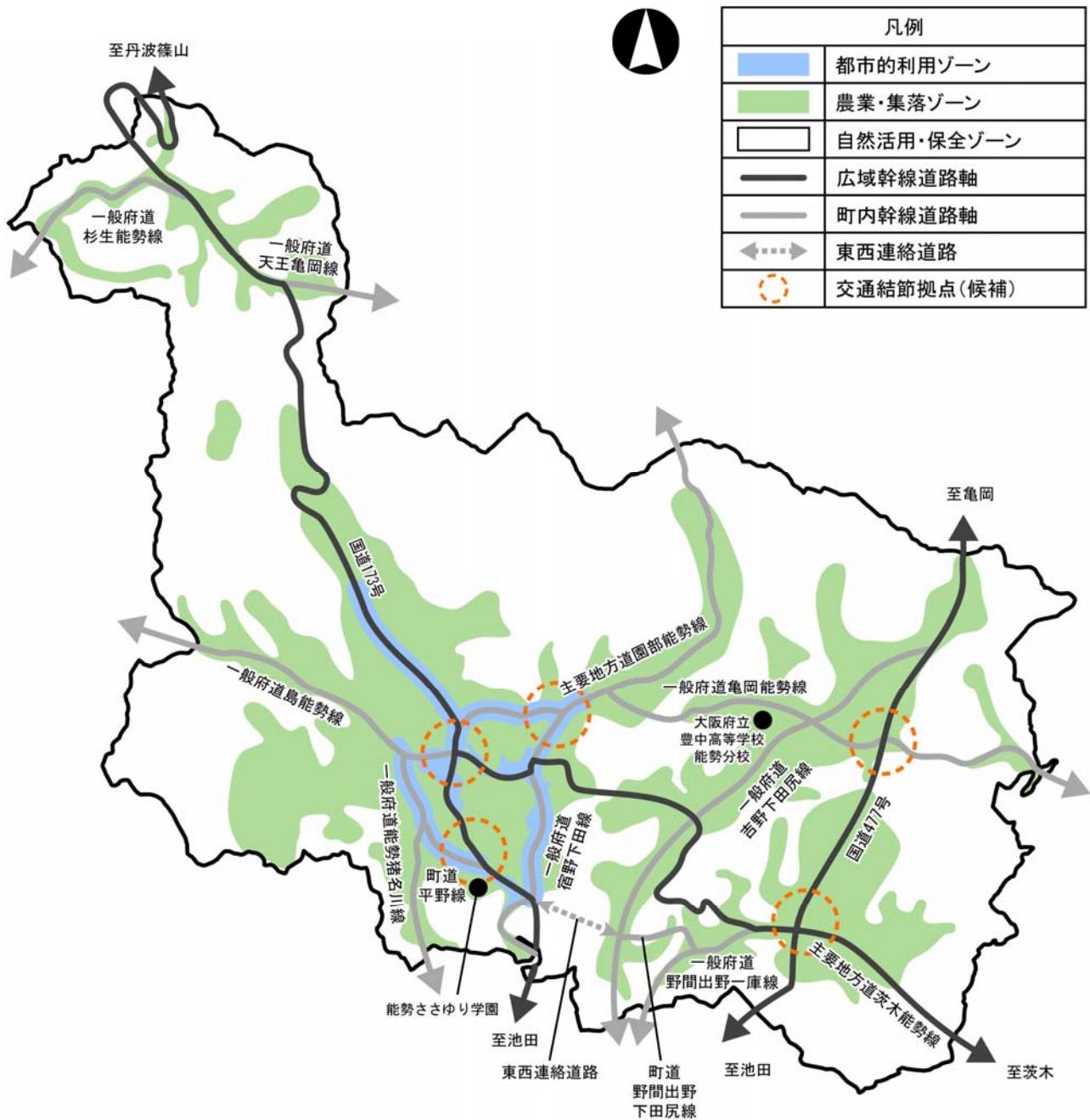


図 5-4 町内道路整備方針図

(2)公園・緑地

【公園：新たな公園整備への配慮、町管理公園の維持管理】

- ・ 市街地の整備を図る際には、住民の日常レクリエーションに資する公園の整備に配慮します。
- ・ 町管理の公園については、住民の協力を得ながら適切な維持管理を行います。

【レクリエーション拠点：適切な維持管理と活用】

- ・ 大阪府に対し引き続き府立自然公園の適切な維持管理について働きかけを行うとともに、保全・活用を図ります。
- ・ 歌垣山における歴史・文化や眺望を活かしたレクリエーション施設等の維持管理や活用を図ります。
- ・ 町有林については、町民や周辺都市部の住民を対象とした森林環境学習の場としての活用を検討します。

【指定文化財：適切な保全と活用】

- ・ 指定文化財については所有者等と連携しながら保全を図るとともに、適切な活用に向け看板等の既存施設の維持管理を行います。

【緑のネットワーク：適切な維持管理】

- ・ 大阪府等と連携し、山林、農地、公園等を結ぶ河川堤防や農道等を適切に維持管理し、緑のネットワークを維持します。
- ・ 大阪府に対し、府立自然公園や里山を結ぶ環状自然歩道の適切な整備や維持管理について働きかけを行います。

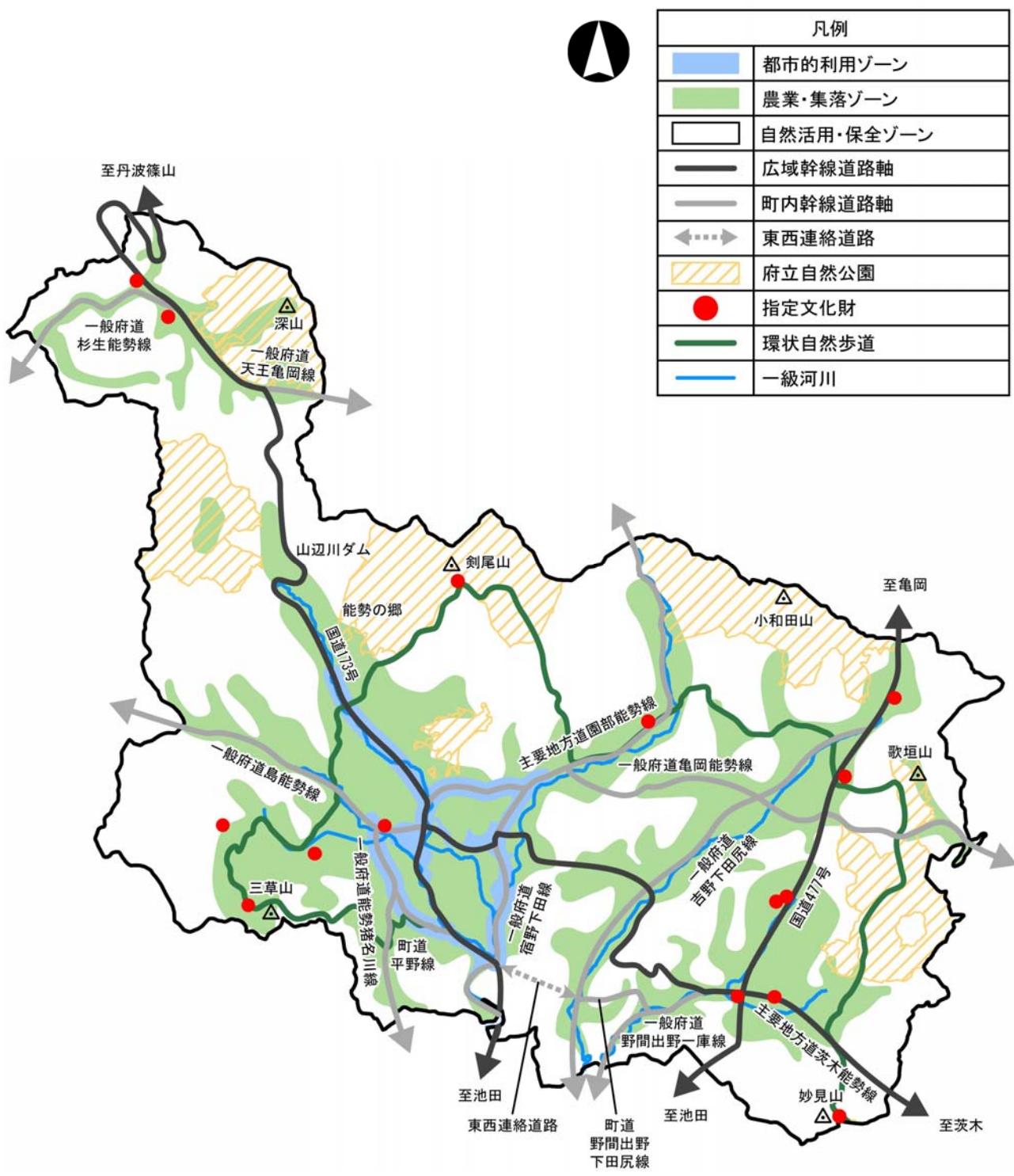


図 5-5 公園・緑地整備方針図

(3) 上水道

【適切な維持管理、老朽化施設の更新への要望】

- ・ 水道事業については、水道施設の適切な運営・管理への働きかけを行います。

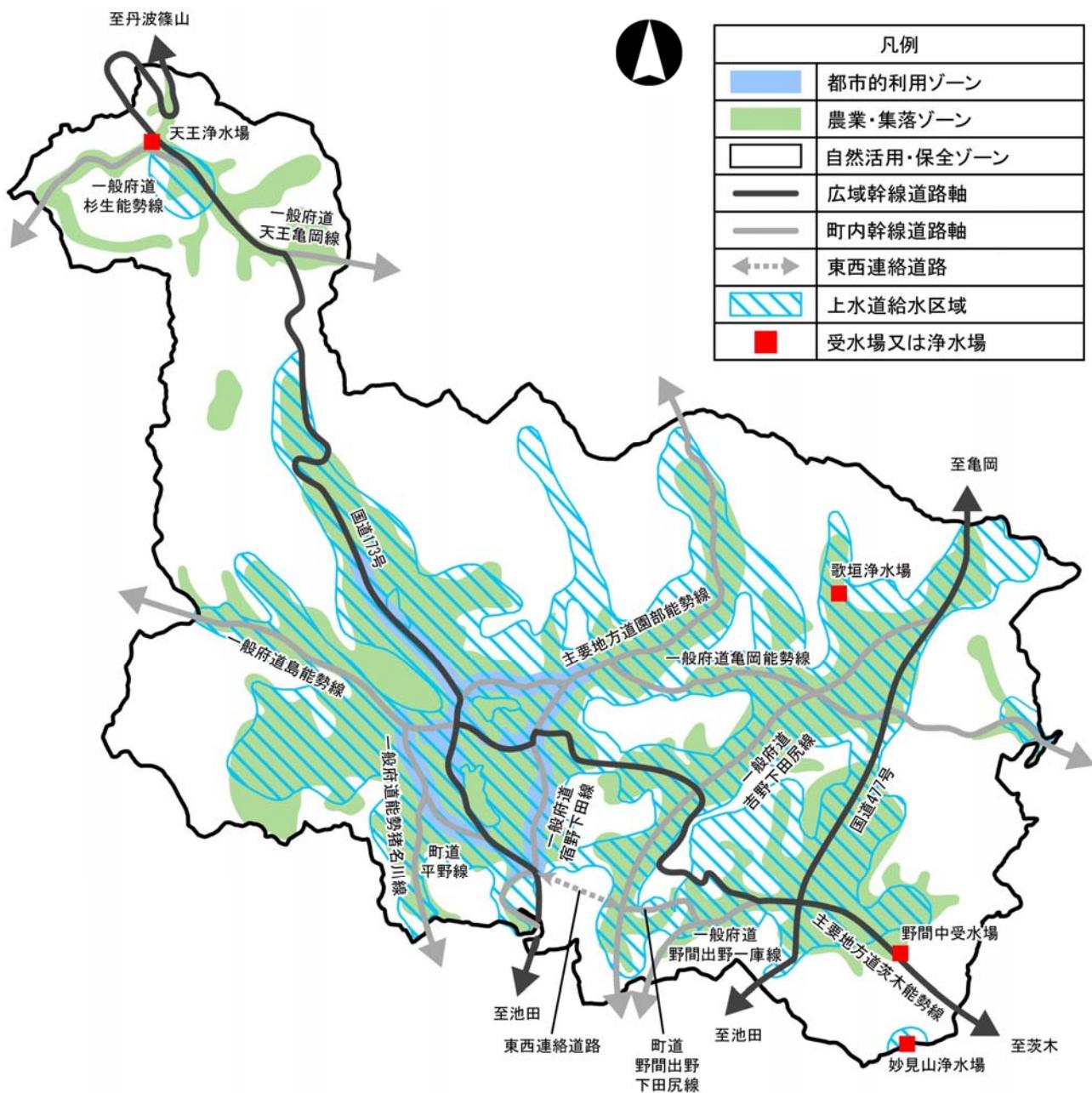


図 5-6 上水道整備方針図

(4)下水道・河川

【下水道：未整備区域の整備推進、施設の適切な維持管理】

- ・ 下水道事業については、「能勢町下水道基本構想」に基づき公共下水道の整備や維持管理を行うとともに、下水道に未接続の方に対し、接続に向けた啓発活動に取り組み、接続率の向上を目指します。
- ・ 農業集落排水区域においては、引き続き農業集落排水施設の適切な維持管理を行います。
- ・ 下水道区域外及び農業集落排水区域外については、「能勢町生活排水処理基本計画」及び「能勢町下水道基本構想」に基づき合併浄化槽（個人設置型）整備による汚水処理を推進します。
- ・ し尿収集体制や処理施設の適正な管理運営に努めるとともに、浄化センターとの一部機能の統合を進めます。

【河川：自然環境に配慮した整備、適切な維持管理】

- ・ 町管理河川については、今後も機能保全のための維持管理を実施していきます。
- ・ 河川改修やダム建設にあたっては、親しめる水辺の整備を目指すとともに、特別天然記念物のオオサンショウウオをはじめ生きものの移動や生息環境に配慮した多自然型の整備を図ります。
- ・ 大規模な流出量の増加などを伴う開発案件などについては、調整池の設置等を含めた適切な指導を行います。

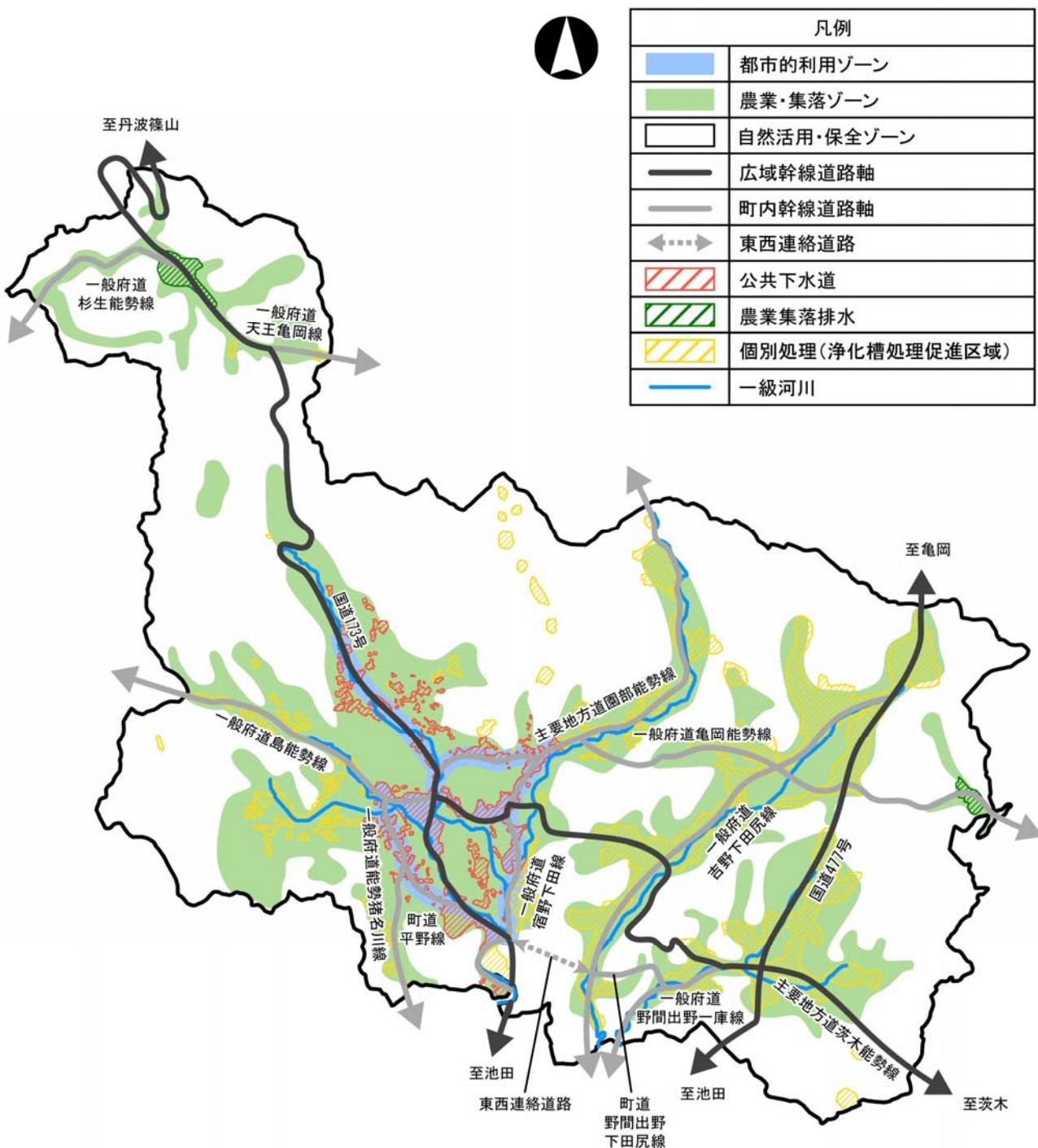


図 5-7 下水道・河川整備方針図

(5)その他公共施設

【整備してきた公共施設：適切な維持管理】

- ごみ処理施設、し尿処理施設、火葬場等のこれまで整備してきた公共施設については、「能勢町公共施設等総合管理計画」や個別の計画に基づき、適切な維持管理を進めます。

【旧役場庁舎跡地：広場や生涯学習施設の一体的整備】

- 旧庁舎跡地については、「旧庁舎周辺整備基本計画」において役場周辺をシビックゾーンとして位置付けており、これに基づき広場や生涯学習施設の一体的整備を行います。

【旧小中学校：民間活力による整備や活用】

- 旧小中学校は、公的利用の計画がない場合、未耐震の施設については、能勢町公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理コストの低減を図るとともに、民間活力による施設の整備や活用を検討します。

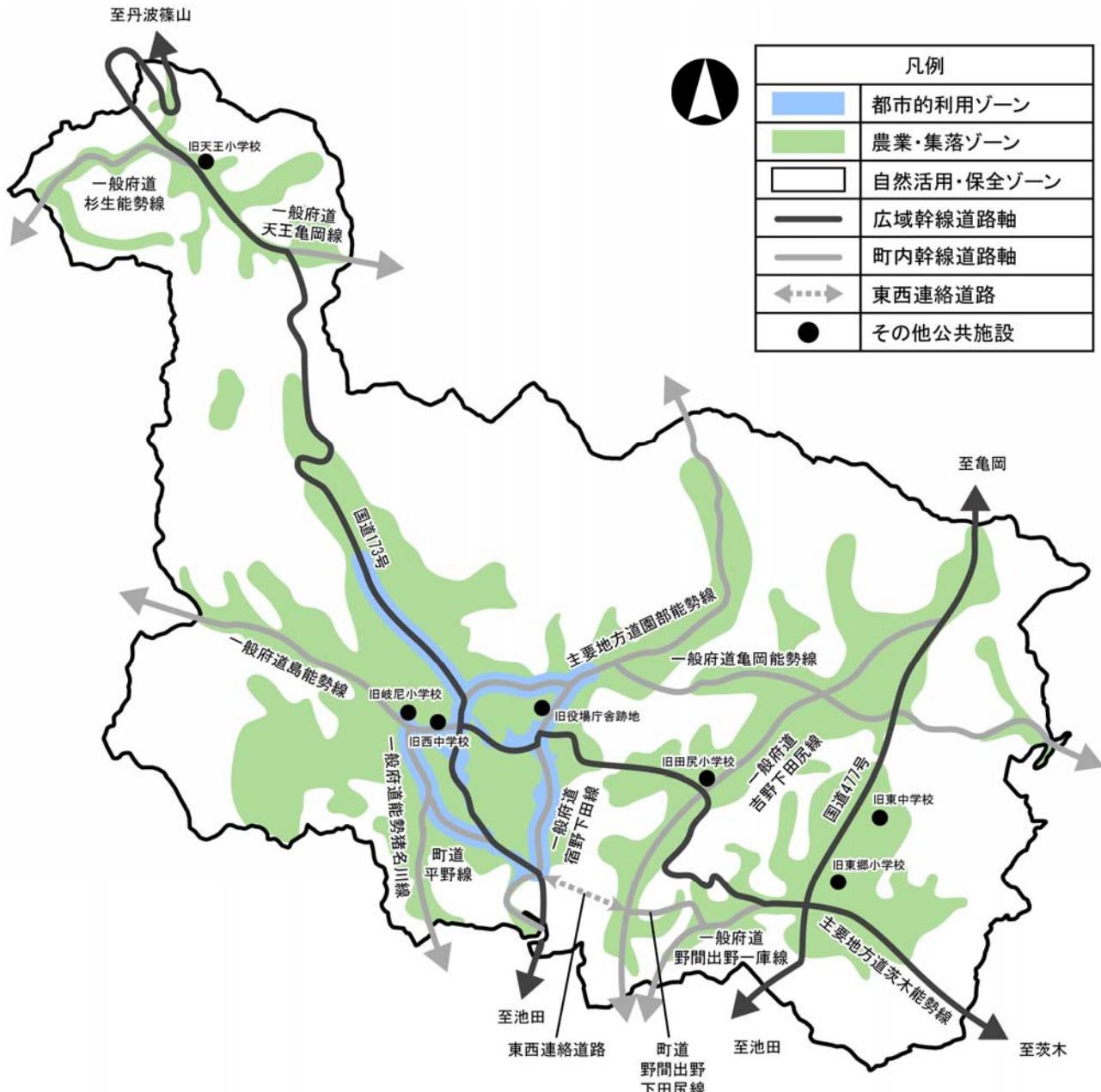


図 5-8 その他公共施設整備方針図

5.5 自然環境保全及び景観形成の方針

5.5.1 基本的な考え方

【豊かな自然環境の保全と適切な活用】

- ・ 本町の誇りである豊かな自然環境を保全するとともに、適切な活用を図ります。
- ・ 持続的な保全・活用のための仕組みを構築します。

【里山景観の保全と町の玄関口にふさわしい景観の形成】

- ・ 本町の特徴である美しい里山景観の保全・育成を図るとともに、市街地における里山景観との調和を図ります。
- ・ 国道173号沿い（市街化区域）においては、町の玄関口にふさわしい景観の形成を図ります。

5.5.2 整備の方針

(1) 自然環境保全

【山林の適切な維持管理】

- ・ 保安林区域や近郊緑地保全区域などについては、大阪府等と連携しながら関係法令に基づく土地利用の制限を堅持するなど適切な維持管理を図ります。
- ・ 「里山再生支援事業」による萌芽更新、森林保全ボランティア活動への支援、能勢町の補助を組み込んだ「森林整備事業」等の事業の強化を図り、推進していきます。
- ・ 他の山林についても、山林所有者等と連携しながら適切な維持管理を促進します。

【貴重な自然の適切な保全と活用】

- ・ 地区ごとの生態系の実態調査を実施し、「能勢生きものマップ」の更新を行うとともに、その情報を発信していきます。
- ・ 妙見山のブナ林、三草山のナラガシワ林（ミドリシジミ類）、地黄湿地、天王川の特別天然記念物オオサンショウウオの生息地などの貴重な自然については、自然保護団体等との連携により保全や環境学習の場等としての活用を図ります。
- ・ 国指定天然記念物の野間の大ケヤキ等文化財指定の樹木については、その保護を図ります。
- ・ 能勢町では絶滅危惧種が多く生育・生息している現状を踏まえ、「能勢の大切にしたい生きもの」（能勢町版レッドリスト）を作成しました。それを活用し、豊かな自然環境の保全を行います。

【里山資源の保全管理の仕組みづくり】

- ・ 都市部自治体の森林環境譲与税による森林整備や企業のCSR活動による再生活動フィールドの提供により、事業の自立性を高め、長期的な里山資源の保全管理の仕組みづくりを推進します。
- ・ 豊かな里山資源や生物多様性の保全に向けて、再生可能なエネルギーの供給量を増やし、環境負担の削減等に資する「ゼロカーボンタウン」の実現に向けた取組みを推進します。また、公共施設などにおいて、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化に向けた取組みを行います。

(2) 景観形成

【本町を特徴づける景観の保全】

- ・ 本町の景観の骨格を形成している妙見山、剣尾山、歌垣山、三草山などの山地景観や、名月峠や逢坂峠などの主要な峠から俯瞰できる盆地景観など、本町を特徴づける各種景観については、自然公園法をはじめ各種関連法規制を適切に活用し保全を図ります。
- ・ 農地の保全や農業の活性化を図りながら、田畠や山林、民家が一体となった里山景観の保全を図ります。

【眺望保全のための視点場の維持管理】

- ・ 環状自然歩道やレクリエーション施設などの主要な視点場からの眺望を保全するため、支障木の伐採等を行います。

【市街地における里山景観との調和】

- ・ 市街化区域においては、敷地面積の最低限度や高さ制限を定める能勢町開発指導要綱に基づき、周辺里山環境と調和する住宅等の整備を進めます。
- ・ 大阪府と連携しながら建築物の敷地等における緑化を促進する制度を活用し、当該建築物やその敷地について緑化を図ります。
- ・ 大阪府の定める景観計画や景観形成ガイドラインに基づき、市街地の背景としての山系を意識した景観づくりを行うとともに、色彩に関する配慮や屋外広告物条例に基づく規制を行います。

【町の玄関口にふさわしい景観の形成】

- ・ 国道173号沿い（市街化区域）においては、大阪府の定める景観計画や景観形成ガイドラインに基づき、道路境界からの後退とオープンスペースの確保や緑化、広告物や色彩への配慮などにより、町の玄関口にふさわしい景観の形成を図ります。

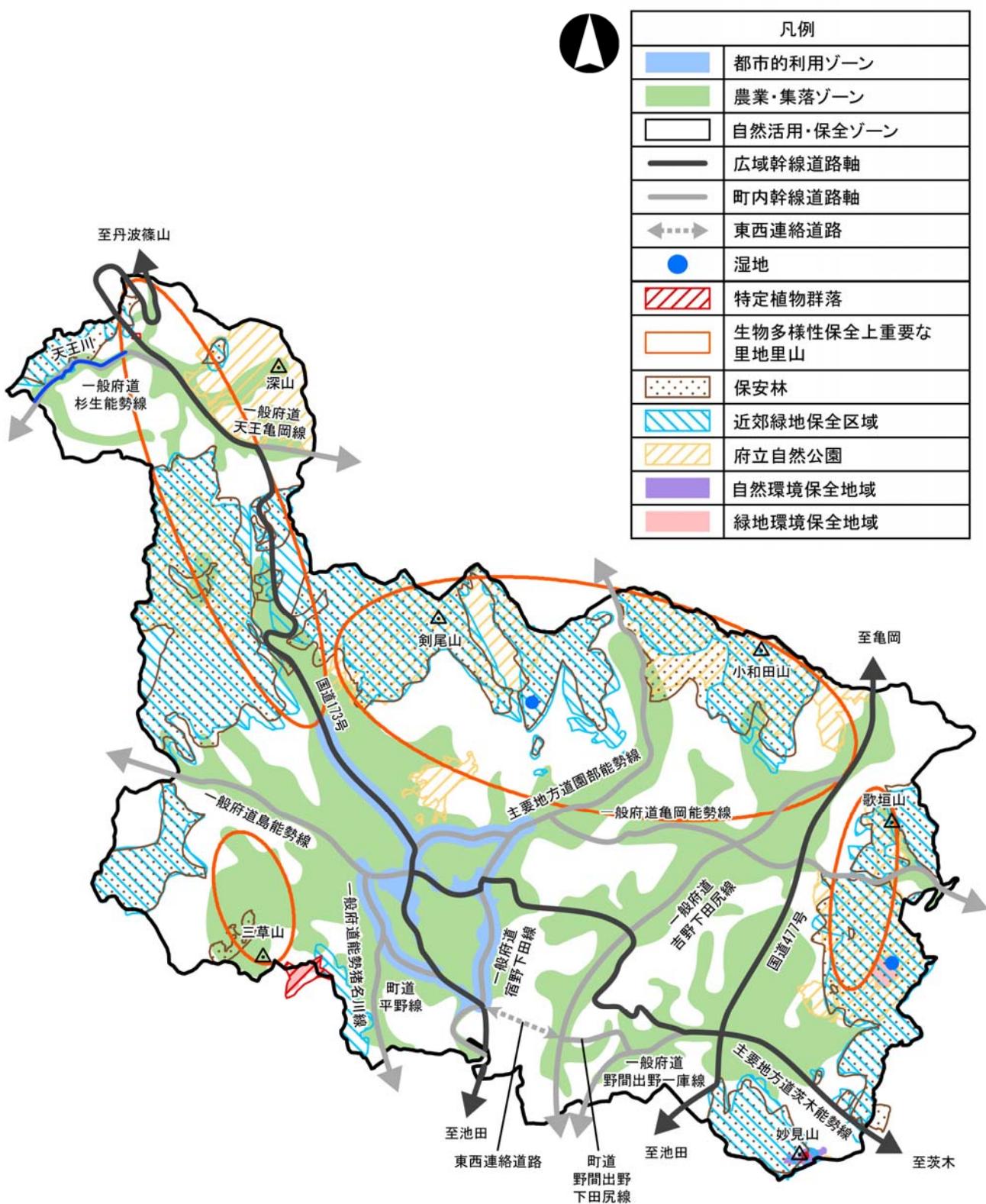


図 5-9 自然環境保全及び景観形成の方針図

5.6 都市防災の方針

5.6.1 基本的な考え方

【都市基盤の整備や発生源対策などのハード対策の推進】

- ・ 耐震化や不燃化等の都市基盤の整備、河川の維持管理や土砂災害対策施設の整備等の発生源対策など、防災・減災のためのハード対策を適切に推進します。

【地域防災力の強化や避難体制の整備などのソフト対策の推進】

- ・ 自主防災組織の体制づくりや住民への意識啓発等の地域防災力の強化、避難所や避難路の確保等の避難体制の整備など、防災・減災のためのソフト対策を推進します。

5.6.2 整備の方針

(1) 地震・火災対策

【建築物等の耐震化の推進】

- ・ 「能勢町耐震改修促進計画実施計画」に基づき、耐震診断等による建築物等の耐震化を進めるとともに、各種補助制度の周知を進めます。

【不燃化の推進】

- ・ 準防火地域の指定や建築物の不燃化の促進等により、火災発生時の災害防止に努めます。

(2) 浸水対策

【河川等の適切な維持管理】

- ・ 主要河川及び準用河川や農業用水路等については、引き続き維持管理を行うとともに、必要に応じて改修等を進めます。

【流域治水の推進】

- ・ 淀川水系猪名川上流ブロックに関連する大阪府、池田土木事務所等と連携し、流域治水の向上や災害予防等に向けた取組みを進めます。

【ため池のリスク管理】

- ・ 農業用ため池について、「農業用ため池防災・減災アクションプラン」（大阪府）に基づき、防災重点ため池（C 級値以上）については、大阪府による耐震診断をもとに本町がハザードマップの作成等を行い、リスク周知を進めます。

(3) 土砂災害対策

【保安林の維持管理】

- ・ 保安林については、大阪府が進める治山事業による維持管理を基本としつつ、必要に応じて大阪府に対して要望を行う等の連携を図ります。

【砂防ダム整備等の働きかけ】

- ・ 砂防指定地についても、大阪府に対して砂防ダム整備に向けた働きかけの実施や、対策に関する検討を進めます。

【開発等に対する規制の継続】

- ・ 砂防指定地及び宅地造成等工事規制区域については、関係機関等と連携しながら開発等にかかる規制を継続します。

【パトロールによる現地確認】

- ・ 土砂災害警戒区域については、大阪府と連携しながらパトロールによる現地の確認を行うとともに、対策についても検討を進めます。

【住民への周知・啓発】

- ・ 土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域などについては、住民等に対して危険区域等の周知を図るとともに、必要な対策を進めます。

(4) 共通

【防災・減災に関する啓発活動】

- ・ 自助・共助の視点から、本町の住民や本町を訪れる人々に対する防災・減災に関する啓発活動などを進めます。

【地域防災体制の強化】

- ・ 地域の防災体制の強化に向けて、自主防災組織の立ち上げや消防団活動の支援、また避難行動要支援者への支援体制の構築を行います。
- ・ 防災体制の強化に向け、避難誘導マニュアルの策定等に向けた検討を進めます。

【避難施設等の整備や維持管理】

- ・ 災害時の体制づくり、避難施設等の確保、災害時用資機材の備蓄、地震計、防災無線などの整備や維持管理に努めます。

Column (コラム) : 自主防災組織の強化

自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成される組織であり、現在、本町では 44 区のうち 15 区において組織化されています。

町では、地域住民が組織を立ち上げるための事務的な支援や資機材の整備費用に対する補助等を行うことにより、組織化を推進しています。また、組織が設置された後は、地域における防災訓練に参加して助言を行ったり、防災に関する研修会を開催するなど、自主防災組織の活動強化に取り組んでいます。

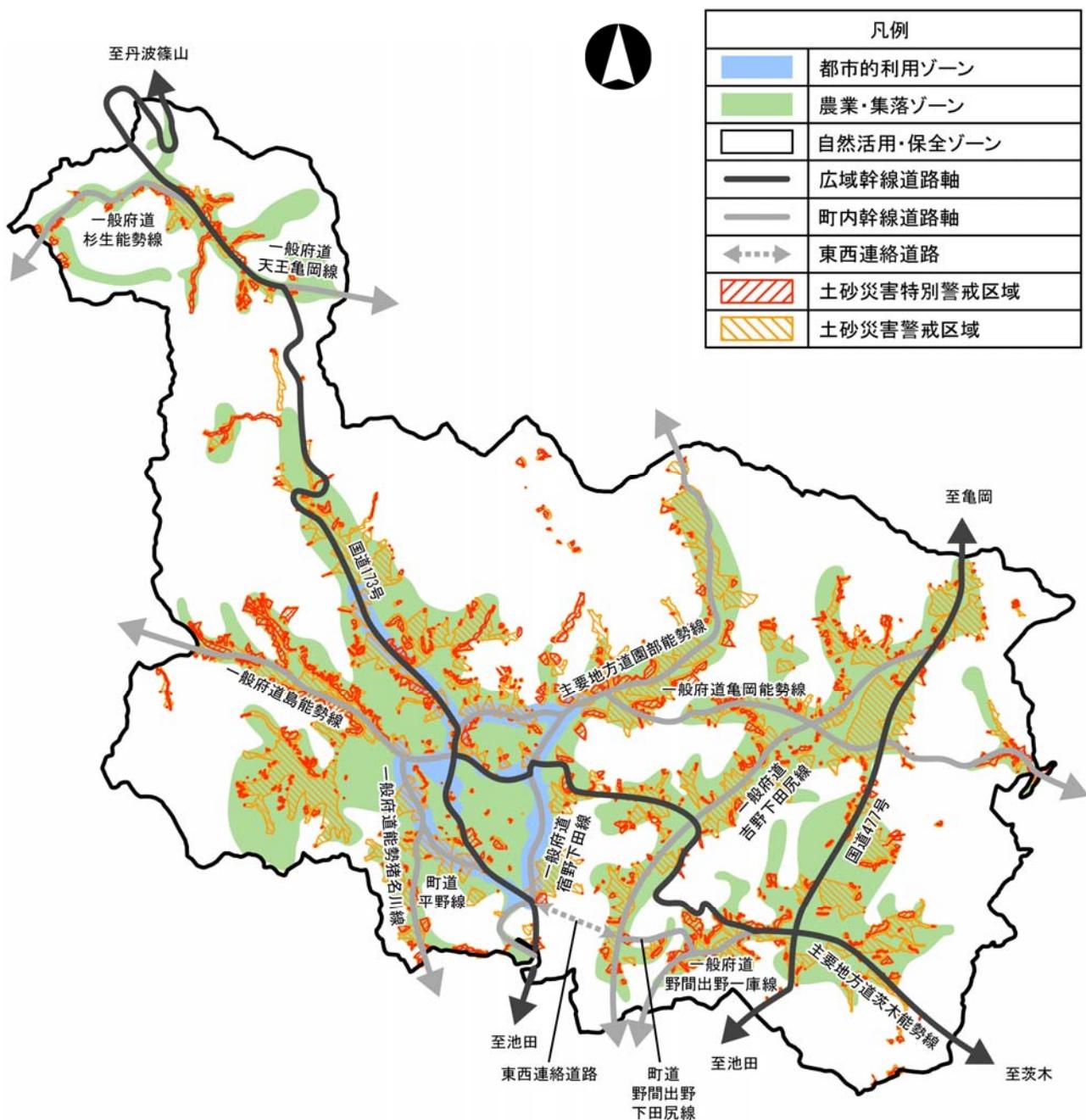


図 5-10 都市防災に関する方針図(土砂災害)

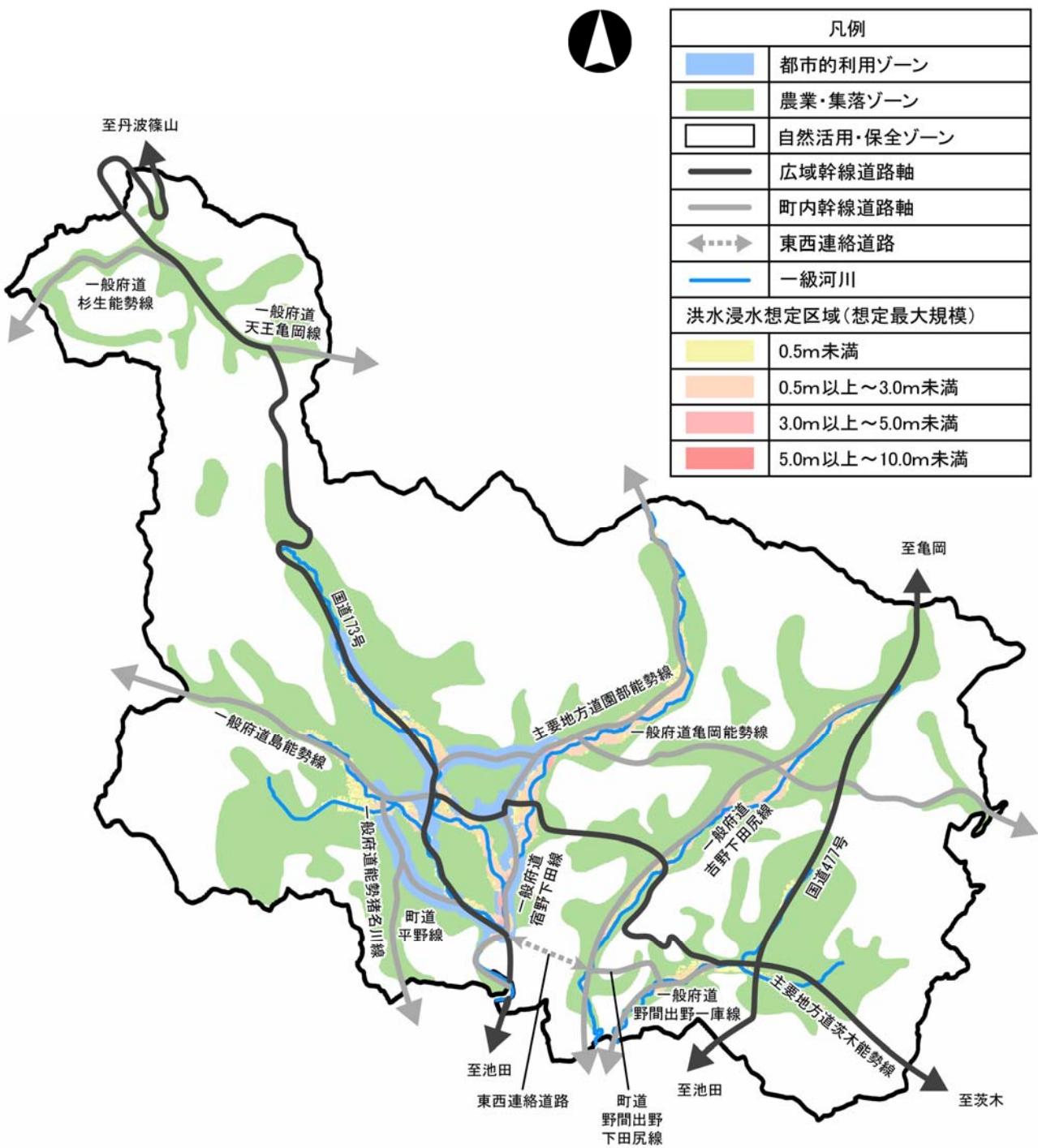


図 5-11 都市防災に関する方針図(浸水)

※洪水浸水想定区域(想定最大規模)とは、想定し得る最大規模の降雨(1年の間に発生する確率が 1/1,000(0.1%)程度の降雨)が発生した場合の洪水浸水想定区域と想定される浸水深を示すものです。

第6章 地域別構想

6.1 地域別構想の考え方

地域別構想においては、第5章の全体構想を踏まえ、主な整備方針を西地域、東地域に分けて再整理します。ここでは、特に「5.3 市街地・集落整備の方針」、「5.4 都市施設整備の方針」、「5.5 自然環境保全及び景観形成の方針」で記載した内容から、主な内容を示しています。

整理した整備方針は、以下のとおりです。



図 6-1 地域区分図(西地域・東地域)

表 6-1 地域別構想に記載する主な整備方針

分野	類型	主な整備方針（概要）	西地域	東地域
市街地・集落整備の方針	都市的利用ゾーン	国道173号沿い：地域産業と連携した施設、新たな産業施設などの立地推進	○	
		道の駅能勢：魅力向上、観光や防災の観点から、稼ぐ地域経営の拠点としての機能強化	○	
		市街化区域編入検討地区（大里・宿野4区・柏原地区）：多様な産業（主に製造業等）を誘致する用地としての利活用に向けた取組みや検討を実施	○	
		将来的な市街化区域編入検討地区：将来的な市街化区域への編入を見据え、多様な産業を誘致する用地としての利活用に向けた取組みや検討を実施	○	
	農業・集落ゾーン	開発許可等制度の弹力的な運用や住民発意の土地利用計画による土地利用の推進	○	○
都市施設整備の方針	道路	東西連絡道路：大阪府に対し整備の実現に向けた働きかけを実施		○
		通学路となる区間：新たな歩道等の整備を検討	○	
	公園・緑地	府立自然公園：大阪府に対する適切な維持管理についての働きかけや保全・活用	○	○
	公共施設	旧役場庁舎跡地：広場や生涯学習施設の一体的整備	○	
自然環境保全及び景観形成の方針	景観形成	本町を特徴づける各種景観については、自然公園法をはじめ各種関連法規制を適切に活用し保全	○	○
		市街化区域：能勢町開発指導要綱に基づき、周辺里山環境と調和する住宅等の整備	○	
		国道173号沿い（市街化区域）：町の玄関口にふさわしい景観の形成	○	

6.2 西地域

西地域は、市街化区域を含む、旧西能勢村の地域です。

西地域の主な整備方針を示すと以下のとおりです。

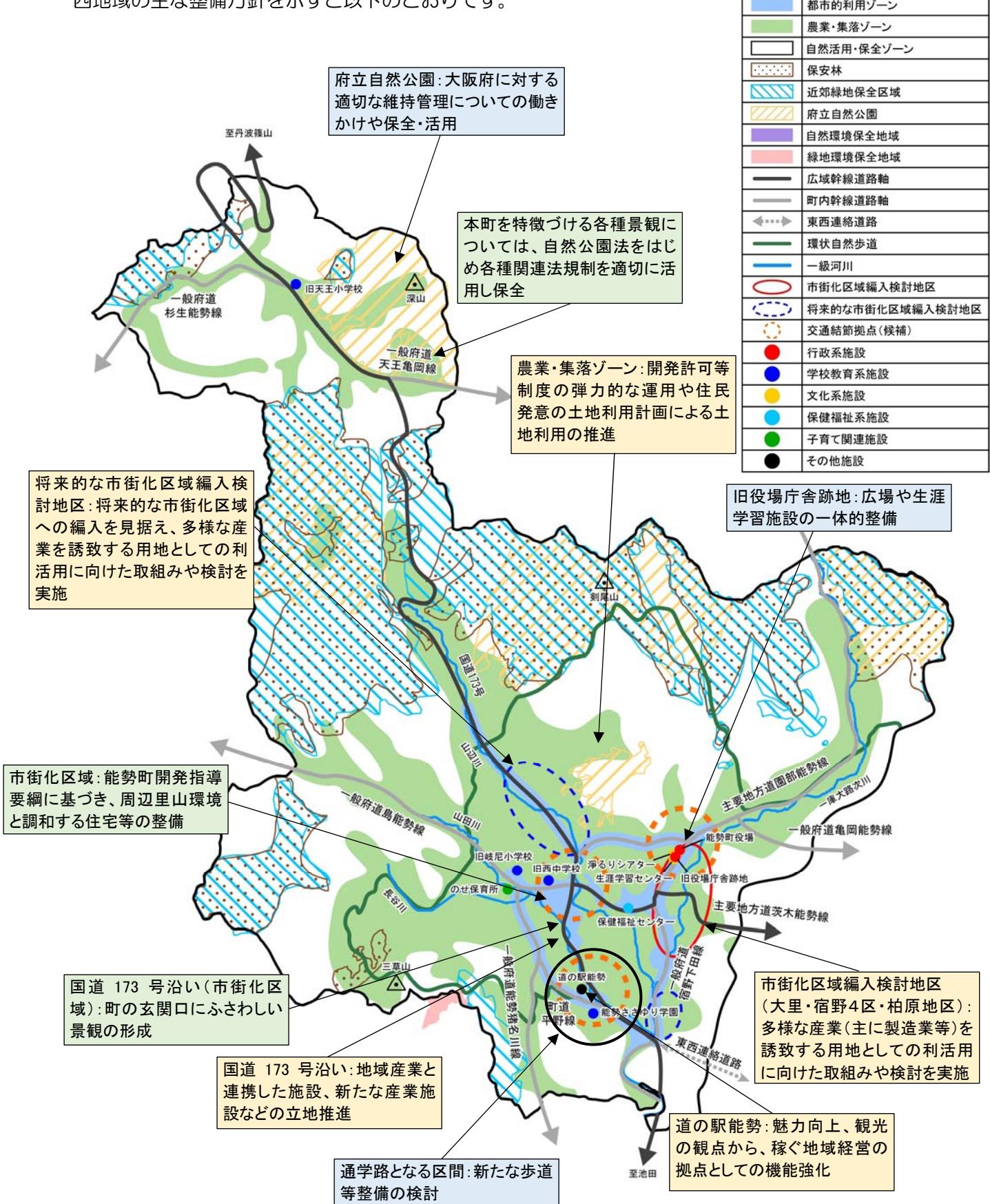


図 6-2 西地域整備方針図

6.3 東地域

東地域は、旧歌垣村、旧田尻村、旧東郷村からなる地域です。

東地域の主な整備方針を示すと以下のとおりです。

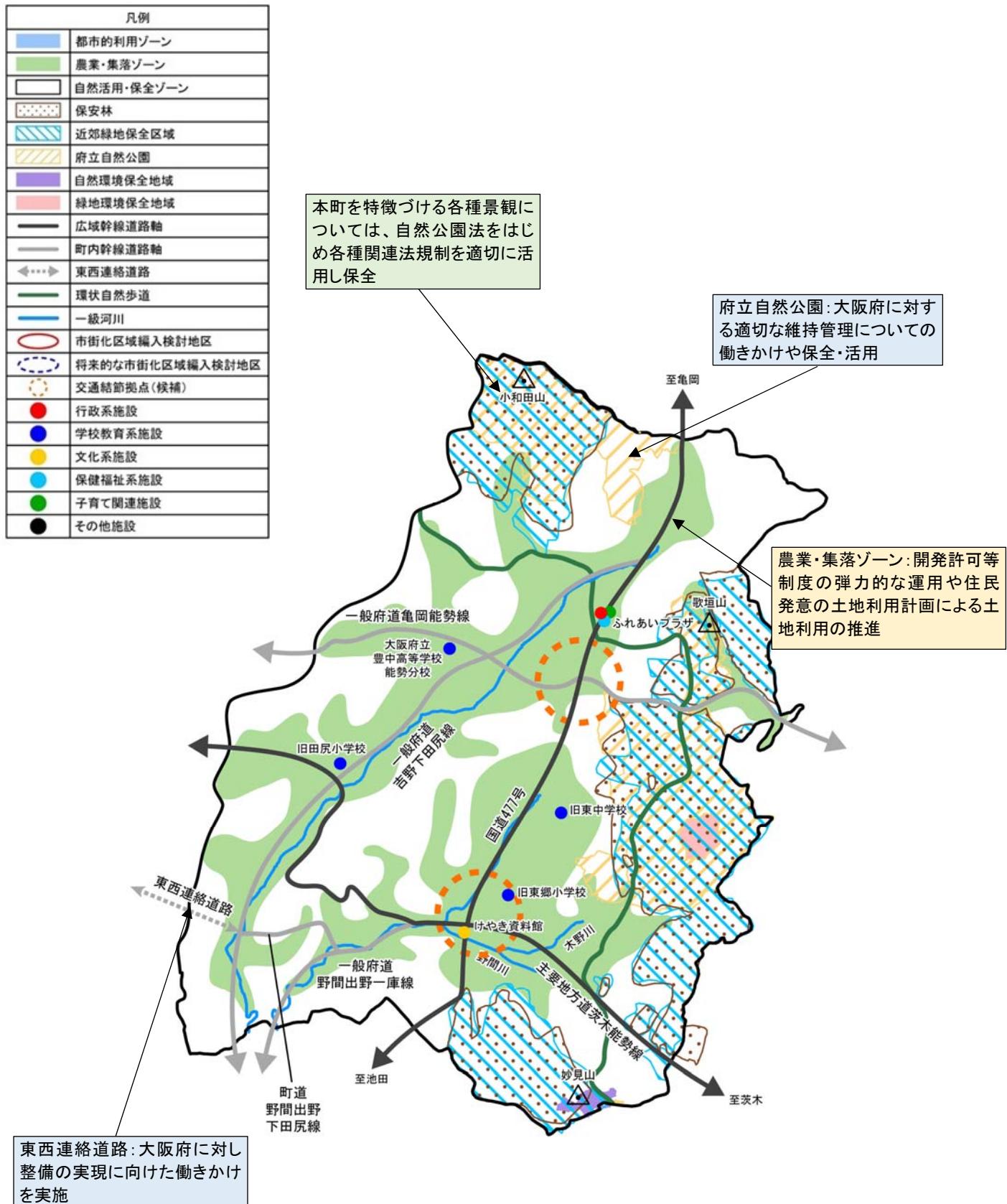


図 6-3 東地域整備方針図

第7章 実現に向けて

7.1 推進体制

本町では、パートナーシップによるまちづくりを推進してきており、これまでにも中学・高校生などの若者が地域の一員としてまちづくりに積極的に参画する機会を作るとともに、大学連携や地域内外の多様な協力者とともに様々な実証研究を行うことで、先進的でかつ実践的な人材育成や価値創造の「場」を創設してきました。

このようなまちづくりの状況を踏まえ、今後も住民が住み続けたいと思えるようなまちを目指し、住民、民間事業者、行政との協働による取組みを推進します。

7.1.1 各主体の連携

住民、民間事業者、行政それぞれの役割を踏まえ、各主体が連携することで良好なまちづくりの取組みを推進します。

1) 住民

まちづくりの主体は住民であり、具体的なまちづくりの推進にあたっては、住民が地域の現状や課題を知り、地域の特性を踏まえてまちづくりを活かしていくなど自主的な取組みが重要です。そのためにも、民間事業者の専門的な技術・知識や行政の支援・調整などを受けながら、まちづくりに積極的に関わることが必要です。

2) 民間事業者

民間事業者は、地域社会を構成する一員として、事業の継続・発展を通じて、地域の産業や経済の発展に貢献することが期待されます。住民、行政と連携するとともに、自らの事業や活動による専門的な技術・知識などを活かしたまちづくりへの参画が必要です。

3) 行政

適切な土地利用の誘導、都市施設の整備、市街地の開発などにおいては、まちづくりに多様な主体が関与することを踏まえ、行政がより総合的な観点から調整していく必要があります。都市計画マスターplanに基づき都市計画制度を適切に運用するとともに、住民や民間事業者との連携を図りながら計画的なまちづくりを進めます。

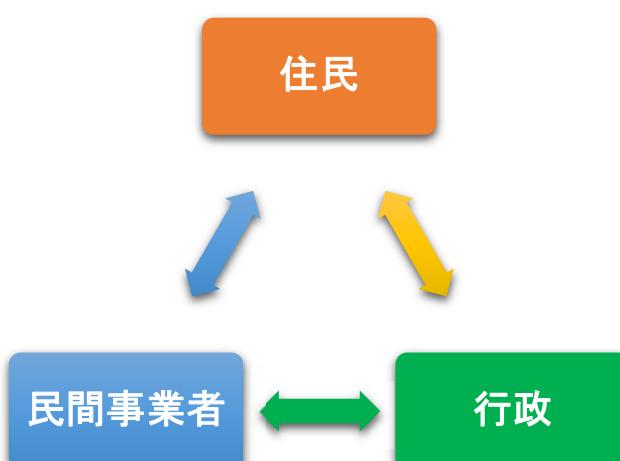


図 7-1 各主体の連携イメージ図

7.1.2 多様な主体の活動の促進

まちづくりにおける協働の取組みを推進していくためには、まちづくりに対する意識を高め、まちづくりへの主体的な参加の輪を広げていくことが重要です。

住民や民間事業者が主体的に、情報や資料を収集・活用し、まちづくりについて考え、意識を高めることができるよう、行政情報やまちづくり情報の蓄積と積極的な提供に努めます。

また、町内で実施されているパートナーシップによるまちづくり活動を先進事例として、住民や事業者間、地域間など多様な縁のつながりに向け横展開を進め、各主体の連携を支援します。

7.1.3 公民学の連携によるまちづくりの推進

公民学のパートナーシップの推進により、自治体や教育機関、企業、NPO など町内外の様々な主体がつながり、連携・協働することにより、町の課題解決や新しい価値創造を図っていきます。

そして、それぞれの活動が活発に動き出し、新たな協力者が増えることで、これまで気がつかなかつた視点の導入やまちづくりに参画する人材の知恵のさらなる好循環を期待します。

7.1.4 情報通信技術の利活用

ICT 技術等の利用を促進するために庁内で情報共有や連携を強化し、デジタル化を推進する体制づくりを行います。

また、様々なデータや AI によるデータの収集・分析を行い地域の課題解決を図るとともに、新たな価値が創造されるような環境づくりに取り組みます。特に、町が保有している調査結果などのデータを積極的に活用できる仕組みづくりを行います。

7.2 進行管理

本計画は、中長期的な視点に立ったまちづくりに関する基本的な方針を定めたものですが、これらの実行にあたっては、計画に掲げた施策等の進捗状況を管理・評価しながら、社会経済情勢の変化や法改正、住民ニーズの変化等にも応じた見直しを検討し、さらなる展開を図っていく必要があります。

そのため、以下に示すような調査（Survey）、計画（Plan）、実行（Do）、分析（Analysis）、共有（Share）を図りながら、まちづくりを継続的に向上させるスパイラルアップにより、基本目標の実現を目指していきます。

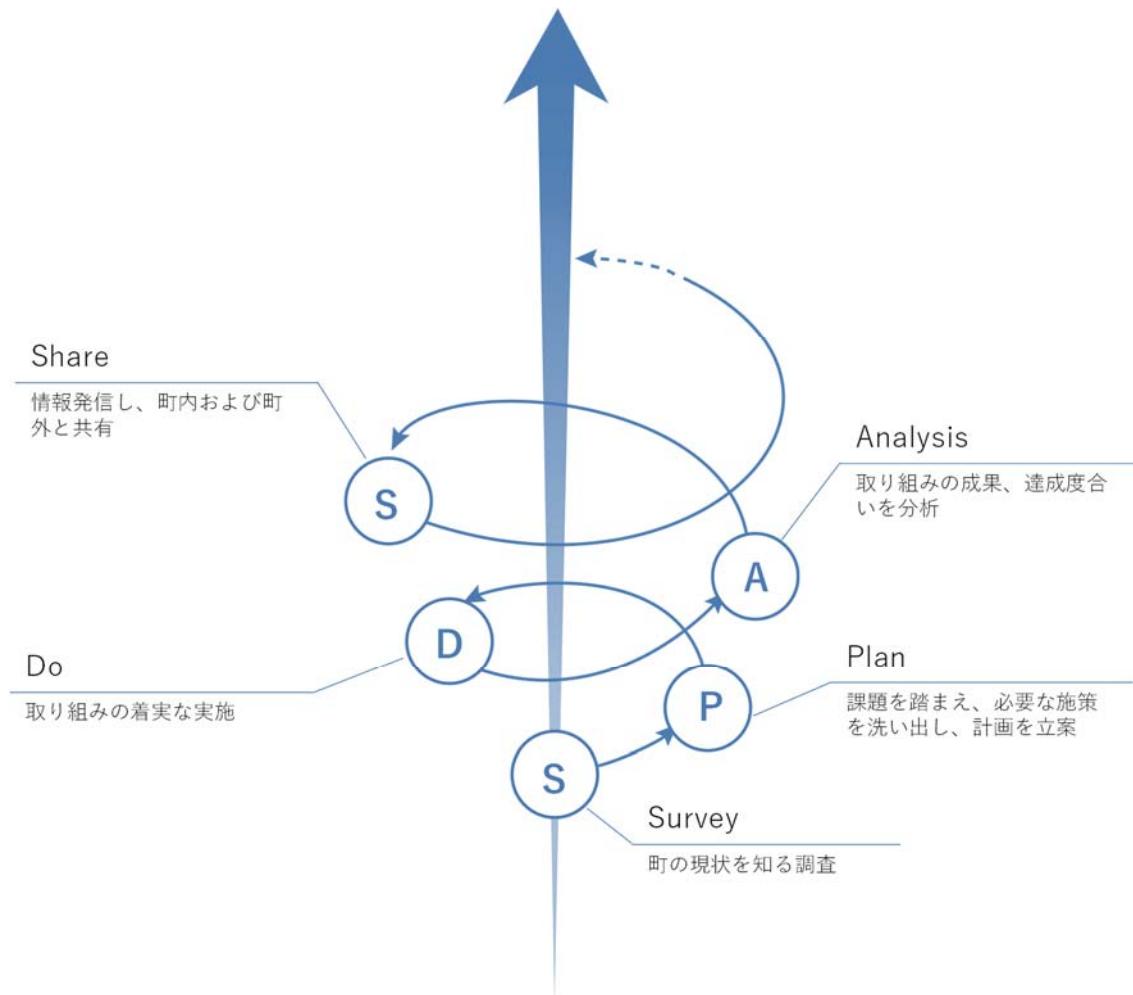


図 7-2 スパイラルアップのイメージ図

出典：「第6次能勢町総合計画」（能勢町 令和4(2022)年7月）

資料編

資料1. 策定の経緯

日程		内容
令和5年	6月 19日	能勢町都市計画マスターPLANの改訂に係る住民意向調査の発送
	7月 12日	能勢町都市計画マスターPLANの改訂に係る住民意向調査の回答締切
	10月 20日	第40回能勢町都市計画審議会 ・改訂の本旨、スケジュールの説明 ・現況整理結果、住民意向調査結果等の報告 ・課題と基本方針について審議 等
令和6年	2月 14日	第41回能勢町都市計画審議会 ・全体構想などを含む改訂素案の審議 等
	4月 30日～ 5月 31日	能勢町都市計画マスターPLAN（改訂素案）に対するパブリックコメントの実施
	7月 25日	第42回能勢町都市計画審議会 ・最終原案の審議

資料2. 能勢町都市計画審議会委員名簿

氏 名	所属など
◎ 吉田 友彦	立命館大学 政策科学部 政策科学科 教授
○ 西河 巧	町議会議員
福井 利実	能勢町商工会 理事
畠 佳秀	大阪北部農業協同組合 理事
花崎 由泰	大阪府森林組合 理事参事兼豊能支店長
神吉 紀世子	京都大学大学院 工学研究科 教授
平岡 和久	立命館大学 政策科学部 政策科学科 教授
大西 則宏	町議会議員
岡本 ひとし	町議会議員
奥 久明	町議会議員
中西 顕治	町議会議員
林 義浩	区長総代表

◎は会長、○は会長代理

資料3. 用語集

あ行	
大阪広域水道企業団	大阪広域水道企業団は、大阪府営水道を引き継ぐ団体として、平成22(2010)年度に大阪府内の42市町村が共同で設立した一部事務組合(特別地方公共団体)。
か行	
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な「排出量」から、植林、森林管理などによる人為的な「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにし、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
急傾斜地崩壊危険箇所	崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害を生じるおそれのある箇所。
近郊緑地保全区域	近畿圏の近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」第5条の規定に基づき国土交通大臣が指定したもの。
近隣商業地域	用途地域の1つ。まわりの住民が日用品の買物などをするための地域であり、住宅や店舗のほかに小規模の工場が建築可能。
区域区分	道路・公園・下水道などの基盤整備についての公共投資を効率的に行いつつ、良質な市街地の形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することができる制度。市街化調整区域では、開発許可制度により、目的・用途など一定の条件を備えた開発事業でなければ許可されず、無秩序な開発を抑制している。
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
グリーンレジリエンス	地域の自然や地形など、自然が發揮する機能やもたらす恵みを賢く活用し、地域の自然の豊かさを向上させることで、相乗的に災害による人命や財産への影響を軽減させる、「自然資本を活用した社会资本整備」を進める考え方。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地。
洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
交通結節拠点	交通手段同士が接続する場であり、乗換えを行う拠点。
高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。
さ行	
砂防指定地	砂防法第2条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限するべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域。
市街化区域	既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
自然環境保全地域	大阪に残された学術的価値の高い貴重な自然や、郷土景観を代表する植物群落等の自然を、大阪府自然環境保全条例に基づいて区域指定し、保全を図ることを目的とした地域。
自然公園	国立公園、国定公園、府立自然公園の総称。すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場としてその利用の増進を図ることを目的に、自然公園法や大阪府条例で指定された地域。

準工業地域	用途地域の 1 つ。主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域であり、危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんどの用途の建築物が建築可能。
水源涵養機能	森林の土壤が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させ、また、雨水が森林の土壤を通過することにより、水質を浄化する機能。
ストック	道路、住宅、公園、上下水道等の生活関連施設のほか、居住、商業、工業等の都市の機能や、自然、景観、歴史・文化等の都市の資源等で、次の段階への貴重な資源や財産となるもの。
スパイラルアップ	改善が奏効しあって継続的な改良・向上に結びつくこと。「善循環」「好循環」ともいう。
生物多様性保全上重要な里地里山	環境省が選定する里地里山であり、地域における暮らしや営み、保全活動等の取組みを通じて守られてきた豊かな里地里山を広く国民に知らうためのもの。
た行	
第一種住居地域	用途地域の 1 つ。住居の環境を守るために地域であり、3,000 m ² までの店舗、事務所、ホテルなどは建築可能。
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアにおいて、森林や農地を含めて、盛土等により人家等に危害を及ぼしうる区域として知事が指定するもの。
地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、つまり消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団をコミュニティといふ。 コミュニティという総称には、市町村などの地方自治体や地域を越えて連携した非営利組織などの集団、インターネット上で連絡を取り合う集団なども含まれる。そこで、地域社会の現地住民が集団の構成要素であるコミュニティを、特に地域コミュニティと呼び、行政、地域を越えた連携と連絡を基盤としたその他のコミュニティと区別している。
地区計画	地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、特定の地域を対象として、建築物に関するきめ細やかなルールと生活道路や公園などの公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。
テレワーク	「情報通信技術（ICT = Information and Communication Technology）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のこと。
特定植物群落	わが国の植物相形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなど。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。
都市計画区域	自然的、社会的条件等を勘定して、一体的な都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として定める区域。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で快適な都市生活と機能的な都市活動を確保する都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
都市構造	都市を形づくっている交通ネットワークや土地利用等の物理的な構造で都市空間の骨組みとなるもの。

土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、土砂災害により危害のおそれのある土地の区域を知事が指定するもので、区域には、警戒避難体制の整備を目的とした「土砂災害警戒区域」と住宅等の新規立地の抑制などを目的とした「土砂災害特別警戒区域」がある。なお、土砂災害防止法で対象とする「土砂災害」とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3現象。
土石流危険渓流	渓流の勾配が15度以上で土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がない場合でも官公署・学校・病院及び社会福祉施設等の災害時要配慮者利用施設や駅・旅館・発電所等の公共施設のある場合を含む）に被害を生じるおそれのある渓流。
な行	
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の健全な発展及び国土資源の合理的利用の見地から、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する区域。
農空間	農地を中心に、里山、集落、農業用水路やため池など農業用施設が一体となったところ。農産物の生産だけでなく、洪水等の災害を抑制する防災機能、ヒートアイランド現象の緩和、美しい景観の形成、教育・福祉等、様々な公益的役割を果たしている。
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。
は行	
パートナーシップ	協力関係、共同、提携、という意味の英単語。
バイオマス	動植物などから生まれた生物資源の総称で、木くずや間伐材（森林の育成のために間引いた木材）、可燃性ごみ、精製した廃油、家畜の糞尿など様々なもの。
氾濫危険水位	洪水により破堤等の災害や浸水被害の恐れがある水位。
保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。
防火・準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく地域地区の一つとして定める地区。
や行	
用途地域	都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るもの。市街地を13種類の地域類型のいずれかに指定し、建築物の用途、密度、形態等を制限する。
緑地環境保全地域	樹林地、水辺を含む特に重要な自然、歴史的文化遺産を含み、その歴史的遺産と併せて保全すべき自然を、大阪府自然環境保全条例に基づいて区域指定し、保全を図ることを目的とした地域。
わ行	
ワーケーション	ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語。リゾート地などで休みを取りつつ（または引っ越しして）テレワークをする働き方を指す。
アルファベット	
AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。
CSR活動	Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任と訳される。企業活動において経済、環境、社会の側面を総合的に捉え、競争力の源泉とし、企業価値の向上につなげる活動。
GX（グリーントランスフォーメーション）	化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動。

ICT	情報通信技術。Information and Communication Technology の略称。サーバー、インターネットなどの技術だけでなく、ビッグデータ、ソーシャルメディアなどのサービスやビジネスについてもその範囲に含めることが多い。
SDGs	Sustainable Development Goals の略。国連に加盟する 193 か国が、2030 年までに達成するための「持続可能な開発目標」（平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて採択）



能勢町都市計画マスターplan

発行：能勢町 産業建設部 地域整備課

住所：〒563-0392

大阪府豊能郡能勢町宿野 28

TEL : 072-734-1726 FAX : 072-734-1545